

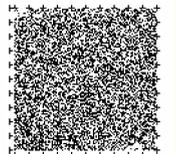


第2期

築上町 地域福祉計画

地域の絆で守る一人ひとりの豊かな生活と
健やかな未来 築上町

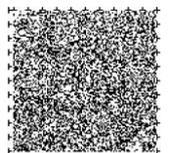
令和3年3月
築上町



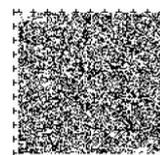
目次

第1章 計画の策定にあたって	
1 地域福祉計画策定の趣旨.....	2
2 計画策定体制.....	8
第2章 築上町の地域福祉を取り巻く現状と課題	
1 各種統計からみる町の現状.....	10
2 町の社会資源の現状.....	27
3 住民アンケート調査からみた町の現状.....	32
4 地域の関係団体・機関等への意見聴取からみた町の現状.....	43
5 第1期築上町地域福祉計画の評価・検証.....	54
6 築上町の地域福祉をめぐる主要課題.....	66
第3章 計画の基本的な考え方	
1 第2期築上町地域福祉計画の基本理念.....	70
2 第2期築上町地域福祉計画の基本目標.....	71
3 第2期築上町地域福祉計画の施策の体系.....	72
4 地域福祉推進にあたって.....	73
第4章 施策の展開	
基本目標1 住民の絆が深まり 支え合う地域づくり.....	76
基本目標2 丸ごと受け止める 暮らしやすい地域づくり.....	89
基本目標3 健康と安らぎをまもり 持続可能な地域づくり.....	107
第5章 計画の推進方策	
1 協働による計画の推進.....	124
2 計画の周知・啓発.....	125
3 計画の点検・評価・見直し.....	125
資料編	
1 築上町地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	128
2 築上町地域福祉計画策定の経緯.....	128
3 用語解説.....	129

本計画は、音声コード（Uni-Voice）を使用しており、スマートフォン等のアプリを利用して、読み取ることができます。ただし、音声コードには文字数制限がありますので、内容は要約・省略をしております。また、機種によっては正しい読み上げができない場合がありますので、ご了承ください。



第1章 計画の策定にあたって



1 地域福祉計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

我が国はこれまで、多様な生活課題に対しては、家族や地域共同体による助け合いによって対処してきました。しかし、近年、社会経済情勢の変化やライフスタイルの多様化、人口減少や少子高齢化、核家族化などの家族形態の変化によって、家族での支え合いや地域で助け合う力が弱まりつつあります。加えて、高齢者の孤独死、自殺、ひきこもり、虐待、ドメスティックバイオレンス、生活困窮など、地域住民の抱える課題が多様化・複雑化してきており、このような社会問題や生活課題への対応は、公的な福祉サービスの充実だけでは困難な状況にあります。

そこで、地域における多様な生活課題への的確な対応を図るため、公的な福祉サービスの充実とともに、住民が主体となって助け合い、支え合いの領域を拡大し、強化することが求められています。

本町では、「築上町地域福祉計画」（以下、「第1期計画」という。）を平成28年3月に策定しました。第1期計画策定以降、国が示す「地域共生社会」の実現や包括的な支援体制の構築、社会福祉法の改正を現在の町の実情と絡めて計画に反映していく必要があります。

以上を踏まえて、第1期計画を見直すとともに、住民や関係機関・団体、行政の協働のもとで、お互いに支え合う仕組みを構築し、活発な地域福祉活動の展開が図られる指針となるよう「第2期築上町地域福祉計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定します。

(2) 地域福祉とは

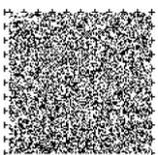
地域福祉とは、すべての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域社会を住民全体で築いていく取り組みのことです。その実現のためには、地域住民や地域活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政や社会福祉協議会と協働し、それぞれの役割や特性を活かしつつ、地域社会でともに暮らす人々が互いに支え合い、助け合いながら、よりよい方策を見出して取り組むのが「地域福祉」の基本的な考え方です。

また、地域福祉の推進に関する事項は、社会福祉法の第4条に示されています。

■ 社会福祉法（地域福祉の推進） ■

第4条

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行うものは、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。



(3) 地域福祉計画の位置づけ

① 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、個人や家族、隣近所、ボランティア団体、福祉サービス事業者、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、お互いの連携の下で、「自助」「互助」「共助」「公助」を重層的に組み合わせた「地域ぐるみの福祉」を推進するための計画です。

■ 地域福祉の向上に向けた4つの助け ■

じじよ 自助	個人や家族による支え合い・助け合い (自分でできることは自分です)
きょうじよ 共助	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> ごじよ 互助 身近な人間関係のなかでの自発的な支え合い・助け合い (別居する家族、近隣の友人や知人が、互いに支え合い、助け合う) </div> 地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たち、福祉サービス事業者等が、行政機関や社会福祉協議会の職員と協働しながら、組織的に協力し合う活動による支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参加し、地域社会全体で支え合い、助け合う)
こうじよ 公助	保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供による支え (行政でなければできないことは、行政がしっかりとする)

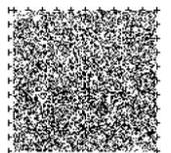
② 計画の法的根拠

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条が定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。平成 29 年 6 月の社会福祉法改正により、同法 107 条では、市町村地域福祉計画において、地域における福祉に関し共通して取り組むべき事項や包括的支援体制整備に関する事項が盛り込むべき事項として追加されました。

また、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 3 年 4 月に施行され、市町村は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項を定めるよう努力するものとされています。

「地域共生社会」とは…

制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す考え方のことです。



■ 社会福祉法（市町村地域福祉計画） ■

【平成 29 年 6 月社会福祉法の改正により第 107 条第 1 項と第 5 項を計画に記載すべき事項として追加】

第 107 条 市町村地域福祉計画

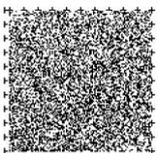
市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項【追加】
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 包括的な支援体制の整備に関する事項【追加】

■ 社会福祉法（包括的な支援体制の整備に関する事項） ■

第 106 条の 3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

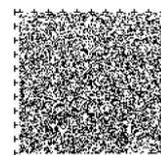
- 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業



■ 社会福祉法（重層的支援体制整備に関する事項） ■

第 106 条の 4 地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、次に掲げる社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、子ども・子育て支援法及び生活困窮者自立支援法（以下「各法」という。）に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業として、重層的支援体制整備事業を行うことができること。

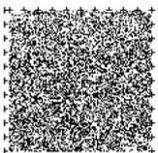
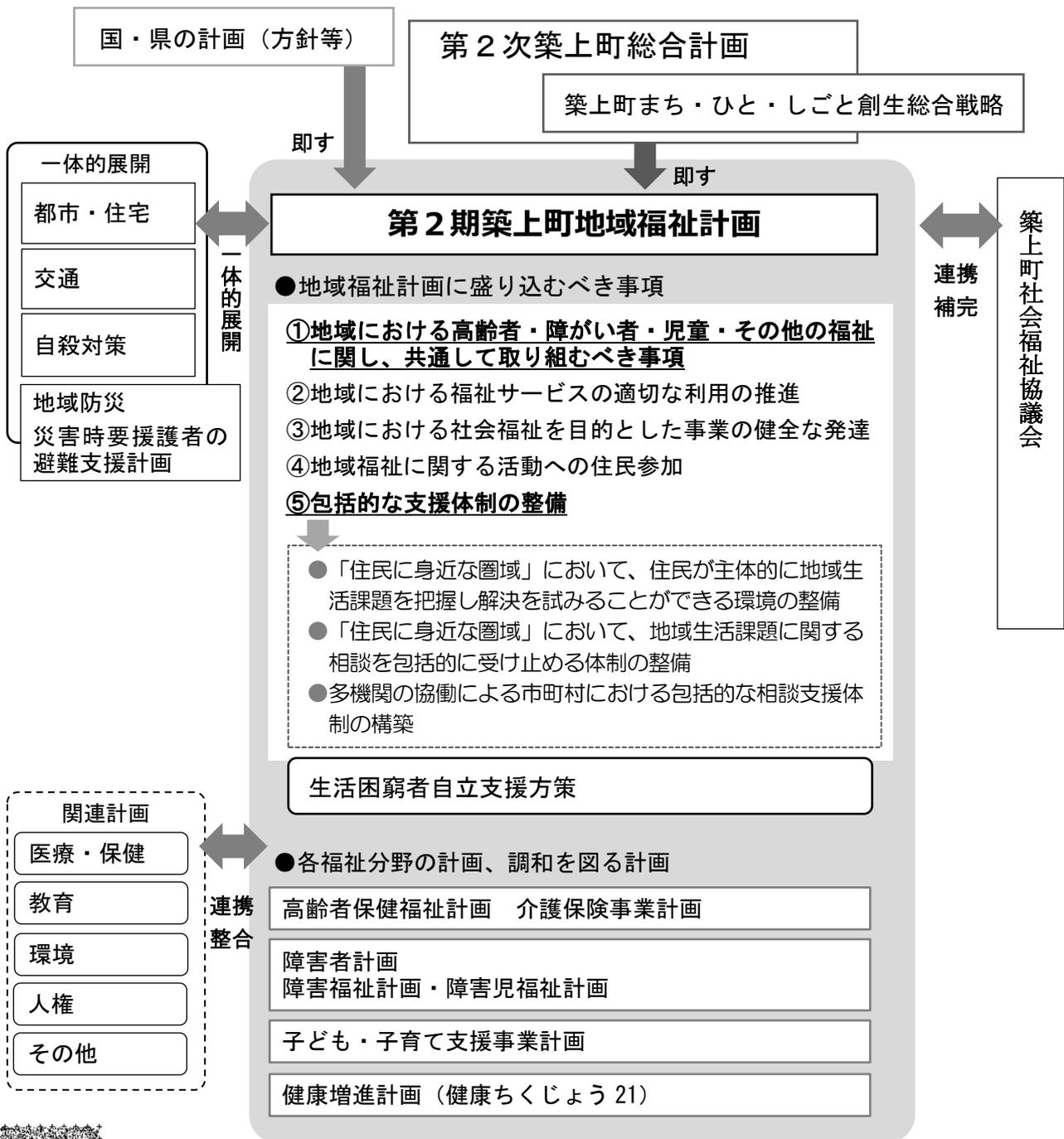
- 1 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助等の便宜の提供を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 2 地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供を行う事業
- 3 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設等の援助を行うため、各法の事業を一体的に行う事業
- 4 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言等の便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業
- 5 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業
- 6 複数の支援関係機関の連携体制による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、包括的かつ計画的な支援を行う事業



③ 他の計画との関係

本計画は、本町の上位計画である「第2次築上町総合計画」の基本目標の一つである「みんながいきいきと暮らせるまちづくり」で示した施策を具体化していくものとして位置づけられます。そのほか、地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童の福祉その他の福祉に関し共通して取り組むべき事項について、関連する各分野別の福祉計画を横断的につなげる計画となっており、福祉以外の様々な分野（健康・保健、防災・防犯、環境、教育、都市・住宅等）についても関連事項を盛り込んだ計画となっています。

■ 本計画の位置づけ ■

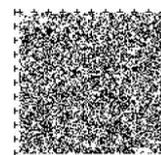


(4) 計画期間

本計画は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。ただし、地域の状況や社会情勢の変化に応じて、必要な修正や見直しも考えられます。

■ 本計画及び関連計画の期間 ■

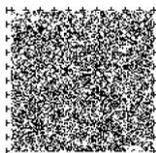
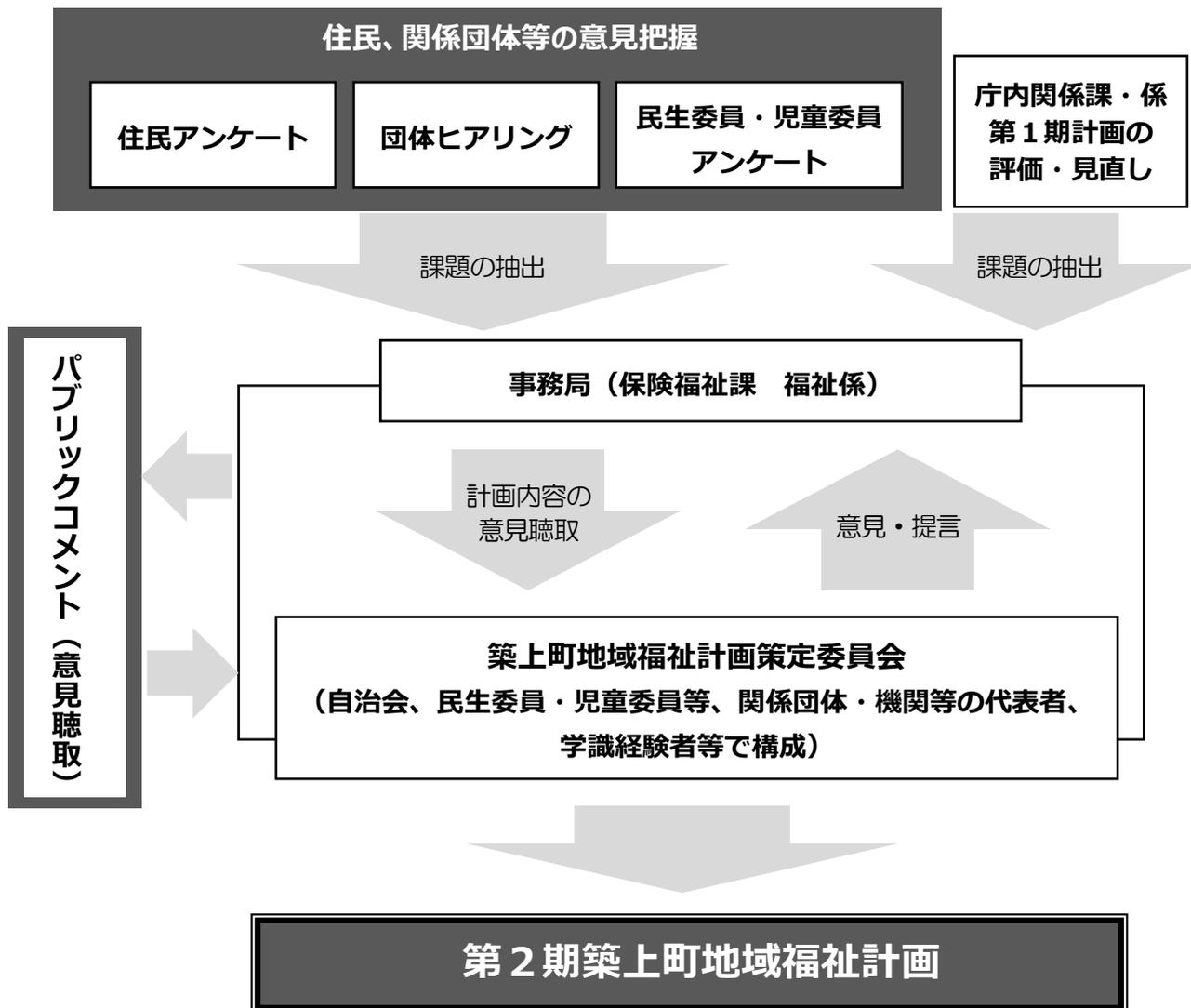
	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)
総合計画	第2次計画《基本構想》 (H29～R8)								
地域福祉計画	第1期計画 (H28～R2)			第2期築上町地域福祉計画 (令和3年度～令和7年度)					第3期 計画
高齢者保健 福祉計画	第7期計画 (H30～R2)			第8期計画 (R3～R5)			第9期計画 (R6～R8)		
障害者計画	第1期計画 (H28～R7)								第2期 計画
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期計画 (H30～R2)			第6期計画 (R3～R5)			第7期計画 (R6～R8)		
子ども・子育て 支援事業計画	第1期計画 (H27～R1)		第2期計画 (R2～R6)				第3期 計画		



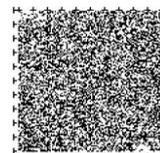
2 計画策定体制

本計画の策定にあたっては、住民に対するアンケート調査や関係団体等へのヒアリングに基づき、本町の現状把握及び課題の抽出を行い、「築上町地域福祉計画策定委員会」において計画内容の協議を進めました。

■ 本計画の策定体制 ■



第2章 築上町の地域福祉を取り巻く現状と課題

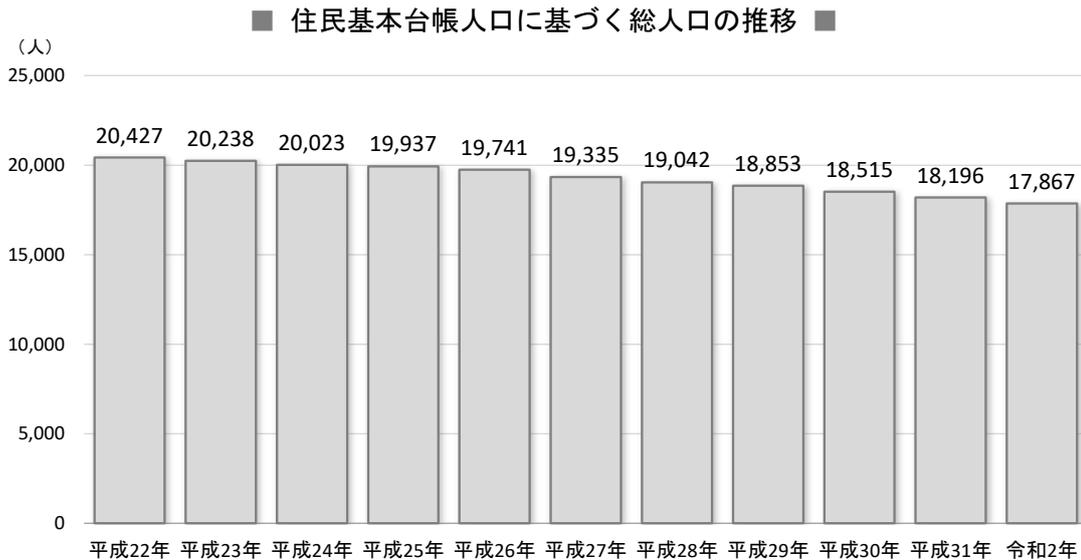


1 各種統計からみる町の現状

(1) 人口の状況

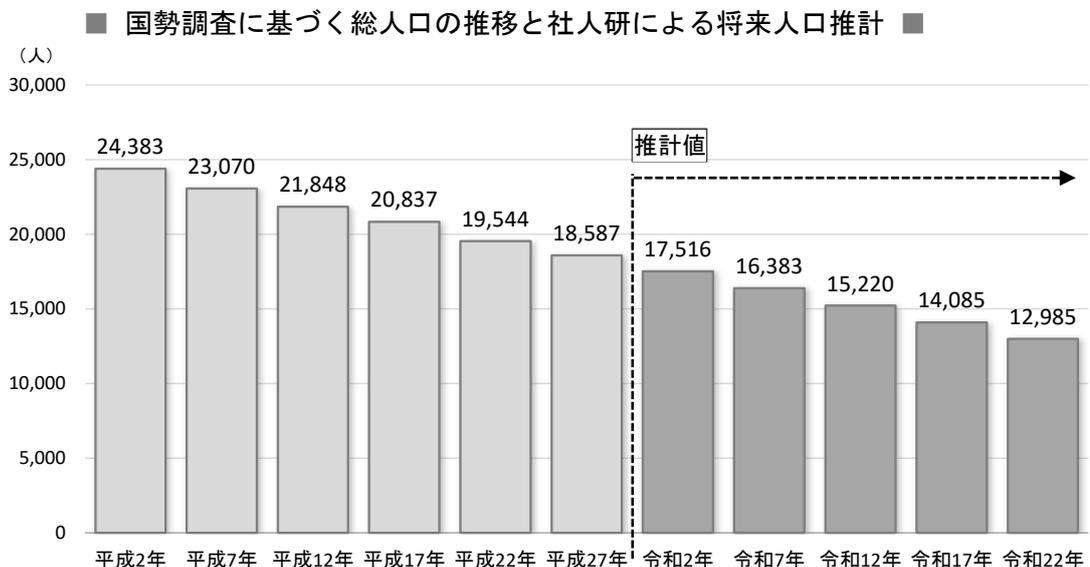
① 総人口の推移と将来推計

住民基本台帳人口に基づく本町の総人口はゆるやかに減少しており、令和2年3月末現在、17,867人となっています。

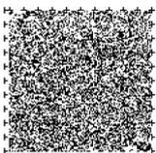


資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

国勢調査に基づく本町の総人口は平成27年時点で、18,587人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」という）による本町の将来人口推計は、5年毎に約1,100人前後減少しながら推移し、令和22年（2040年）には12,985人にまで減少すると見込まれています。



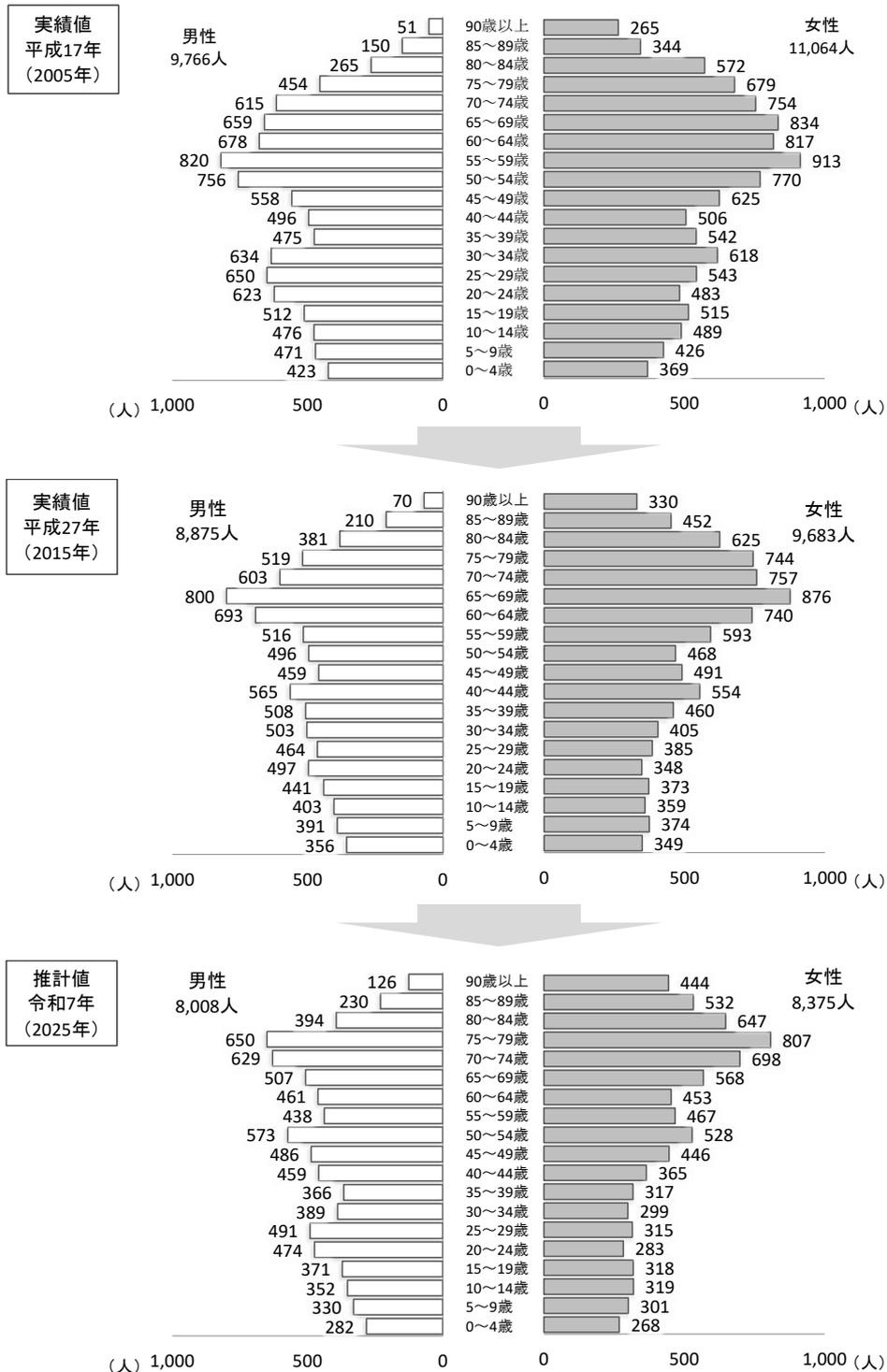
資料：平成27年までは国勢調査による実績値、令和2年以降は社人研による推計値



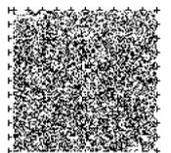
② 人口ピラミッドの推移と将来推計

国勢調査に基づく人口ピラミッドの推移をみると、平成17年は「団塊の世代」と呼ばれる55～59歳の層が最も多く、平成27年になると団塊の世代が65～69歳の前期高齢者に達することで、高齢者層がさらに厚くなります。さらに、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）の高齢者人口は男女合わせて6,232人、総人口の38.0%を占めると見込まれています。

■ 国勢調査に基づく総人口の推移と社人研による将来人口推計 ■

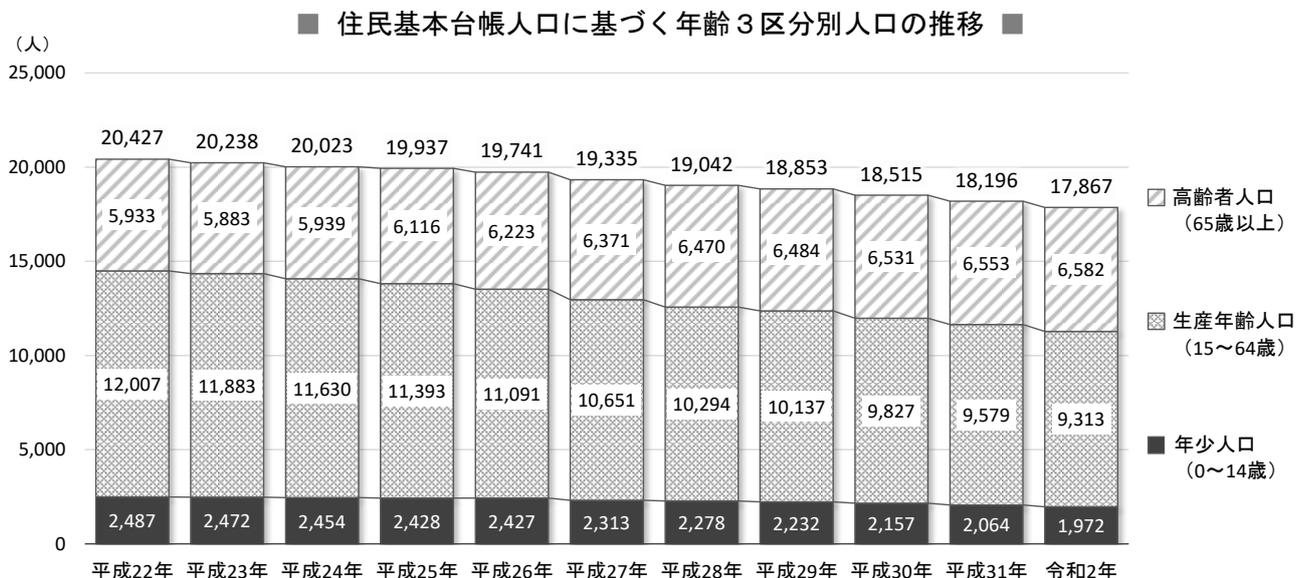


資料：平成17年、平成27年は国勢調査による実績値、令和7年は社人研による推計値



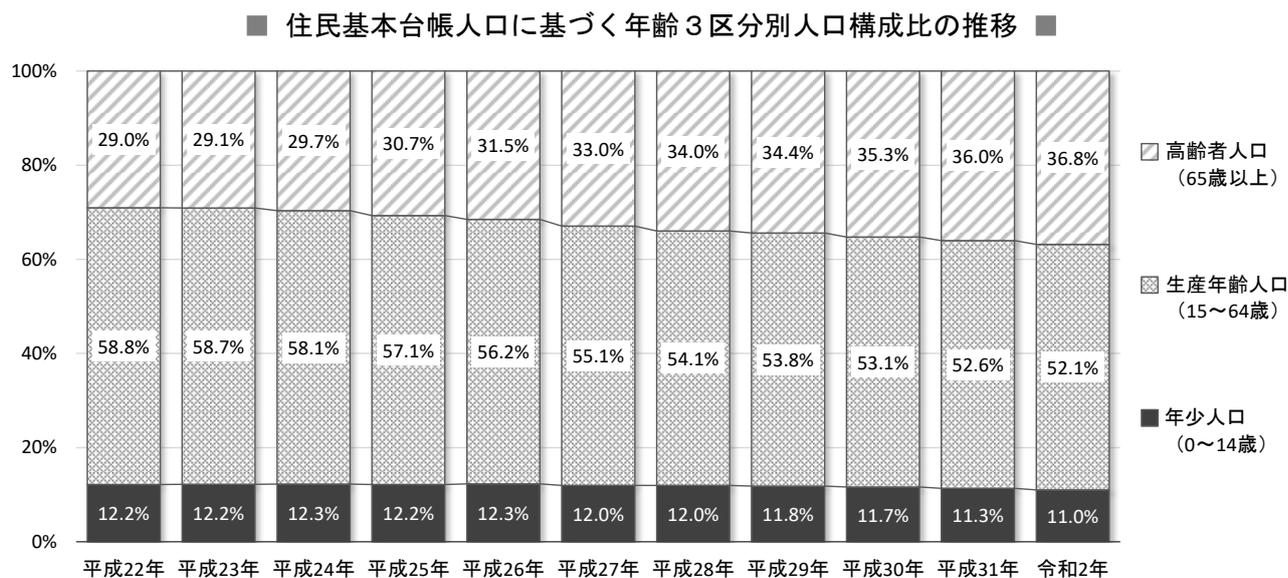
③ 年齢3区分別人口の推移と将来推計

年齢3区分別人口の推移は、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（0～14歳）は減少、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。また、平成22年では生産年齢人口2.02人で高齢者1人を支えていましたが、令和2年になると1.41人まで減少し、働き手にかかる負担が大きくなっています。

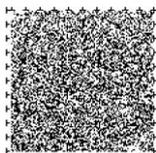


資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

年齢3区分別人口の構成比をみると、生産年齢人口、年少人口の割合は減少し、高齢者人口の割合は増加傾向となっています。高齢化率（高齢者人口が総人口に占める割合）は、令和2年3月末現在で36.8%となっており、少子高齢化が進んでいます。



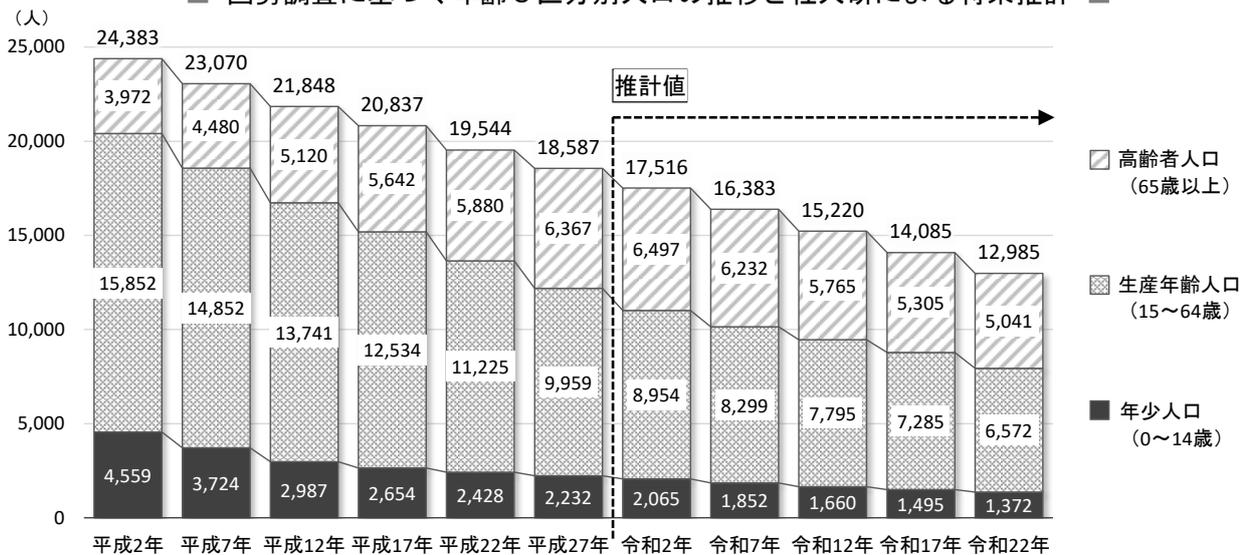
資料：住民基本台帳人口（各年3月末）



国勢調査に基づく年齢3区分別人口をみると、年少人口は平成2年から平成12年までの減少数が大きく、その後は緩やかに減少しながら推移し、平成27年には2,232人となっています。

また、社人研による推計では、生産年齢人口、年少人口は今後も減少が続くと見込まれています。一方、高齢者人口は令和2年の6,497人をピークに、以降、減少が見込まれており、本格的な人口減少となることが予測されています。

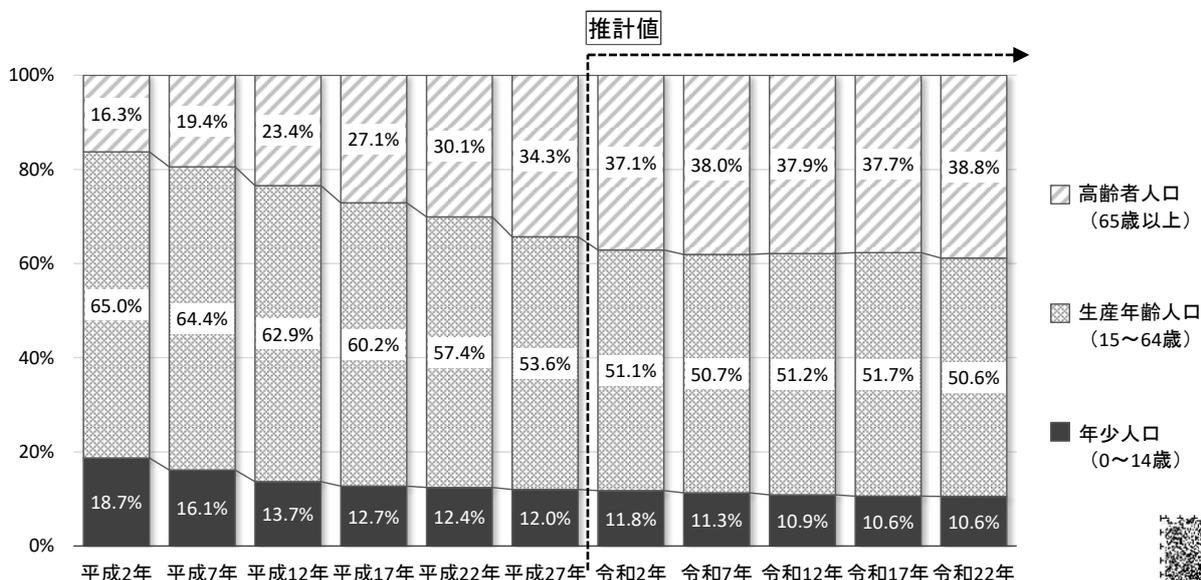
■ 国勢調査に基づく年齢3区分別人口の推移と社人研による将来推計 ■



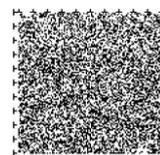
資料：平成27年までは国勢調査による実績値、令和2年以降は社人研による推計値

年齢3区分別人口の構成比をみると、高齢化率は、平成27年で34.3%となっており、社人研推計では、高齢者人口がピークを迎える令和2年で37.1%、その後も生産年齢人口、年少人口の減少により、高齢化率は緩やかに上昇し、令和22年(2040年)では高齢化率が38.8%と約2.5人に1人が高齢者になると見込まれています。

■ 国勢調査に基づく年齢3区分別人口構成比の推移と社人研による将来推計 ■



資料：平成27年までは国勢調査による実績値、令和2年以降は社人研による推計値

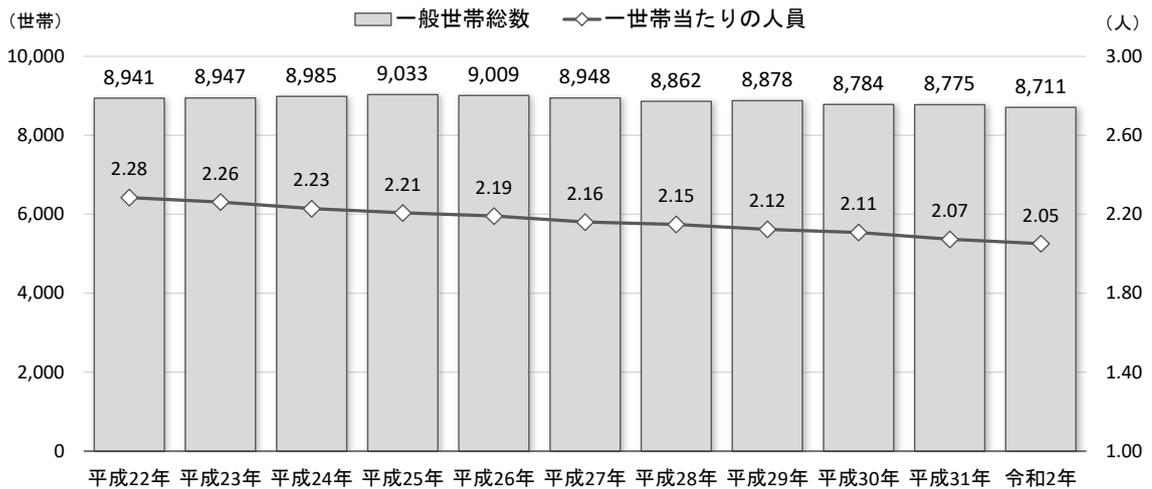


(2) 世帯の状況

① 一般世帯数の推移

本町の住民基本台帳人口に基づく一般世帯*総数は、平成 25 年以降減少傾向にあり、令和 2 年 3 月末現在、8,711 世帯となっています。また、一世帯当たりの人員は一貫して減少傾向にあり、令和 2 年 3 月末現在、2.05 人と少なくなっています。

■ 住民基本台帳人口に基づく一般世帯数、一世帯当たりの人員の推移 ■

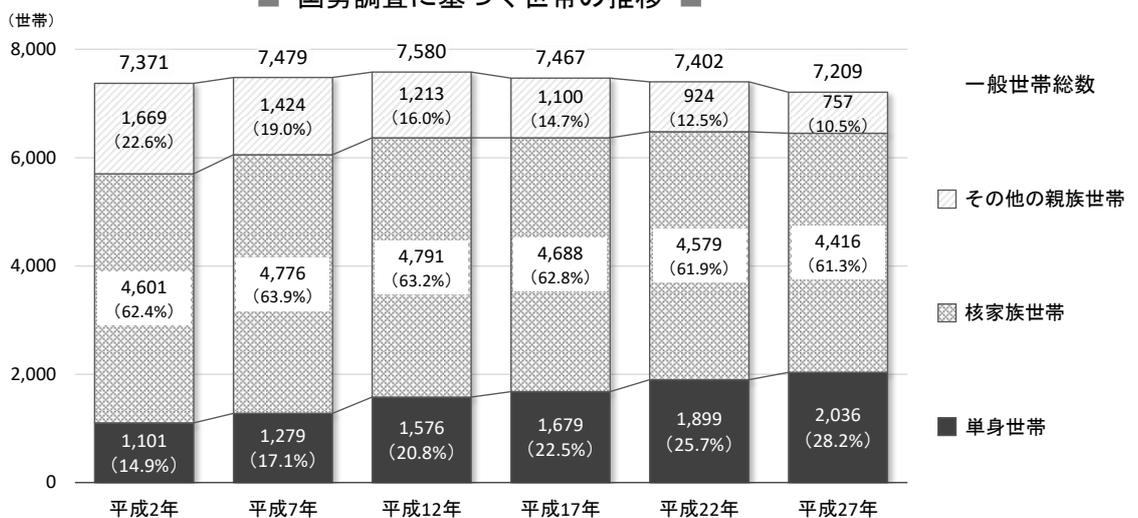


資料：住民基本台帳人口（各年 3 月末）

※一世帯当たり人員＝総人口÷一般世帯総数

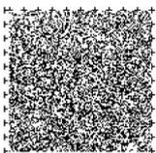
国勢調査に基づく本町の一般世帯総数は、平成 27 年で 7,209 世帯となっており、その内訳は、単身世帯が 2,036 世帯となっています。単身世帯は増加、核家族世帯とその他の親族世帯は減少傾向にあり、単身世帯が一般世帯総数に占める割合は平成 27 年で 28.2%となっています。

■ 国勢調査に基づく世帯の推移 ■



資料：国勢調査

※「一般世帯」とは、住居と生計を共にしている人々の集まりで、持ち家や借家等の住宅に住む世帯を意味します。



② 高齢者世帯の推移

高齢者のいる世帯総数は増加傾向にあり、平成27年で4,013世帯、一般世帯総数に占める割合は55.7%となっています。

平成27年の高齢者のいる世帯の内訳は、高齢者単身世帯が1,229世帯(17.0%)、高齢者夫婦のみの世帯が1,167世帯(16.2%)となっており、これらを合わせた『高齢者のみの世帯』が2,396世帯と一般世帯総数に占める割合は33.2%、さらに、高齢者のいる世帯総数に占める割合は59.7%となっています。

■ 高齢者のいる世帯の推移 ■

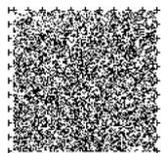
単位：世帯、%
※一般世帯総数に占める割合

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯総数	椎田町	3,984	4,090	4,150	4,129	7,402	7,209
	築城町	3,387	3,389	3,430	3,338		
	計	7,371	7,479	7,580	7,467		
高齢者のいる世帯総数	椎田町	1,527 38.3%	1,666 40.7%	1,867 45.0%	2,030 49.2%	3,863 52.2%	4,013 55.7%
	築城町	1,342 39.6%	1,494 44.1%	1,627 47.4%	1,700 50.9%		
	計	2,869 38.9%	3,160 42.3%	3,494 46.1%	3,730 50.0%		
高齢者単身世帯	椎田町	281 7.1%	347 8.5%	446 10.7%	538 13.0%	1,133 15.3%	1,229 17.0%
	築城町	264 7.8%	327 9.6%	423 12.3%	468 14.0%		
	計	545 7.4%	674 9.0%	869 11.5%	1,006 13.5%		
高齢者夫婦のみの世帯	椎田町	311 7.8%	434 10.6%	543 13.1%	618 15.0%	1,130 15.3%	1,167 16.2%
	築城町	265 7.8%	349 10.3%	411 12.0%	435 13.0%		
	計	576 7.8%	783 10.5%	954 12.6%	1,053 14.1%		
その他の高齢者のいる親族世帯	椎田町	935 23.5%	885 21.6%	878 21.2%	874 21.2%	1,600 21.6%	1,617 22.4%
	築城町	813 24.0%	818 24.1%	793 23.1%	797 23.9%		
	計	1,748 23.7%	1,703 22.8%	1,671 22.0%	1,671 22.4%		

※平成22年以降、椎田町と築城町の合併により統合

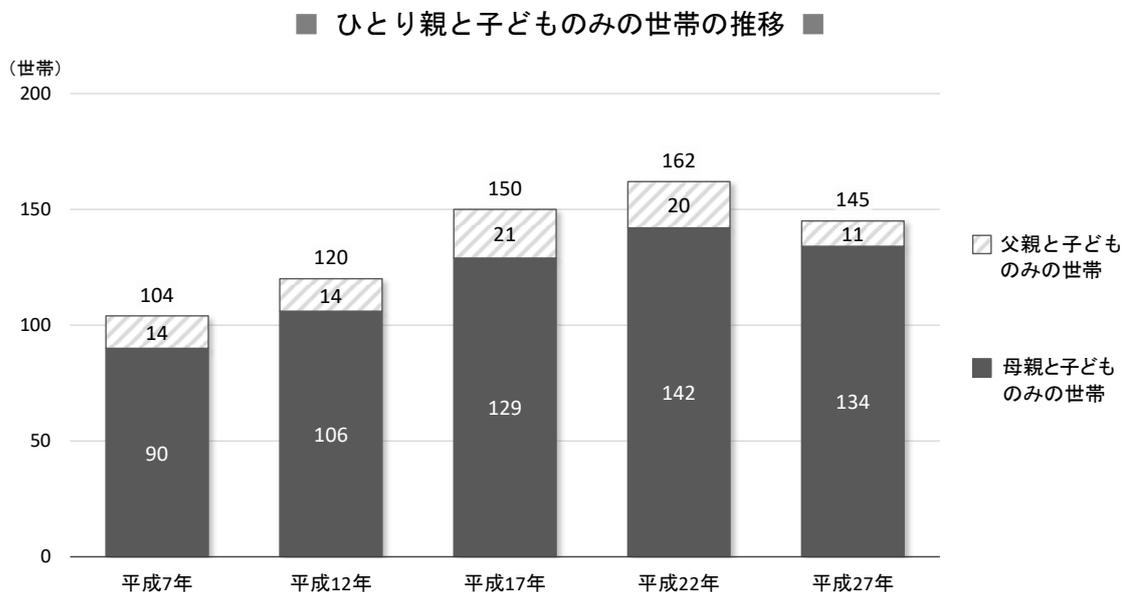
※夫婦のみの世帯＝夫65歳以上、妻60歳以上から成る世帯

資料：国勢調査



③ ひとり親と子どものみの世帯の推移

ひとり親と子どものみの世帯（18歳未満の世帯員がいる一般世帯）は、平成22年にかけて増加していましたが、その後減少しており、平成27年で母親と子どものみの世帯は134世帯、父親と子どものみの世帯は11世帯となっています。

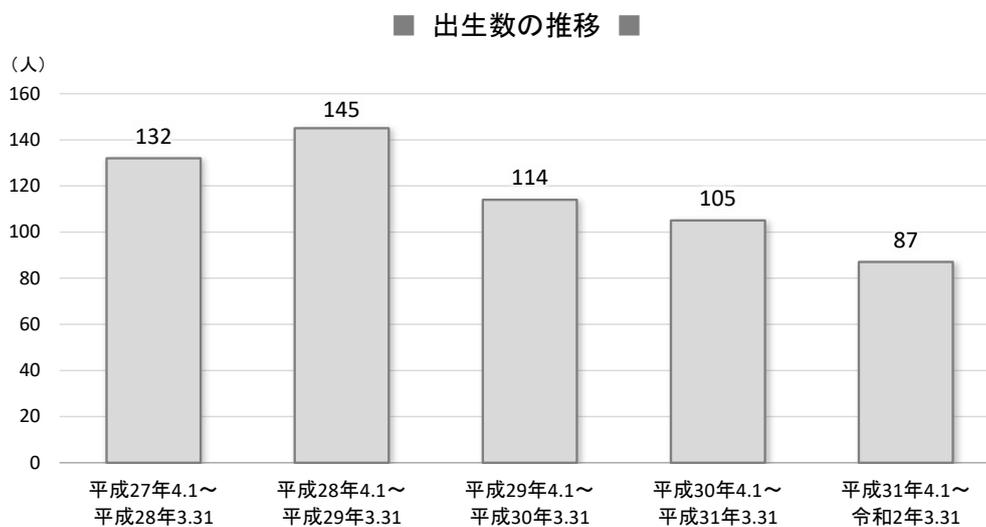


資料：国勢調査

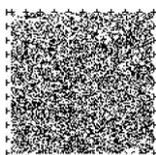
(3) 人口動態

① 出生数の推移

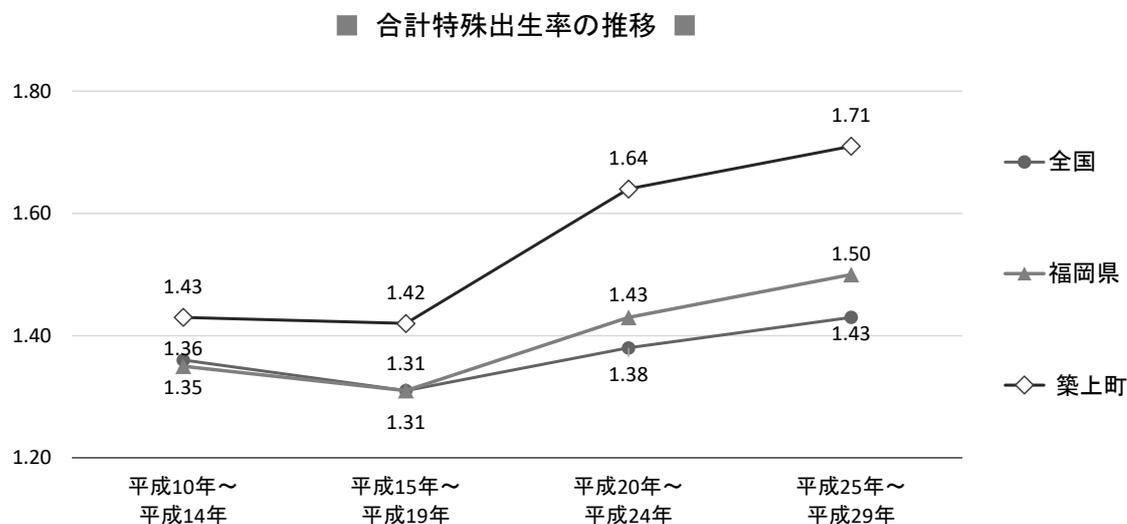
本町の出生数は、平成28年度の145人から年々減少しており、令和元年度では87人となっています。



資料：住民基本台帳人口（各年4月1日～翌年3月31日）



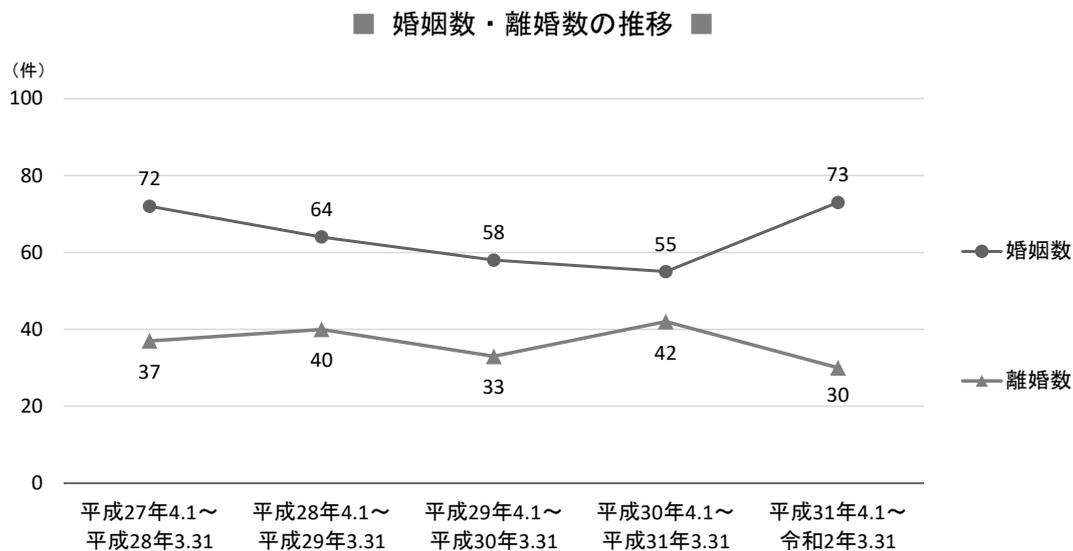
本町の合計特殊出生率は、全国や福岡県の値を上回っており、平成25年～平成29年は1.71と比較的高い数値となっています。



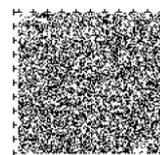
資料：人口動態統計調査

② 婚姻・離婚の推移

本町の婚姻数は年々減少していましたが、令和元年度は73件と増加しています。また、離婚件数は、概ね30～40件程度で推移しています。

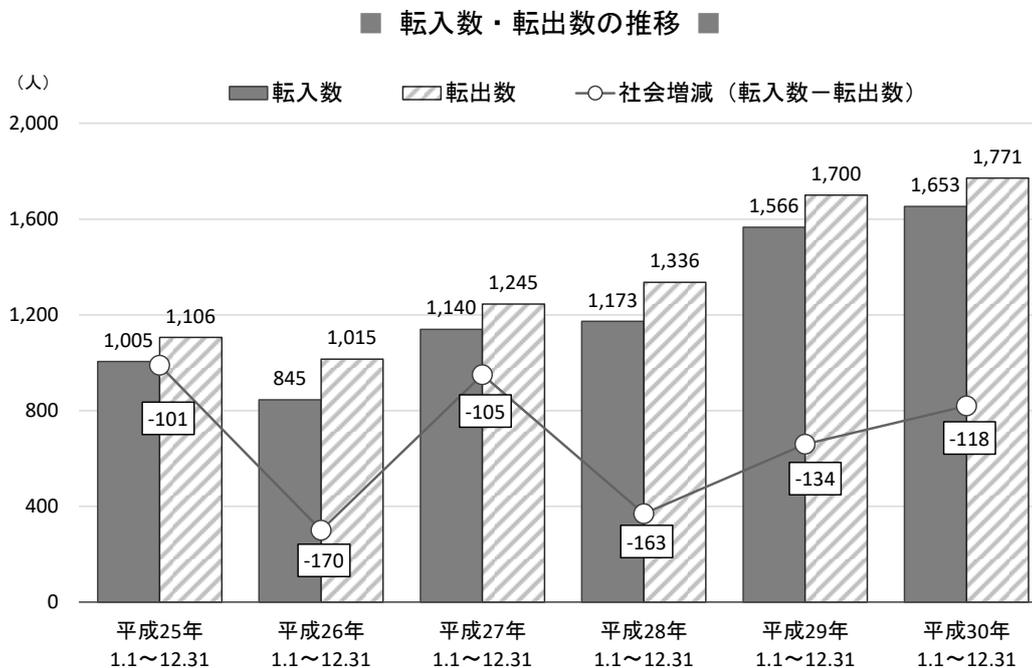


資料：住民基本台帳人口（各年4月1日～翌年3月31日）



③ 転入・転出の推移

平成 27 年以降、本町の転入数及び転出数はともに増加しており、平成 30 年では、転入数 1,653 人、転出数は 1,771 人、社会増減（転入数－転出数）は 118 人減となっています。



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年 1 月 1 日～12 月 31 日）

（４）地域の状況

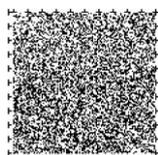
本町は、福岡県の東部、周防灘に面して位置し、町の総面積は 119.3k㎡で南部はほとんどが山林で占められており、そこを源とする多くの河川が北部の平野を潤し、周防灘に注いでいます。

旧椎田町は、明治 30 年（1897 年）に椎田駅が設置され、昭和 17 年（1942 年）には八津田村に海軍航空隊築城基地（現在の航空自衛隊築城基地）が開設されました。

一方、旧築城町は純農村地帯として発展し、昭和 8 年（1933 年）に築城駅が設置されました。

2 町は、古くから、行政、文化、生活等広い範囲で結びつきが強く、住民間の交流も活発でした。

平成 18 年 1 月に、旧椎田町と旧築城町が合併し新町「築上町」が誕生しました。築上町の歴史は、旧椎田町、旧築城町の深い歴史をそのまま受け継ぎながら、椎田駅・築城駅と築城基地の開設等により発展してきました。



① 椎田地域の人口・世帯数の推移

椎田地域(旧椎田町)は4地区にエリア分けされ、34の行政区で自治組織を形成しています。

令和2年3月末現在、地区別の人口は、椎田校区が4,827人と椎田地域の49.1%を占めています。自治区別の人口は、西高塚(874人)、宇留津(724人)、東高塚(646人)、湊南(640人)に集中しています。また、一世帯当たりの人員は、今津が2.45人と最も多く、山添が1.46人と最も少なくなっています。

平成27年から令和2年までの人口増減率をみると、椎田地域全体で6.9%減となっています。また、ほとんどの自治区で減少しており、特に新開(35.6%減)と上岩丸(32.9%減)の減少率が大きくなっています。

■ 椎田地域の人口・世帯数・世帯人員の推移 ■

<平成27年3月末>

自治区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
湊南	655	279	2.35
湊北	228	110	2.07
鬼塚	54	24	2.25
椎田東	181	77	2.35
椎田中	580	277	2.09
椎田西	644	303	2.13
臼田	457	205	2.23
椎田南	362	146	2.48
西高塚	941	402	2.34
峯原	299	121	2.47
東高塚	648	294	2.20
新開	149	72	2.07
椎田校区	5,198	2,310	2.25
宇留津	758	314	2.41
東八田	552	249	2.22
今津	445	174	2.56
西八田	531	248	2.14
八津田校区	2,286	985	2.32
上岩丸	70	32	2.19
下岩丸	121	56	2.16
奈古	138	67	2.06
水原	367	149	2.46
越路	499	221	2.26
坂本	297	131	2.27
正毛田	95	57	1.67
下日奈古	186	83	2.24
上日奈古	80	34	2.35
極楽寺	90	44	2.05
葛城校区	1,943	874	2.22
真如寺	100	45	2.22
小原	216	90	2.40
上り松	195	96	2.03
石堂	47	28	1.68
福間	136	60	2.27
山添	135	90	1.50
上ノ河内	138	61	2.26
有安	174	80	2.18
西角田校区	1,141	550	2.07
椎田地区	10,568	4,719	2.24

自衛隊	448	448	-
-----	-----	-----	---

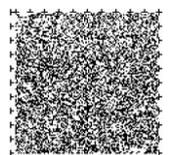
→

<令和2年3月末>

自治区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口 増減率
湊南	640	303	2.11	-2.3%
湊北	195	92	2.12	-14.5%
鬼塚	51	26	1.96	-5.6%
椎田東	160	70	2.29	-11.6%
椎田中	539	266	2.03	-7.1%
椎田西	554	255	2.17	-14.0%
臼田	448	211	2.12	-2.0%
椎田南	372	155	2.40	2.8%
西高塚	874	390	2.24	-7.1%
峯原	252	112	2.25	-15.7%
東高塚	646	284	2.27	-0.3%
新開	96	52	1.85	-35.6%
椎田校区	4,827	2,216	2.18	-7.1%
宇留津	724	319	2.27	-4.5%
東八田	552	283	1.95	0.0%
今津	434	177	2.45	-2.5%
西八田	523	252	2.08	-1.5%
八津田校区	2,233	1,031	2.17	-2.3%
上岩丸	47	25	1.88	-32.9%
下岩丸	112	55	2.04	-7.4%
奈古	124	61	2.03	-10.1%
水原	337	142	2.37	-8.2%
越路	481	220	2.19	-3.6%
坂本	279	128	2.18	-6.1%
正毛田	79	44	1.80	-16.8%
下日奈古	160	77	2.08	-14.0%
上日奈古	68	30	2.27	-15.0%
極楽寺	74	39	1.90	-17.8%
葛城校区	1,761	821	2.14	-9.4%
真如寺	92	42	2.19	-8.0%
小原	192	88	2.18	-11.1%
上り松	168	84	2.00	-13.8%
石堂	52	27	1.93	10.6%
福間	120	57	2.11	-11.8%
山添	124	85	1.46	-8.1%
上ノ河内	118	57	2.07	-14.5%
有安	149	71	2.10	-14.4%
西角田校区	1,015	511	1.99	-11.0%
椎田地区	9,836	4,579	2.15	-6.9%

自衛隊	477	477	-	6.5%
-----	-----	-----	---	------

資料：住民基本台帳人口（各年3月末）



② 築城地域の人口・世帯数の推移

築城地域（旧築城町）は3地区にエリア分けされ、32の行政区で自治組織を形成しています。

令和2年3月末現在、地区別の人口は、築城校区が4,890人と築城地域の64.7%を占めています。自治区別の人口は、上築城（1,649人）に集中しています。また、一世帯当たりの人員は、下小山田が2.44人と最も多く、開拓が1.64人と最も少なくなっています。

平成27年から令和2年までの人口増減率をみると、築城地域全体で9.2%減となっています。特に、南別府（30.1%減）、赤幡第2（23.9%減）、開拓（23.3%減）の減少率が大きくなっています。

■ 築城地域の人口・世帯数・世帯人員の推移 ■

<平成27年3月末>

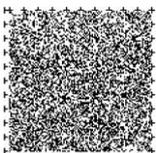
→

<令和2年3月末>

自治区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
寒田	209	111	1.88
櫛原	94	44	2.14
上本庄	204	95	2.15
下本庄	140	66	2.12
伝法寺	268	126	2.13
松丸	158	73	2.16
上城井校区	1,073	515	2.08
上香楽	32	16	2.00
上深野	170	80	2.13
下深野	156	70	2.23
峠	70	35	2.00
下香楽	99	38	2.61
袈裟丸	135	59	2.29
袈裟丸第2	70	36	1.94
安武町	176	78	2.26
安武第1	81	43	1.88
安武第2	208	96	2.17
安武第3	296	151	1.96
安武第4	202	95	2.13
赤幡	164	68	2.41
赤幡第2	67	32	2.09
開拓	30	15	2.00
下城井校区	1,956	912	2.14
上小山田	145	67	2.16
下小山田	162	62	2.61
広末	359	153	2.35
上築城	1,792	785	2.28
下築城	368	161	2.29
東築城	573	311	1.84
上別府	698	290	2.41
下別府	775	333	2.33
南別府	136	70	1.94
弓の師	86	40	2.15
船迫	196	82	2.39
築城校区	5,290	2,354	2.25
築城地区	8,319	3,781	2.20

自治区	人口 (人)	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)	人口 増減率
寒田	170	94	1.81	-18.7%
櫛原	80	42	1.90	-14.9%
上本庄	182	86	2.12	-10.8%
下本庄	114	55	2.07	-18.6%
伝法寺	229	123	1.86	-14.6%
松丸	135	74	1.82	-14.6%
上城井校区	910	474	1.92	-15.2%
上香楽	27	14	1.93	-15.6%
上深野	164	87	1.89	-3.5%
下深野	154	75	2.05	-1.3%
峠	61	34	1.79	-12.9%
下香楽	84	37	2.27	-15.2%
袈裟丸	125	56	2.23	-7.4%
袈裟丸第2	59	32	1.84	-15.7%
安武町	151	72	2.10	-14.2%
安武第1	76	38	2.00	-6.2%
安武第2	183	92	1.99	-12.0%
安武第3	260	143	1.82	-12.2%
安武第4	184	87	2.11	-8.9%
赤幡	152	66	2.30	-7.3%
赤幡第2	51	29	1.76	-23.9%
開拓	23	14	1.64	-23.3%
下城井校区	1,754	876	2.00	-10.3%
上小山田	141	70	2.01	-2.8%
下小山田	151	62	2.44	-6.8%
広末	334	148	2.26	-7.0%
上築城	1,649	767	2.15	-8.0%
下築城	349	155	2.25	-5.2%
東築城	510	291	1.75	-11.0%
上別府	705	315	2.24	1.0%
下別府	695	329	2.11	-10.3%
南別府	95	55	1.73	-30.1%
弓の師	74	33	2.24	-14.0%
船迫	187	80	2.34	-4.6%
築城校区	4,890	2,305	2.12	-7.6%
築城地区	7,554	3,655	2.07	-9.2%

資料：住民基本台帳人口（各年3月末）



③ 自治会の加入状況

自治会とは、地域住民が主体的に住みやすい地域をつくっていくために、世帯ごとに加入し、組織化されています。令和2年3月末現在、町全体における自治会の加入世帯数は6,252世帯、加入率は73.6%となっています。

地域別でみると、椎田地域の加入世帯数は3,502世帯、加入率は74.2%となっています。また、八津田校区の加入率は83.6%と他の校区に比べて高く、そのうち、西八田は96.8%と非常に高い状況です。また、西角田校区の中でも、山添は38.9%と非常に低くなっています。

築城地域の加入世帯数は2,750世帯、加入率は72.7%と町全体の割合を下回っています。また、下城井校区の安武第2と開拓は100%の加入率となっている一方、安武第1は41.9%と低い状況です。築城校区は70.8%と地区全体の割合を下回っていますが、60%を下回る自治会はみられません。

■ 自治会の加入世帯数・加入率 ■

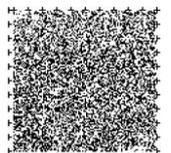
< 椎田地域 >

自治会	世帯数 (世帯)	加入世帯 (世帯)	自治会 加入率
湊南	279	210	75.3%
湊北	110	78	70.9%
鬼塚	24	18	75.0%
椎田東	77	55	71.4%
椎田中	277	195	70.4%
椎田西	303	193	63.7%
臼田	205	195	95.1%
椎田南	146	131	89.7%
西高塚	402	270	67.2%
峯原	121	110	90.9%
東高塚	294	177	60.2%
新開	72	50	69.4%
椎田校区	2,310	1,682	72.8%
宇留津	314	261	83.1%
東八田	249	161	64.7%
今津	174	161	92.5%
西八田	248	240	96.8%
八津田校区	985	823	83.6%
上岩丸	32	19	59.4%
下岩丸	56	52	92.9%
奈古	67	53	79.1%
水原	149	101	67.8%
越路	221	131	59.3%
坂本	131	102	77.9%
正毛田	57	42	73.7%
下日奈古	83	57	68.7%
上日奈古	34	28	82.4%
極楽寺	44	26	59.1%
葛城校区	874	611	69.9%
真如寺	45	36	80.0%
小原	90	68	75.6%
上り松	96	74	77.1%
石堂	28	19	67.9%
福間	60	55	91.7%
山添	90	35	38.9%
上ノ河内	61	45	73.8%
有安	80	54	67.5%
西角田校区	550	386	70.2%
椎田地区	4,719	3,502	74.2%

< 築城地域 >

自治会	世帯数 (世帯)	加入世帯 (世帯)	自治会 加入率
寒田	111	91	82.0%
櫛原	44	38	86.4%
上本庄	95	69	72.6%
下本庄	66	44	66.7%
伝法寺	126	100	79.4%
松丸	73	60	82.2%
上城井校区	515	402	78.1%
上香楽	16	12	75.0%
上深野	80	58	72.5%
下深野	70	58	82.9%
峠	35	23	65.7%
下香楽	38	29	76.3%
袈裟丸	59	51	86.4%
袈裟丸第2	36	33	91.7%
安武町	78	53	67.9%
安武第1	43	18	41.9%
安武第2	96	96	100.0%
安武第3	151	92	60.9%
安武第4	95	70	73.7%
赤幡	68	55	80.9%
赤幡第2	32	18	56.3%
開拓	15	15	100.0%
下城井校区	912	681	74.7%
上小山田	67	53	79.1%
下小山田	62	51	82.3%
広末	153	105	68.6%
上築城	785	543	69.2%
下築城	161	134	83.2%
東築城	311	210	67.5%
上別府	290	175	60.3%
下別府	333	262	78.7%
南別府	70	49	70.0%
弓の師	40	26	65.0%
船迫	82	59	72.0%
築城校区	2,354	1,667	70.8%
築城地区	3,781	2,750	72.7%

町全体	8,500	6,252	73.6%
-----	-------	-------	-------

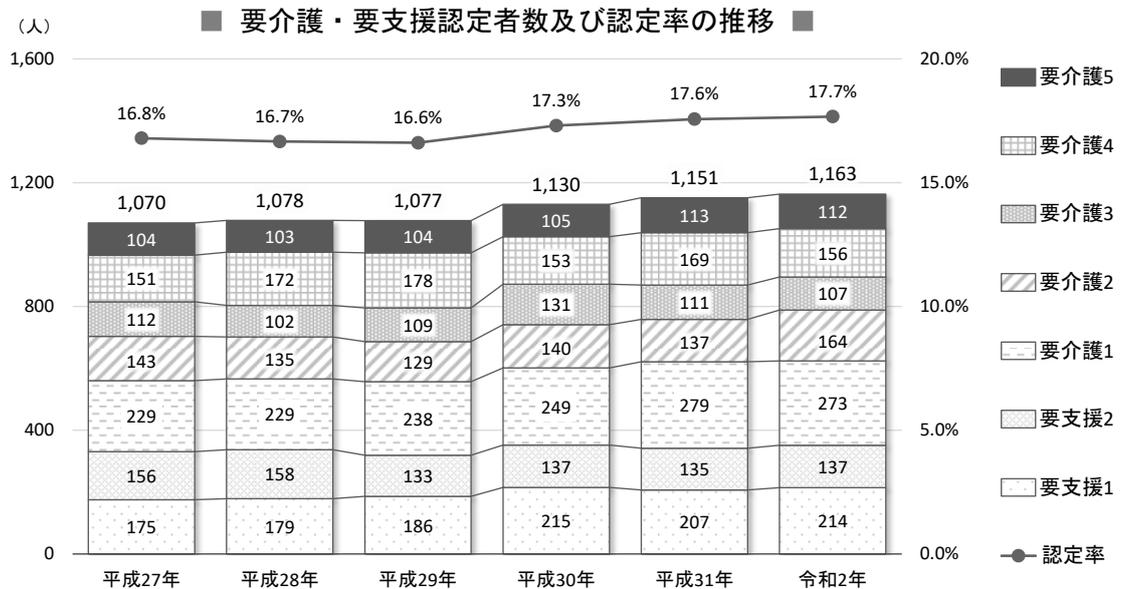


資料：世帯数は住民基本台帳人口（令和2年3月末）
加入世帯数は庁内資料（広報ちくじょう6月号掲載）

(5) 支援が必要な人の状況

① 介護が必要な高齢者の状況

高齢者の要介護・要支援認定者数及び認定率は、緩やかに増加しており、令和2年3月末現在で1,163人、認定率は17.7%となっています。平成27年から令和2年にかけて、要支援1、要介護1、要介護2の増加が多い状況となっています。

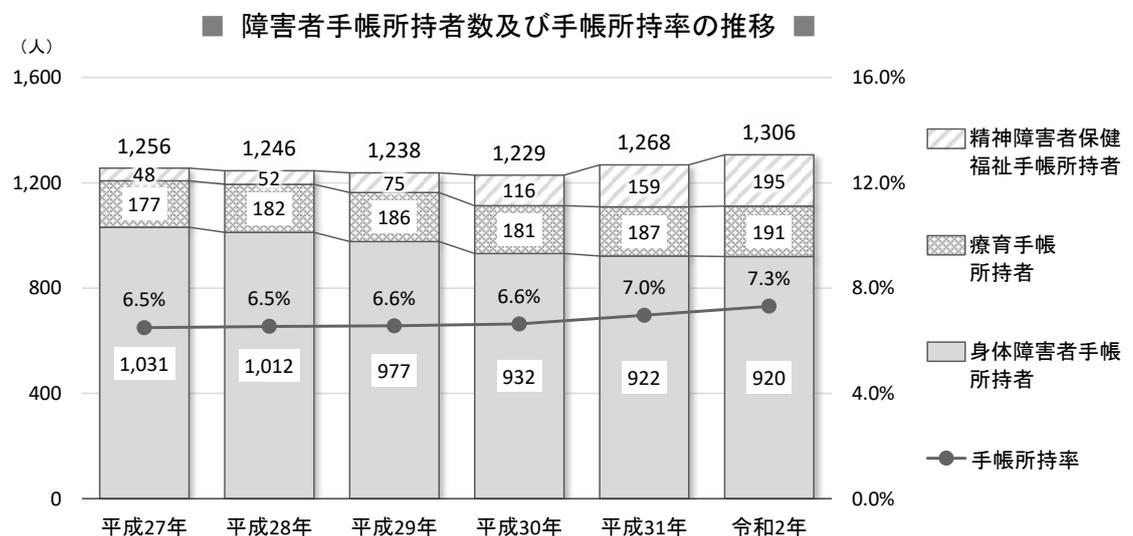


資料：庁内資料（各年3月末）

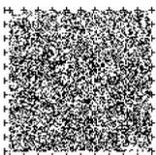
② 障がいのある人の状況

障害者手帳所持者数は、平成30年までやや減少していましたが、平成31年に増加し、令和2年3月末現在で1,306人となっています。また、手帳所持率は毎年増加しています。

所持している手帳の種類をみると、身体障害者手帳所持者数は減少、療育手帳所持者数は横ばいまたは微増となる一方で、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和2年3月末現在で195人と平成27年の48人と比べて大幅に増加しています。



資料：庁内資料（各年3月末）



■ 身体障害者手帳所持者の障がいの程度

身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在で920人となっており、1級と2級の重度障がいを持つ人が438人と全体の約半数を占めています。

また、平成27年から令和2年までの増減率をみると、全体で10.8%減、等級別で見ると2級（14.9%減）、4級（13.0%減）、1級（12.4%減）が大きく減少しています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移 ■

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	単位:人 H27→R2 増減率
1級	363	353	346	322	315	318	-12.4%
2級	141	142	134	126	122	120	-14.9%
3級	156	157	146	142	141	142	-9.0%
4級	246	239	232	223	215	214	-13.0%
5級	50	49	48	47	50	49	-2.0%
6級	75	72	71	72	79	77	2.7%
合計	1,031	1,012	977	932	922	920	-10.8%

資料：庁内資料（各年3月末）

■ 身体障害者手帳所持者の障がいの種別

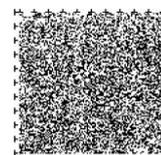
令和2年3月末現在の身体障害者手帳所持者の障がいの種別は、肢体不自由が425人と最も多く全体の46.2%を占めています。次いで、内部障害が333人となっており、肢体不自由と内部障害が全体の8割以上を占めています。

また、肢体不自由は4級が123人、内部障害は最も重度の1級が237人とそれぞれ最も多くなっています。

■ 身体障害者手帳所持者の障がい種別（令和2年3月末） ■

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	単位:人 合計
視覚障害	31	17	3	3	8	3	65
聴覚障害・平衡機能障害	4	19	11	14	0	41	89
音声・言語・咀嚼機能障害	1	1	2	4	0	0	8
肢体不自由	45	81	102	123	41	33	425
内部障害	237	2	24	70	0	0	333
合計	318	120	142	214	49	77	920

資料：庁内資料（令和2年3月末）



■療育手帳所持者（知的障がい者）の障がいの程度

療育手帳所持者数は、令和2年3月末現在で191人となっており、障がいの程度は、A（重度）が95人、B（中・軽度）が96人とほぼ同数となっています。

また、平成27年から令和2年までの増減率をみると、全体で7.9%増、程度別でみるとB（中・軽度）が12.9%増で、A（重度）に比べて増加傾向となっています。

■療育手帳所持者の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	単位:人 H27→R2 増減率
A(重度)	92	94	97	94	95	95	3.3%
B(中・軽度)	85	88	89	87	92	96	12.9%
合計	177	182	186	181	187	191	7.9%

資料：庁内資料（各年3月末）

■精神障害者保健福祉手帳所持者（精神障がい者）の障がいの程度

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和2年3月末現在で195人となっており、障がいの程度は、2級（中度）が123人と全体の63.0%を占めています。

また、平成27年から令和2年までの増減率をみると、全体で306.3%増、程度別では3級（軽度）と2級（中度）が大きく増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	単位:人 H27→R2 増減率
1級(重度)	6	6	7	10	12	13	116.7%
2級(中度)	31	33	47	73	97	123	296.8%
3級(軽度)	11	13	21	33	50	59	436.4%
合計	48	52	75	116	159	195	306.3%

資料：庁内資料（各年3月末）

■自立支援医療（精神通院医療）交付者数

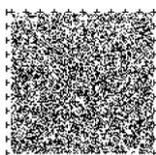
自立支援医療（精神通院医療）は、統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんなど）を有し、継続的な通院による精神医療を必要とする人です。

令和2年3月末現在、本町の自立支援医療交付者数は246人となっており、総人口に占める交付者数の割合（交付率）は1.38%となっています。交付者数及び交付率は、年々増加している状況にあり、平成29年から15.9%増となっています。

■自立支援医療（精神通院医療）交付者数・交付率

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	単位:人 H29→R2 増減率
総人口	18,853	18,515	18,196	17,867	-5.2%
自立支援医療交付者数	224	234	244	246	9.8%
交付率(交付者数/総人口)	1.19%	1.26%	1.34%	1.38%	15.9%

資料：庁内資料（各年3月末）



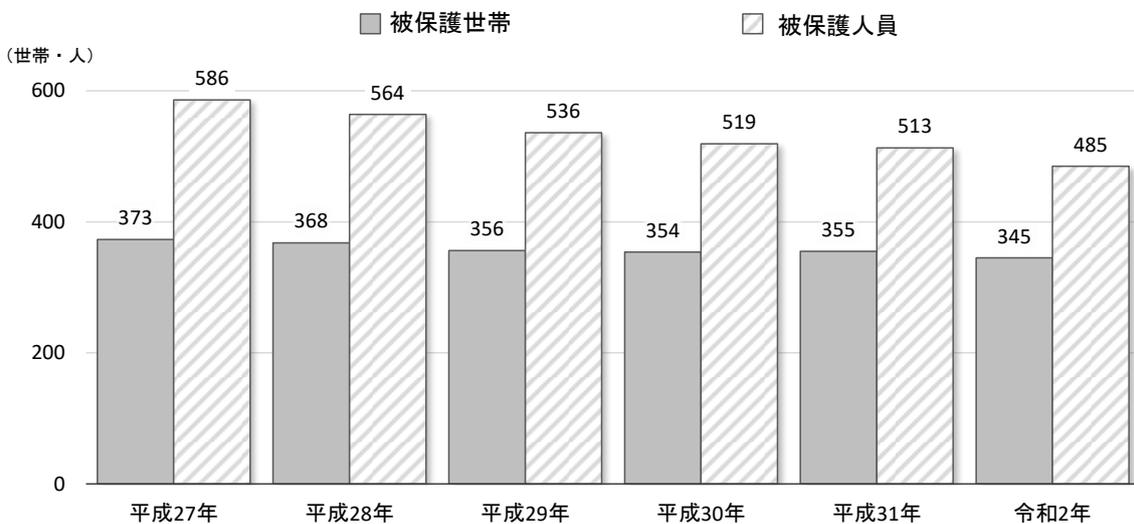
③ 経済的な問題（生活困窮家庭）の状況

■ 生活保護世帯・人員、生活保護率の推移

本町で生活保護を受けている被保護世帯・被保護人員は、ともに減少傾向となっており、令和2年3月末現在で345世帯、485人となっています。

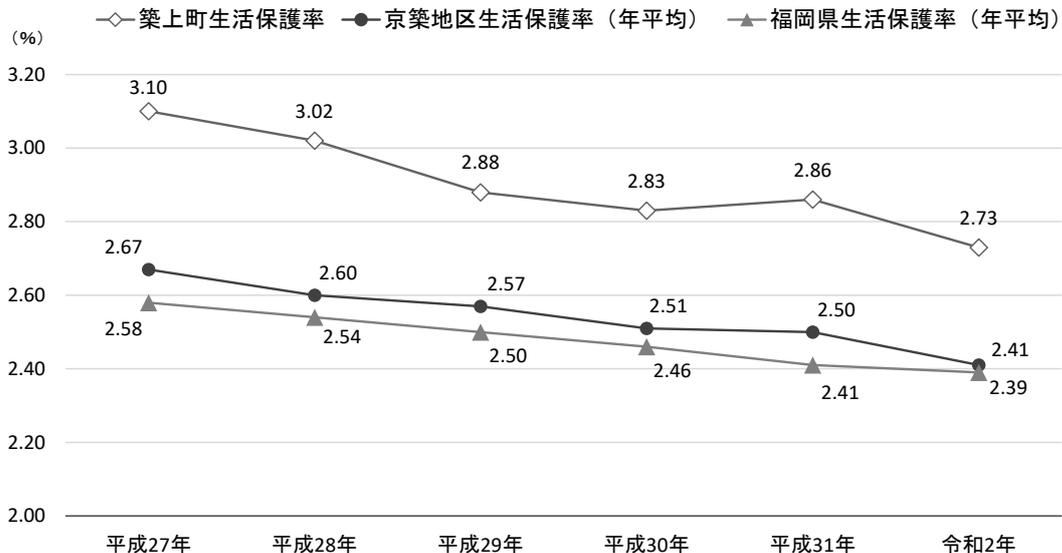
本町の生活保護率（人口100人当たりの割合）は、平成29年で3.0を下回るようになり、以降も減少傾向は続き、令和2年3月末現在で2.73%となっています。ただし、京築地区や福岡県の生活保護率平均と比べて、本町の生活保護率は上回っており、経済的な問題を抱える家庭は多いと考えられます。

■ 生活保護世帯数・被保護人員の推移 ■



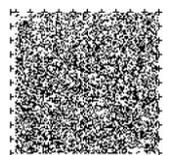
資料：庁内資料（各年3月末）

■ 生活保護率の推移（築上町・京築地区・福岡県） ■



資料：築上町生活保護率は、庁内資料（各年3月末）

京築地区生活保護率、福岡県生活保護率は「福岡県の生活保護概要版」



■ 経済的な問題を抱える家庭で育つ子どもの状況

就学援助は、生活保護の対象となる「要保護者」と要保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた「準要保護者」に対し行われるものです。

本町では、小中学校へ通う子どもたちがよりよい学校生活を送れるように、経済的な事情で就学が困難な児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用（学用品費、給食費、修学旅行費等）の一部を援助しています。

本町の要保護児童・生徒数及び準要保護児童・生徒数が公立小中学校児童・生徒数に占める割合（就学援助率）は、近年 20%前後で推移しています。

令和2年5月1日現在で要保護児童・生徒数は 33 人、準要保護児童・生徒数は 221 人となっており、平成 27 年と比較すると、準要保護児童・生徒数が 8.3%増となっています。社会情勢の変化に伴い、今後、経済的困難におかれた子どもたちの増加が懸念されます。

■ 要保護児童・生徒数、準要保護児童・生徒数、就学援助率の推移 ■

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	H27→R2 増減率
要保護児童・生徒数	76	60	55	50	38	33	-56.6%
準要保護児童・生徒数	204	215	230	199	216	221	8.3%
合計	280	275	285	249	254	254	-9.3%
公立小中学校児童・生徒総数	1,380	1,379	1,349	1,323	1,276	1,235	-10.5%
就学援助率	20.3%	19.9%	21.1%	18.8%	19.9%	20.6%	1.4%

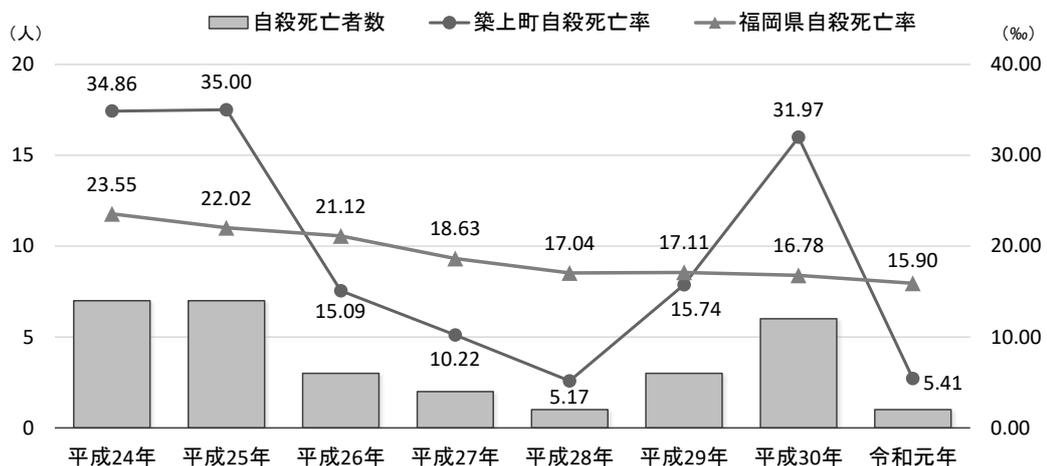
単位：人

資料：庁内資料（各年 5 月 1 日現在）

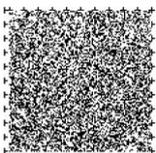
④ 自殺の状況

本町の死亡者数は、10 人未満で推移しており、人口 10 万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は、年次によってばらつきはありますが、福岡県の自殺死亡率を上回る年もみられます。本町では、精神障がい者数も増加傾向にあり、心の健康に問題を抱える人も多くなっていると考えられます。

■ 自殺死亡者数、自殺死亡率の推移 ■



資料：警察庁自殺統計資料（自殺日・住居地）



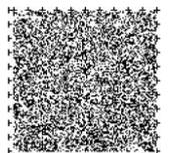
2 町の社会資源の現状

(1) 保健・医療・福祉等の人的資源

① 地域を支える人、団体・組織

団体・組織	人数	団体・組織の概要・活動
民生委員・児童委員	56人	民生委員法に基づき、市区町村の区域に置かれる民間の奉仕者です。関係行政機関と連携しながら、身近な地域で様々な相談や援助活動を行っており、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。
自治会長	66人	自治会の代表者であり、地域のまとめ役として、他の役員や地域住民が活動できる環境づくり行い、自治会としての意思を行政等に伝えるなど、自治会活動を牽引していく役割を担っています。
見守り協力員	94人	地域に暮らすひとり暮らし高齢者や支援を必要とする人を対象に訪問し、見守り、孤独解消、自立支援などを行う、地域の奉仕者です。
身体障害者相談員	4人	身体障害者福祉法に基づき、県から委託される民間人で、身体障がい者の福祉の増進を目的に、身体障がい者の相談に応じ、地域で安心して暮らすために必要な援助を行います。
知的障害者相談員	1人	知的障害者福祉法に基づき、県から委託される民間人で、知的障がい者の福祉の増進を目的に、知的障がい者またはその保護者の相談に応じ、地域で安心して暮らすために必要な援助を行います。
保護司	9人	保護司法に基づき、法務大臣から任命され、犯罪や非行を犯した若者等の改善及び更生を手助けするとともに、地域社会における犯罪防止のための啓発活動を行います。
人権擁護委員	8人	人権擁護委員法に基づき、法務大臣から委託される民間の奉仕者です。人権に関する相談を受けたり、人権の考えを広める活動を行います。
老人クラブ会員	1,662人	おおむね60歳以上の人を会員として自主的に結成された団体です。高齢者の生きがいと健康づくりのための多様な活動を通じて、老後の生活を健全で豊かなものとするを目的として活動しています。
シルバー人材センター会員	172人	シルバー人材センターは、原則、市町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える重要な組織として「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、県の指定を受けた公益法人です。家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員として登録した高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行します。
保健師	6人	保健師助産師看護師法に基づき、町の保健センターや保健所、医療機関などで、乳幼児から高齢者までの健康に関する全般の援助や相談、指導などを行う専門職です。また、在宅療養者へ家庭訪問をして個別に保健指導を行うなどの、地域保健活動を行います。

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）



② 町内を拠点に活動するボランティア団体

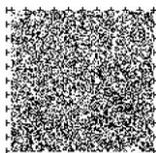
支援対象	団体名	団体の主な活動内容
住民全般	ひまわり	暑中見舞いや年賀状の配布
	あゆみ会	築城駅周辺やトイレの清掃
	うぐいす会	介護施設への慰問、子どもへの本の読み聞かせ
	ダーナ金剛	築城駅周辺やホームの花壇設置・管理
高齢者	すみれ	65歳以上で自立可能な方のデイサービスの提供
障がい者	しらうめ	広報、議会便り等を音声訳したものを配布
	こぼと	広報、時刻表、資料等を点訳したものを配布
子ども	たんぽぽ	夏休み学童保育等の昼食やおやつ作り

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）

③ 地域の拠点となる団体・施設

種別	設置数	施設・団体名
地域の会・組織	66 地区	自治会
	13 地区	子ども会
保健・福祉施設	9 か所	①椎田社会福祉センター（自愛の家） ②築城社会福祉センター ③築上町保健センター「チアフルついき」 ④椎田社会福祉センター（自愛の家）※保健センター部分 ⑤高齢者ボランティア育成施設 ⑥高齢者労働能力活用施設 ⑦老人憩いの家「やまさと」 ⑧椎田人権センター ⑨築城人権センター
集会施設	74 か所	中央公民館 コミュニティセンター（ソピア） 上城井活性化センター 各地区公民館・集会所・学習等共用施設
文化施設	1 か所	①文化会館（コマーレ）
社会教育施設	7 か所	①図書館 ②岩丸生涯学習センター ③山村自然学校 ④旧藏内邸 ⑤旧竹内邸 ⑥築上町歴史民俗資料館 ⑦船迫窯跡公園
スポーツ施設	5 か所	①椎田体育館 ②築城体育館 ③サン・スポーツランド浜の宮 ④椎田海洋センター ⑤築城海洋センター
公園	8 か所	①築上町農業公園（しいだアグリパーク） ②船迫窯跡公園 ③ふるさと公園広場 ④築上町弓の師近隣公園（メタセの杜） ⑤椎田駅前コミュニティパーク ⑥東築城ポケットパーク ⑦鹿の戸公園 ⑧築上町国見の森自然公園
避難所	町開設 避難所	27 か所 保健・福祉施設（コミュニティセンター、保健センター等） 文化・スポーツ施設（文化会館、体育館等） 学校・保育施設（小学校、保育所等）
	自主避難所	46 か所 各地区公民館・集会所施設等
	福祉避難所	4 か所 ①築城社会福祉センター ②椎田社会福祉センター（自愛の家） ③障害者支援施設（和光苑） ④県立築城特別支援学校

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）



(2) 保健・医療・福祉等の施設・機関

① 医療機関

種別	施設数	医療機関名
病院・診療所	9か所	①椎田クリニック ②宮部病院 ③あないクリニック ④うえだ内科クリニック ⑤片山医院 ⑥古賀整形外科内科医院 ⑦永尾医院 ⑧二見医院 ⑨宮崎リハビリテーション医院
歯科	8か所	①有本歯科医院 ②おおまる歯科医院 ③神歯科医院 ④高田歯科医院 ⑤たかむら歯科・小児歯科 ⑥松延デンタルクリニック ⑦宮部歯科 ⑧森山歯科

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）

② 高齢者入所施設

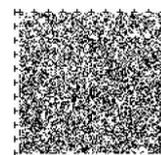
種別	施設数	施設名
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	4か所	①愛翠苑 ②誠松園 ③ナーシングホームあかり ④ユニット型青海山荘
介護老人保健施設	3か所	①青海山荘 ②ピアハート ③ピアハートII
認知症対応型 共同生活介護	2か所	①グループホーム浜の宮 ②グループホームシャラの木

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）

③ 障がい者福祉関係施設

種別	施設数	施設名
相談支援事業所	3か所	①障害者相談支援センター「てのひら」 ②相談支援センター「空の窓」 ③相談支援センター「きずな」
居宅訪問系 サービス事業所	3か所	①和光苑 ②愛翠苑 ③やすらぎ
施設系 サービス事業所	11か所	短期入所施設：①和光苑 ②こすもす 施設入所支援施設：③和光苑 就労移行支援施設：④とび梅学園 ⑤ワークランドこすもす 就労継続支援A型：⑥のぞみ 就労継続支援B型：⑦とび梅学園 ⑧ワークランドこすもす 生活介護施設：⑨和光苑 ⑩陽光学園おやまだ ⑪ワークランドこすもす
共同生活援助 (グループホーム)	2か所	①豊 ②楠
障がい児 通所支援施設	3か所	①放課後等デイサービス りやん ②放課後等デイサービス すてっぴ ③放課後等デイサービス Wing

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）



④ 子ども・子育て関係施設、教育施設

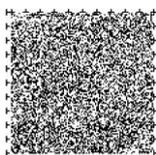
種 別	施設数	施設名
保育所（園）	9 箇所	①椎田そらいろ保育園 ②築城保育所 ③八津田保育園 ④山びこ保育園 ⑤福間保育園 ⑥光耀保育園 ⑦第一青蓮保育園 ⑧第二青蓮保育園 ⑨東築城保育園
幼稚園	1 箇所	①椎田めぐみ幼稚園
子育て支援センター	2 箇所	①椎田子育て支援センター ②築城子育て支援センター
放課後児童クラブ	4 箇所	①おにっ子児童クラブ ②築城キッズ児童クラブ ③ひまわり児童クラブ ④きいのご児童クラブ
小学校	8 校	①椎田小学校 ②八津田小学校 ③葛城小学校 ④西角田小学校 ⑤小原小学校 ⑥築城小学校 ⑦下城井小学校 ⑧上城井小学校
中学校	2 校	①椎田中学校 ②築城中学校
高等学校	1 校	①福岡県立築上西高等学校
特別支援学校	1 校	①県立築城特別支援学校

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）

⑤ その他、福祉に関連する団体・組織等

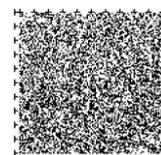
名 称	団体・組織の概要・活動
社会福祉協議会	地域福祉事業、高齢者福祉事業、相談支援事業、児童青少年福祉事業、障がい者福祉事業等、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として活動を行う社会福祉法人です。
見守りネットワーク協議会	民生委員・児童委員、自治会長会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会が構成員となっており、高齢者単身世帯など支援が必要な人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を継続できるよう、効果的な支援を行うための協議を行います。
社会福祉法人連絡会	築上町にある高齢者施設、障がい者施設、保育所（園）などを運営している社会福祉法人 10 団体で、様々な福祉の問題を解決するために定期的な連絡会を行い、それぞれの得意なことを活かし、地域のニーズに対応できる体制づくりを行っています。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などを配置し、多職種との協働による地域包括支援ネットワークを構築するとともに、総合相談、権利擁護事業、介護予防に関するケアマネジメント事業、介護予防事業を行います。設置主体は町となっており、おおむね2～3万人に1か所を目安とされており、本町は1か所（築城支所内）に設置しています。

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）



名 称		団体・組織の概要・活動
当事者組織	身体障害者 福祉会	身体に障がいのある会員同士の交流会や日帰り研修、スポーツ大会への参加など、障がい者の生きがいと福祉の向上を図る活動に取り組んでいます。
	視覚障害者 福祉会	遠方へ外出する機会の少ない視覚障がいのある会員とともに、日帰り研修や朗読・点訳ボランティアとの交流会など、視覚障がい者の福祉の向上を図る活動に取り組んでいます。
	手をつなぐ 親の会	知的に障がいのある人・児童の自立と社会参加を促進するため、本人の意思や希望を尊重し、権利が守られ、親も子どもも安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して活動を行う当事者団体です。
オレンジカフェきづき (認知症カフェ)		認知症の方やその家族、地域住民など誰もが集うことのできる場所として、認知症について正しい知識の普及啓発、地域包括支援センター職員による相談など、定期的に開催しています。(アグリパーク内)
コミュニティバス		真如寺線、築城巡回線、極楽寺線、岩丸線、国道10号線、八津田地区線の6路線が運行されており、山間地と市街地や、市街地内を連結しています。

資料：庁内資料（令和2年3月末時点）



3 住民アンケート調査からみた町の現状

本計画の策定にあたり、住民の福祉に対する日頃の意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画を策定する基礎資料として活用することを目的として実施しました。

以下の調査結果については、計画に関係する設問を中心にまとめた概要となります。

(1) 調査対象・方法、回収結果

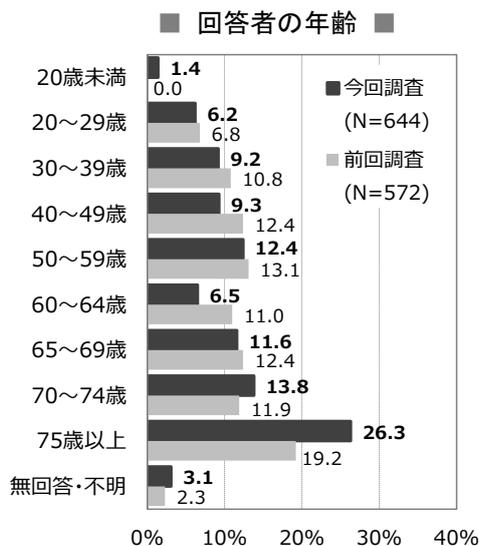
調査対象	築上町在住の住民 1,200 人
調査期間	令和2年1月10日～1月31日
調査方法	郵送による配布、回収
回収結果	【今回調査 (R1)】 配布数 1,200 件 回収数 644 件 回収率 53.7% 【前回調査 (H27)】 配布数 1,150 件 回収数 572 件 回収率 49.7%

(2) 結果の概要

① 回答者の基本属性

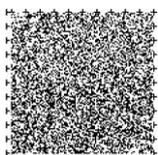
○回答者の年齢は「40歳未満」が16.8%、「40～64歳」が28.2%、「65歳以上」が51.7%と高齢者の回答が半数を占めています。前回調査（平成27年度調査（以下、同様））と比較すると、「40歳未満」は0.8ポイント減少、「40～64歳」は8.3ポイント減少、「65歳以上」が8.2ポイント増加しており、若い世代の回答が少なくなっています。町全体の高齢化に加え、若い世代の地域や福祉に対する関心が低くなっていると考えられます。

○住まいの小学校区は「椎田小学校区」が27.5%、「築城小学校区」が24.4%となっており、この2つの小学校区で全体の半数を占めています。



■ 住まいの小学校区 ■ (%)

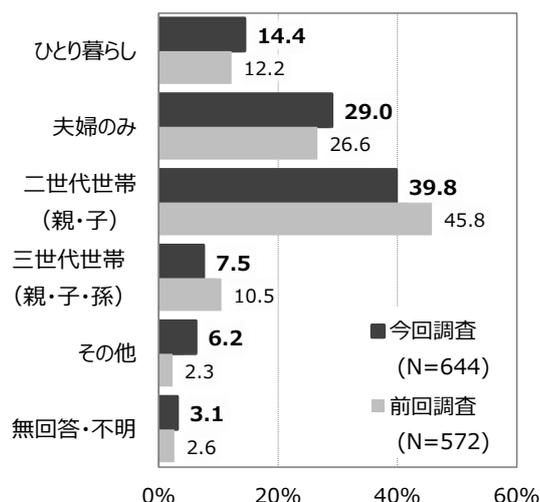
	椎田小学校区	八津田小学校区	葛城小学校区	西角田小学校区	小原小学校区	上城井小学校区	下城井小学校区	築城小学校区	無回答・不明
前回調査 (N=572)	144人 25.2	68人 11.9	47人 8.2	25人 4.4	12人 2.1	29人 5.1	45人 7.9	161人 28.1	41人 7.2
今回調査 (N=644)	177人 27.5	64人 9.9	58人 9.0	29人 4.5	16人 2.5	39人 6.1	57人 8.9	157人 24.4	47人 7.3
18～19歳(n=9)	55.6	11.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0
20～29歳(n=40)	27.5	12.5	2.5	12.5	0.0	0.0	12.5	27.5	5.0
30～39歳(n=59)	10.2	18.6	10.2	1.7	1.7	1.7	13.6	39.0	3.4
40～49歳(n=60)	31.7	13.3	3.3	3.3	8.3	0.0	8.3	31.7	0.0
50～59歳(n=80)	25.0	8.8	8.8	5.0	6.3	3.8	5.0	35.0	2.5
60～64歳(n=42)	38.1	2.4	4.8	4.8	0.0	11.9	4.8	31.0	2.4
65～69歳(n=75)	29.3	9.3	8.0	5.3	5.3	5.3	9.3	22.7	5.3
70～74歳(n=89)	27.0	4.5	18.0	3.4	4.5	10.1	10.1	20.2	2.2
75～79歳(n=75)	26.7	10.7	14.7	6.7	0.0	9.3	9.3	17.3	5.3
80～84歳(n=55)	40.0	12.7	5.5	3.6	1.8	0.0	7.3	10.9	18.2
85～89歳(n=20)	25.0	10.0	10.0	0.0	5.0	15.0	20.0	15.0	0.0
90歳以上(n=20)	30.0	15.0	10.0	5.0	0.0	5.0	10.0	15.0	10.0



家族構成

○家族構成は、「二世世代親子(親・子)」が39.8%と最も高く、次いで「夫婦のみ」(29.0%)、「ひとり暮らし」(14.4%)と続きます。前回調査と比較すると、「二世世代親子(親・子)」「三世世代親子(親・子・孫)」の割合は減少し、「ひとり暮らし」「夫婦のみ」が増加していることから、核家族世帯が増加していると推察されます。

■ 回答者の家族構成

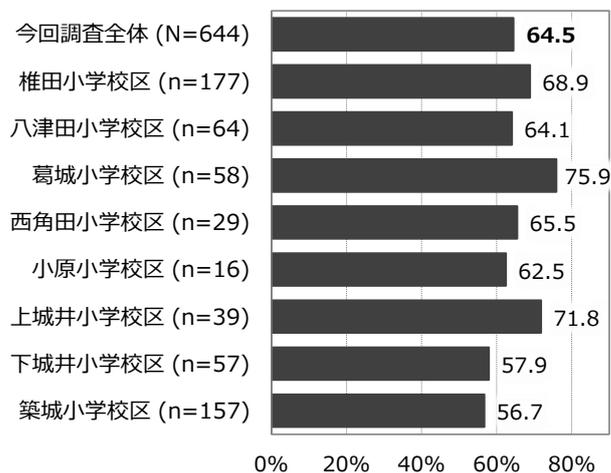


② 地域との関わりについて

地域への愛着について

○地域に「愛着がある」(「とても愛着がある」と「わりと愛着がある」を合わせた割合)は、全体で64.5%となっており、6割以上の方が地域に愛着を持っています。また、小学校区別にみると、葛城小学校区が75.9%と最も高く、次いで上城井小学校区(71.8%)、椎田小学校区(68.9%)の順に続きます。一方、下城井小学校区(57.9%)と築城小学校区(56.7%)は60%を下回っています。

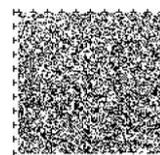
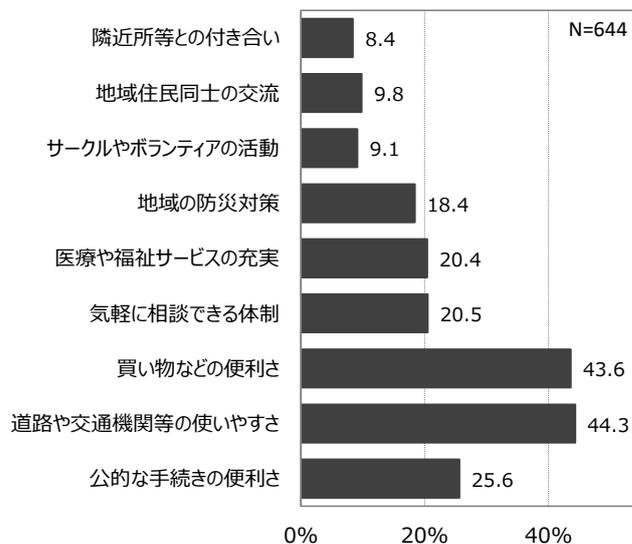
■ 地域に「愛着がある」という割合



地域の暮らしやすさについて

○地域の暮らしやすさについて「不満」(「不満」と「やや不満」を合わせた割合)が最も高いのは、「道路や交通機関等の使いやすさ」が44.3%、次いで「買い物などの便利さ」(43.6%)、「公的な手続きの便利さ」(25.6%)の順に続きます。また、この上位3項目は、上城井小学校区と下城井小学校区が他の小学校区に比べて高くなっています。この2つの小学校区は、中心部から離れた地理的条件にあるため、不満を高めている要因の一つとして考えられます。

■ 地域の暮らしやすさに「不満」という割合



③ 日頃の地域活動やボランティア活動について

隣近所の人との付き合いの程度について

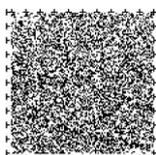
○隣近所の人との付き合いの程度は、「家を行き来する程ではないが、付き合いもあり、道で会うと世間話をする」が40.8%と最も高く、次いで「付き合いはあまりないが、道で会うと挨拶はする」（30.6%）、「お互いの家をよく行き来し、困ったときは互いに相談し合う」（11.6%）と続き、これらを合わせた83.0%の人が『挨拶以上の付き合いがある』こととなります。

前回調査と比較すると、『挨拶以上の付き合いがある』は、6ポイント減少しています。年齢別でみると、『挨拶以上の付き合いがある』は、20～29歳で52.5%、30～39歳で66.1%と低くなっており、若い世代は隣近所や地域との付き合いが疎遠になっていることがうかがえます。

小学校区別でみると、築城小学校区は「お互いの家をよく行き来し、困ったとき互いに相談し合う」が5.7%、「まったく付き合いがなく、どんな人かわからない」が10.8%となっており、他の小学校区に比べて、地域とのつながりが希薄になっている状況がうかがえます。

■ 隣近所の人との付き合いの程度 ■

	お互いの家をよく行き来し、困ったときは互いに相談し合う	家を行き来する程ではないが、付き合いもあり、道で会うと世間話をする	付き合いはあまりないが、道で会うと挨拶はする	付き合いはほとんどないが、顔は知っている	まったく付き合いがなく、どんな人かわからない	無回答・不明	挨拶以上の付き合いがある (%)
前回調査 (N=572)	15.6	40.7	32.7	6.1	3.7	1.2	89.0
今回調査 (N=644)	11.6	40.8	30.6	7.9	5.0	4.0	83.0
20～29歳 (n=40)	0.0	10.0	42.5	15.0	25.0	7.5	52.5
30～39歳 (n=59)	1.7	20.3	44.1	13.6	16.9	3.4	66.1
40～49歳 (n=60)	5.0	28.3	46.7	15.0	1.7	3.3	80.0
50～59歳 (n=80)	8.8	41.3	31.3	7.5	5.0	6.3	81.4
60～64歳 (n=42)	4.8	33.3	38.1	16.7	7.1	0.0	76.2
65～69歳 (n=75)	6.7	52.0	29.3	5.3	1.3	5.3	88.0
70～74歳 (n=89)	22.5	52.8	18.0	3.4	1.1	2.2	93.3
75～79歳 (n=75)	20.0	46.7	28.0	4.0	0.0	1.3	94.7
80～84歳 (n=55)	18.2	52.7	21.8	0.0	0.0	7.3	92.7
85～89歳 (n=20)	25.0	55.0	10.0	5.0	5.0	0.0	90.0
90歳以上 (n=20)	25.0	50.0	5.0	5.0	5.0	10.0	80.0
椎田小学校区 (n=177)	8.5	40.1	31.6	10.2	3.4	6.2	80.2
八津田小学校区 (n=64)	10.9	37.5	34.4	10.9	6.3	0.0	82.8
葛城小学校区 (n=58)	27.6	43.1	20.7	5.2	1.7	1.7	91.4
西角田小学校区 (n=29)	17.2	51.7	17.2	6.9	0.0	6.9	86.1
小原小学校区 (n=16)	12.5	50.0	25.0	0.0	0.0	12.5	87.5
上城井小学校区 (n=39)	20.5	61.5	12.8	5.1	0.0	0.0	94.8
下城井小学校区 (n=57)	10.5	42.1	35.1	3.5	3.5	5.3	87.7
築城小学校区 (n=157)	5.7	35.0	35.7	9.6	10.8	3.2	76.4



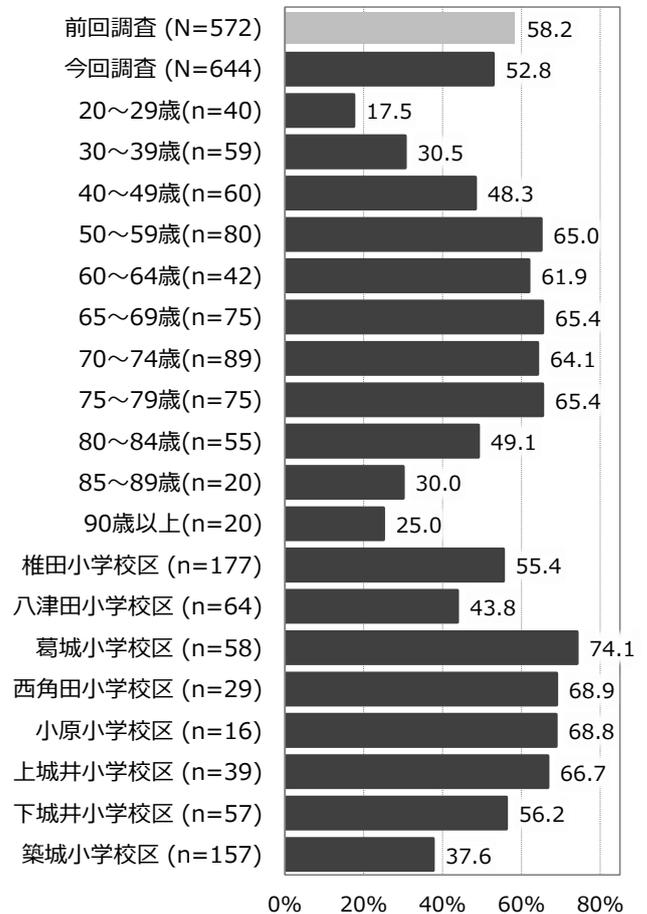
地域活動やボランティア活動、地域行事への参加について

○地域活動やボランティア活動、地域行事への参加程度について、「よく参加している」と「時々参加している」を合わせた『参加している』は52.8%と半数を超えています。ただし、前回調査と比較すると『参加している』は、5.4ポイント減少しています。

年齢別でみると、65～79歳では「よく参加している」が30%を超えており、「時々参加している」を合わせた『参加している』が、65%程度と高いことから、地域活動等を担っているのは、主に65歳以上の高齢者である状況がうかがえます。

小学校区別でみると『参加している』は、葛城小学校区の74.1%に対して、築城小学校区では37.6%と約半数となっています。また、八津田小学校区と西角田小学校区では、前回調査より10ポイント以上減少するなど、地域によって活動への温度差や、活動が不活発となっている状況も考えられます。

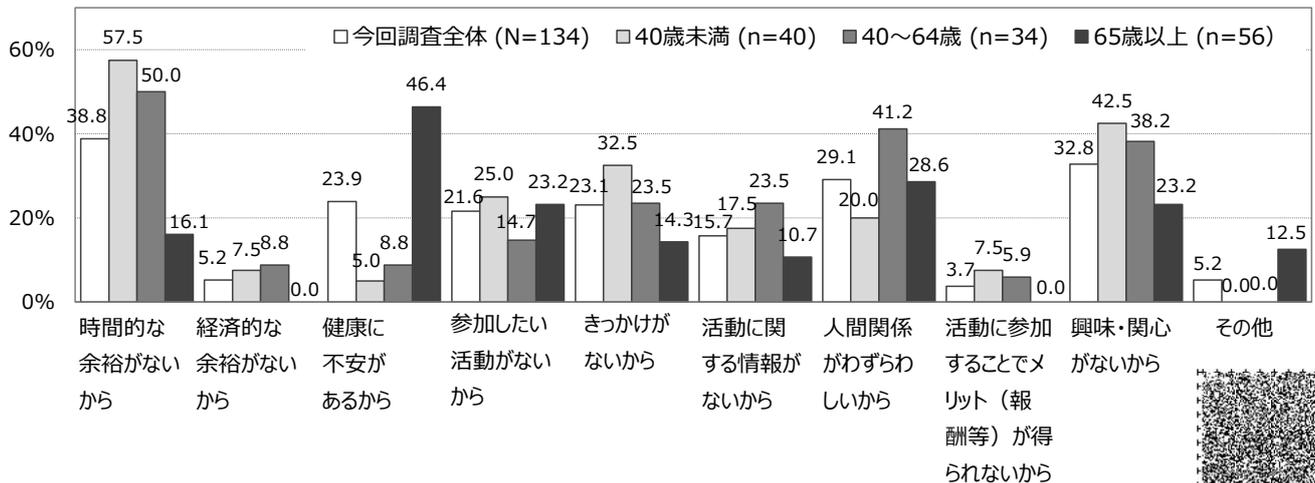
■ 地域活動等に「参加している」という割合 ■



地域活動等への今後の参加意向について

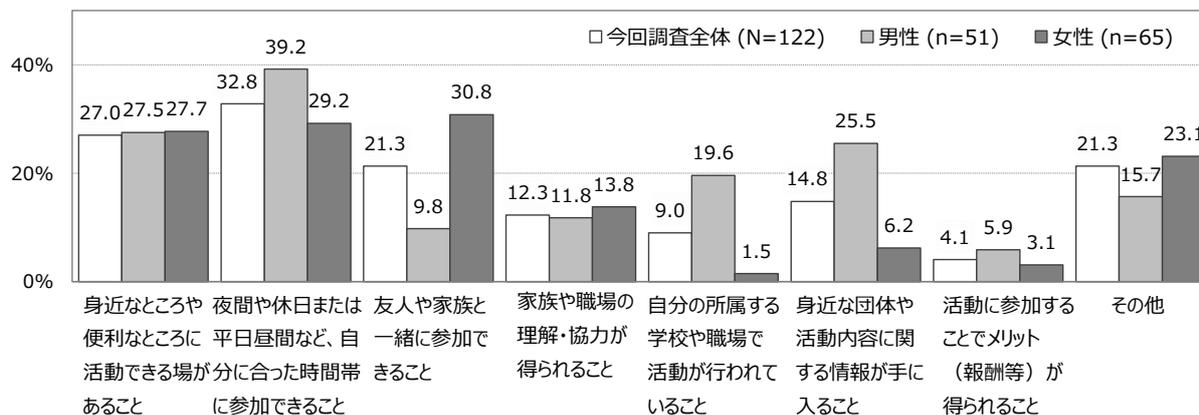
○現在、地域活動等に参加していない人の今後の参加意向は、「参加したくない」が50.0%となっており、その理由については「時間的な余裕がないから」「興味・関心がないから」という意見が多く、特にその傾向は30歳代と40歳代に多くみられます。

■ 地域活動等に参加したくない理由 ■



○今後、地域活動等に参加するために必要な環境や条件について、男性は女性に比べて「夜間や休日または平日昼間など、自分に合った時間帯に参加できること」「自分の所属する学校や職場で活動が行われていること」「身近な団体や活動内容に関する情報が手に入ること」という回答が多く、男性が活動に参加しやすい場や機会を確保するとともに、情報提供の工夫などが必要となります。

■ 地域活動等に参加するために必要な環境や条件 ■



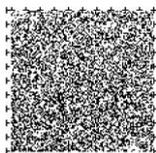
地域活動に対する参加意識について

○地域活動に対する参加意識について「地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要だ」と回答した人の割合は、全体で 53.0%となっており前回調査と比較してやや減少しています。また、小学校区別でみると、西角田小学校区は 75.9%、葛城小学校区は 69.0%と高い一方で、築城小学校区は 44.6%と低くなっています。日頃から隣近所との付き合いが希薄化していることや地域活動等への参加が少ない地域であり、住民参加の必要性や地域福祉への関心を高める啓発が必要です。

○住民参加が必要だと回答した人のうち、住民同士の協力関係を築くために必要なことは全体で「地域の人気が気軽に集まれる場所や地域活動の拠点となる場をつくること」が 48.7%と最も高く、地域活動における既存施設などを活用した拠点の整備について検討していく必要があります。また、「自治会が中心となって交流活動を進めること」の割合は、65歳以上で 60%を超える一方、20~49歳の若い世代では 30%未満と低く、自治会活動の必要性や重要性に対する認識に差がみられます。

■ 地域活動への参加意識について

「住民参加が必要だ」と思う人の割合 ■



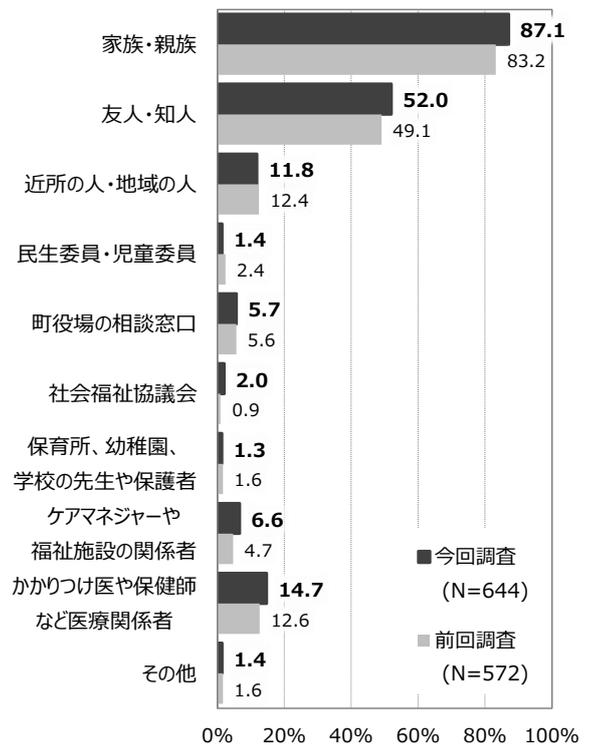
④ 悩みや相談、情報の入手について

悩みや不安、相談相手

○現在、相談したい悩みや不安は「老後や介護に関すること」が最も高くなっています。

○悩みや不安を相談する相手は「家族・親族」が87.1%と圧倒的に高く、次いで「友人・知人」(52.0%)となっています。住民の相談に専門的な知識を持って対応する「町役場の相談窓口」(5.7%)や「民生委員・児童委員」(1.4%)を相談相手とする人は少なく、前回調査と比較してもあまり変化はみられません。身近な相談窓口の周知や行政窓口などの利用しやすさについて検討が必要です。

■ 悩みや不安を相談する相手 ■

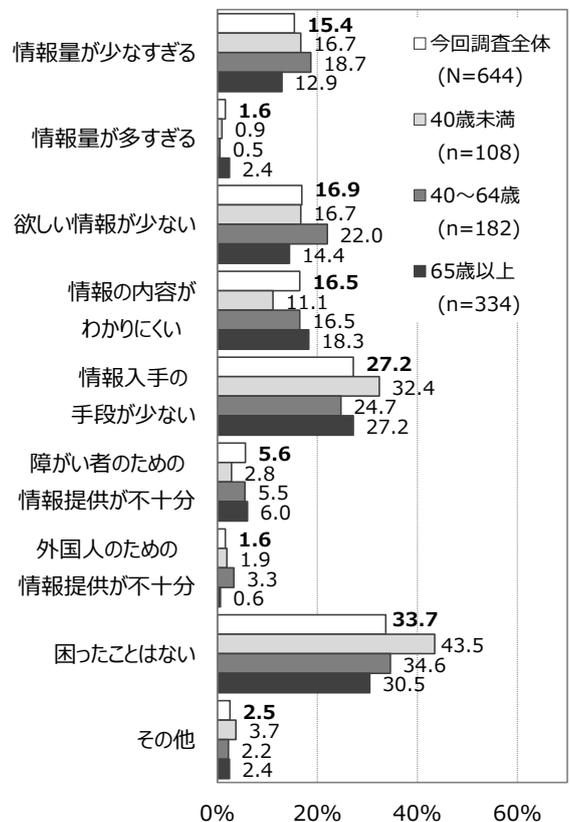


福祉サービスやボランティア活動など、町の福祉に関する情報入手について

○町の福祉に関する情報の入手先は「町内の回覧板」が41.0%と最も高く、次いで「町の広報紙やホームページ」(36.8%)の順に続きます。

○町の福祉に関する情報を入手する際、困っていることは、全体で「困ったことはない」を除くと、「情報入手の手段が少ない」が27.2%と最も高く、次いで「欲しい情報が少ない」(16.9%)の順に続きます。年代別で見ると、40～64歳では「情報量が少なすぎる」や「欲しい情報が少ない」という割合が高くなっています。この年代は、日々の生活や仕事に加え、子育てや親の介護など、必要な情報が多様になります。このため、必要な情報をすぐに入手できるよう、SNSの活用など、情報発信の工夫が必要です。また、65歳以上は「情報量が多すぎる」や「情報の内容がわかりにくい」という割合が高く、高齢者や視覚に障がいのある人にとって、入手しやすく、わかりやすい情報を届けることが求められています。

■ 情報入手の際、困っていること ■

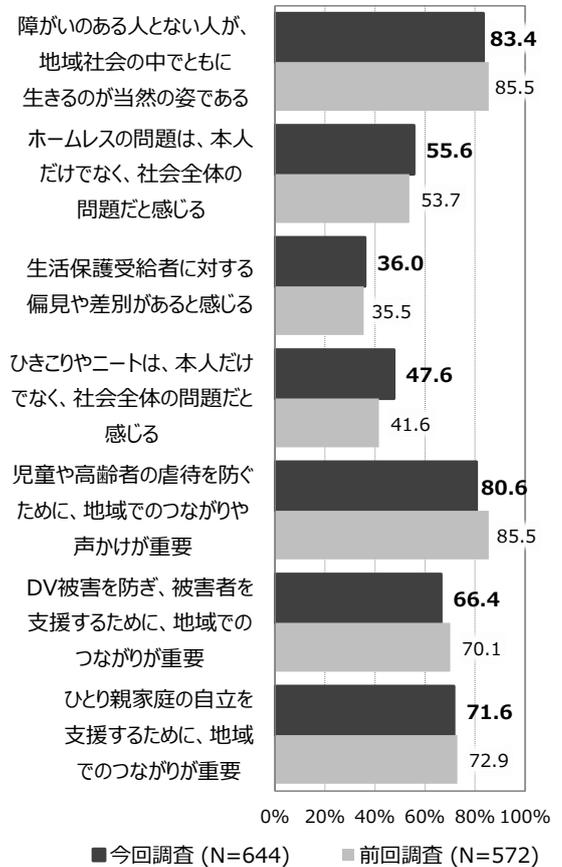


⑤ 福祉への問題意識について

住民の理解が進んでいる福祉の考え方について

- 住民の理解が進んでいる福祉の考え方（各項目で「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた割合）は、「障がいのある人とない人が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である」が83.4%と最も高く、次いで「児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりや声かけが重要」（80.6%）、「ひとり親家庭の自立を支援するために、地域でのつながりが重要」（71.6%）の順に続きます。
- 「ひきこもりやニートは、本人だけでなく、社会全体の問題だと感じる」という割合は50%未満と低いものの、前回調査と比較して6ポイント増加しており、住民の理解は進みつつあると考えられます。また、「生活保護受給者に対する偏見や差別があると感じる」は36.0%と低く、前回調査と比較してもほとんど変化がみられないことから、生活困窮者への偏見や差別は依然として解消されていない状況がうかがえます。

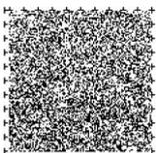
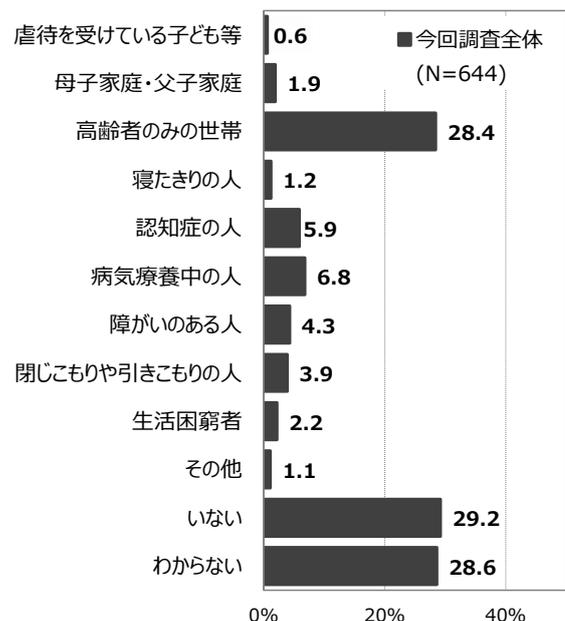
■ 「住民の理解が進んでいる」福祉の考え方 ■



見守り等支援が必要な人や、気にかかる人（課題を抱えている人）の把握・対応について

- 地域に支援が必要な人や気にかかる人の住民による把握状況は、全体で「いない」が29.2%と最も高く、次いで「わからない」（28.6%）、「高齢者のみの世帯」（28.4%）の順に続きます。
- 地域で孤独死や虐待などが起きるおそれがある状況を知った場合、全体で「対応する」が54.8%と最も高く、次いで「わからない」（34.6%）となっています。
- 孤独死や虐待などに対応すると回答した人が想定する対応方法は「役場・児童相談所などの公的機関へ相談する」が23.5%と最も高く、次いで「警察・交番に相談する」（19.0%）となっています。

■ 支援が必要な人の把握状況 ■



⑥ 災害時の助け合い、支え合いについて

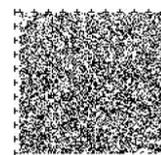
災害時の不安や心配ごと

○災害が起こったと想定した時、不安や心配ごとは全体で「所在・安否確認」が47.7%と最も高く、次いで「避難生活」（45.5%）、「正確な情報の入手」（43.2%）の順に続きます。前回調査と比較すると「避難生活」が8.4ポイント増加しています。新型コロナウイルスに関連して、避難所での感染拡大なども懸念されており、さらに不安は高まると考えられます。

○年齢別でみると、70歳未満は「所在・安否確認」「避難生活」、70～79歳は「正確な情報の入手」、80～84歳は「正確な情報の入手」「医療機関、診療、薬の入手」、85歳以上は「自分や家族の歩行に不安がある」が最も高くなっています。小学校区別でみると「避難場所がわからない」という回答は、八津田小学校区、葛城小学校区、西角田小学校区で20%を超えています。

■ 災害時の不安や心配ごと ■

	所在・ 安否確認	自分や 家族の 歩行	救助・ 避難誘導	避難場所 がわから ない	避難生活	正確な情 報の入手	生活物資 や乳幼児・ 高齢者向 けの物資	医療機 関、診 療、薬の 入手	精神的な ストレス	家屋の強 度や家具 の転倒防 止	住まいの 老朽化	特にな い	その他
前回調査 (N=572)	49.7	18.0	24.3	18.7	37.1	43.7	22.4	32.7	29.9	23.3	24.3	5.9	3.5
今回調査 (N=644)	47.7	18.0	27.3	14.6	45.5	43.2	25.0	35.2	32.3	24.7	23.0	4.2	1.1
20～29歳(n=40)	62.5	10.0	20.0	17.5	52.5	45.0	25.0	22.5	42.5	22.5	25.0	12.5	7.5
30～39歳(n=59)	57.6	15.3	27.1	20.3	55.9	49.2	35.6	40.7	37.3	20.3	25.4	5.1	1.7
40～49歳(n=60)	60.0	5.0	30.0	5.0	66.7	50.0	25.0	38.3	43.3	25.0	23.3	1.7	1.7
50～59歳(n=80)	61.3	16.3	27.5	15.0	43.8	56.3	31.3	41.3	42.5	25.0	22.5	2.5	1.3
60～64歳(n=42)	64.3	7.1	33.3	9.5	50.0	38.1	11.9	28.6	35.7	31.0	14.3	2.4	0.0
65～69歳(n=75)	40.0	12.0	28.0	18.7	44.0	37.3	25.3	29.3	25.3	30.7	28.0	4.0	1.3
70～74歳(n=89)	39.3	16.9	30.3	13.5	51.7	42.7	27.0	40.4	31.5	24.7	28.1	2.2	0.0
75～79歳(n=75)	32.0	29.3	22.7	16.0	37.3	38.7	14.7	36.0	22.7	21.3	16.0	6.7	0.0
80～84歳(n=55)	27.3	23.6	23.6	16.4	27.3	34.5	25.5	34.5	21.8	21.8	20.0	3.6	0.0
85～89歳(n=20)	35.0	50.0	25.0	5.0	5.0	45.0	35.0	35.0	25.0	20.0	20.0	0.0	0.0
90歳以上(n=20)	40.0	50.0	25.0	20.0	25.0	30.0	20.0	25.0	15.0	15.0	15.0	15.0	0.0
椎田小学校区 (n=177)	52.0	18.1	29.4	13.0	45.8	46.3	23.7	35.0	34.5	25.4	20.9	2.8	0.6
八津田小学校区 (n=64)	54.7	23.4	29.7	25.0	43.8	54.7	21.9	40.6	35.9	23.4	26.6	0.0	1.6
葛城小学校区 (n=58)	43.1	20.7	31.0	22.4	55.2	36.2	22.4	34.5	39.7	20.7	15.5	1.7	1.7
西角田小学校区 (n=29)	62.1	20.7	31.0	24.1	62.1	55.2	41.4	44.8	37.9	37.9	34.5	17.2	10.3
小原小学校区 (n=16)	37.5	12.5	6.3	0.0	50.0	31.3	37.5	43.8	43.8	12.5	0.0	0.0	6.3
上城井小学校区 (n=39)	38.5	12.8	25.6	10.3	33.3	41.0	10.3	30.8	25.6	33.3	25.6	10.3	0.0
下城井小学校区 (n=57)	40.4	26.3	24.6	8.8	52.6	43.9	24.6	38.6	28.1	31.6	31.6	1.8	0.0
築城小学校区 (n=157)	48.4	14.0	23.6	12.1	43.9	37.6	30.6	34.4	28.7	22.9	22.9	6.4	0.0

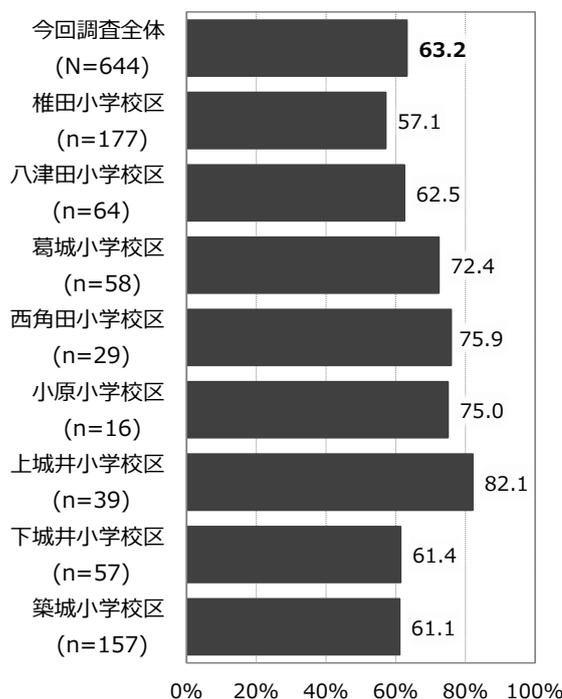


災害時に手助けできる関係や備えについて

○災害時、隣近所で声を掛け合える関係性について、全体で「ある」が63.2%と最も高く、小学校区別でみると、椎田小学校区、八津田小学校区、下城井小学校区、築城小学校区は全体の割合を下回っています。また、上城井小学校区では82.1%が「ある」と回答しており、地域によって差がみられます。

○災害時、地域で手助けが必要な方に、できる手助けは、全体で「手助けの必要な方への声かけ」が58.7%と最も高く、次いで「避難所での支援活動」（39.4%）、「水や食べる物の提供」（24.5%）の順に続きます。

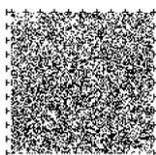
■ 隣近所で声を掛け合える関係性が「ある」と思う人の割合 ■



○災害時の備えとして重要なことは、全体で「日頃からのあいさつ、声かけ」が48.1%と最も高く、次いで「地域における支援体制の構築」（30.7%）、「がけ崩れなど危険箇所の把握」（30.3%）の順に続いており、平常時からの支援体制の構築が重要とされています。年代別でみると、「日頃からのあいさつ、声かけ」は65歳以上が53.3%と高くなっています。また、40～64歳は「がけ崩れなどの危険箇所の把握」（36.3%）、「要配慮者に対する情報提供体制の構築」（14.8%）の割合が高くなっています。小学校区別でみると、上城井小学校区は「日頃からのあいさつ、声かけ」が61.5%と他の小学校区に比べて高くなっていますが、「災害対策の学習会」（7.7%）や「地域での避難訓練」（15.4%）は低くなっています。また、「地域における支援体制の構築」は上城井小学校区を除く全ての小学校区で30%程度となっています。

■ 災害時の備えとして重要なこと ■

	災害対策の学習会	日頃からのあいさつ、声かけ	地域での避難訓練	がけ崩れなど危険箇所の把握	地域における支援体制の構築	地域の中得要配慮者の把握	要配慮者に対する情報提供体制の構築	災害ボランティアの育成	その他
前回調査 (N=572)	23.8	47.2	33.6	33.9	29.0	27.3	8.2	11.4	1.2
今回調査 (N=644)	22.2	48.1	27.3	30.3	30.7	22.5	12.1	12.9	1.4
40歳未満 (n=108)	24.1	38.0	28.7	29.8	33.3	25.0	10.2	13.9	2.8
40～64歳 (n=182)	18.1	45.6	23.1	36.3	35.2	23.1	14.8	13.7	1.1
65歳以上 (n=334)	24.3	53.3	29.9	24.6	27.2	21.6	9.9	12.0	1.2
椎田小学校区 (n=177)	27.1	49.7	29.9	20.9	29.4	21.5	18.1	12.4	0.6
八津田小学校区 (n=64)	26.6	45.3	35.9	26.6	31.3	23.4	9.4	15.6	1.6
葛城小学校区 (n=58)	15.5	55.2	27.6	41.4	29.3	24.1	5.2	10.3	0.0
西角田小学校区 (n=29)	27.6	31.0	27.6	48.3	31.0	20.7	6.9	17.2	6.9
小原小学校区 (n=16)	43.8	31.3	31.3	5.0	37.5	18.8	6.3	6.3	6.3
上城井小学校区 (n=39)	7.7	61.5	15.4	53.8	23.1	20.5	7.7	17.9	5.1
下城井小学校区 (n=57)	26.3	49.1	19.3	29.8	29.8	17.5	10.5	10.5	0.0
築城小学校区 (n=157)	19.1	43.3	27.4	28.7	34.4	26.8	9.6	1.4	0.6

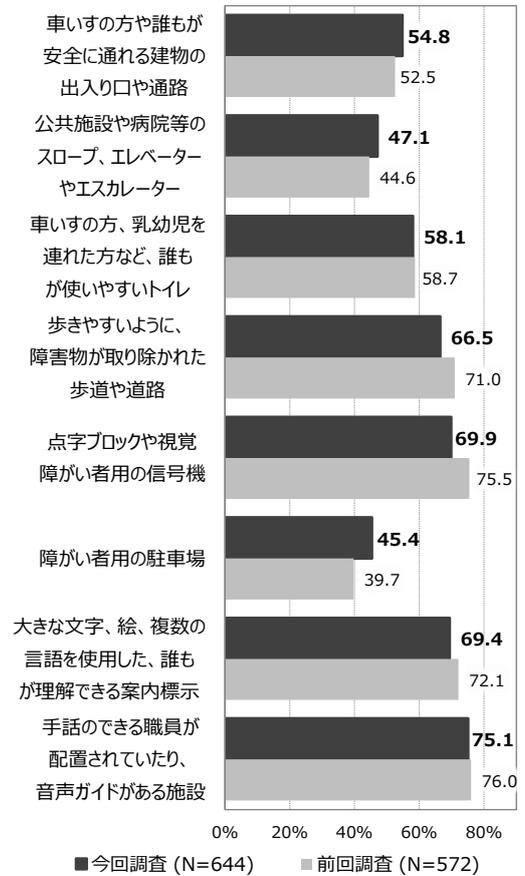


⑦ 福祉の環境や福祉のまちづくりについて

町の建物や交通機関等の整備状況

○町の公共の建物や交通機関、道路の整備状況について、『整備されていない』（「あまり整備されていない」と「まったく整備されていない」を合わせた割合）と感じているものは、「手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設」「点字ブロックや視覚障がい者用の信号機」「大きな文字、絵、複数の言語を使用した、誰もが理解できる案内標示」が多くなっています。前回調査と比較すると、「点字ブロックや視覚障がい者用の信号機」は5.6ポイント減少していますが、それ以外の項目は、同程度または増加しており、町内のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの普及は未だ十分とは言えない状況です。

■ 「整備されていない」と感じる町の建物や交通機関等 ■

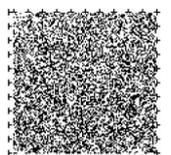


町の福祉関係のイベントへの参加状況

○町の福祉関係のイベントへの参加について、「参加したことはない」という回答は全体で57.3%、年代別でみると40歳未満、小学校区別でみると八津田小学校区、西角田小学校区、小原小学校区、上城井小学校区、築城小学校区の60%を超えています。一方、葛城小学校区では「参加したことはない」が36.2%と他の小学校区に比べて低く、また、西角田小学校区は「通学合宿」（24.1%）や「浜宮海岸清掃活動」（20.7%）、下城井小学校区は「人権講演会」（29.8%）の参加が他の小学校区に比べて高くなっています。

■ 福祉関係のイベントへの参加 ■

	ふれあいフェスティバル	人権講演会	通学合宿	浜宮海岸清掃活動	笑顔でふれあいワークショップ	子ども食堂	入門手話講習会	福祉入門教室	参加したことはない	その他
今回調査 (N=644)	17.9	17.4	9.0	13.5	2.0	3.1	1.7	2.5	57.3	1.1
40歳未満 (n=108)	17.6	6.5	11.1	17.6	1.9	2.8	0.9	0.9	61.1	0.0
40~64歳 (n=182)	19.2	15.9	8.2	17.6	2.2	3.3	2.7	1.6	57.7	0.5
65歳以上 (n=334)	18.0	22.2	8.4	10.5	2.1	3.3	1.5	3.6	56.9	1.8
椎田小学校区 (n=177)	22.6	18.6	13.6	20.3	3.4	5.6	2.3	3.4	50.3	1.1
八津田小学校区 (n=64)	17.2	18.8	0.0	18.8	0.0	4.7	1.6	3.1	62.5	0.0
葛城小学校区 (n=58)	29.3	22.4	17.2	13.8	1.7	6.9	1.7	5.2	36.2	1.7
西角田小学校区 (n=29)	6.9	13.8	24.1	20.7	0.0	0.0	0.0	0.0	65.5	0.0
小原小学校区 (n=16)	18.8	12.5	12.5	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	68.8	0.0
上城井小学校区 (n=39)	5.1	17.9	0.0	2.6	0.0	0.0	2.6	0.0	66.7	2.6
下城井小学校区 (n=57)	12.3	29.8	3.5	10.5	0.0	1.8	1.8	3.5	52.6	1.8
築城小学校区 (n=157)	16.6	10.2	5.7	8.9	3.8	0.6	1.9	1.3	70.1	0.6

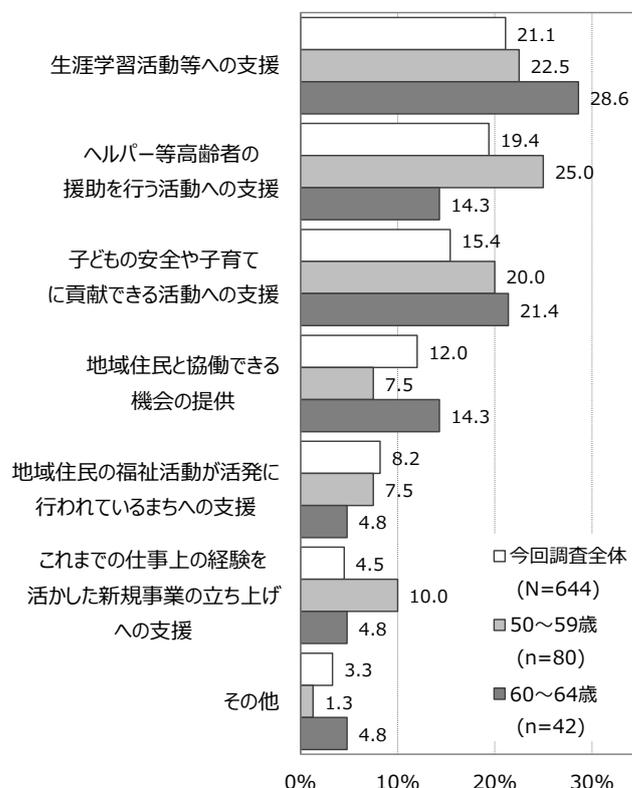


地域活動を行う場合、必要な町からの支援について

○高齢期を迎えた時(定年退職等で仕事を辞めた時など)に、地域活動を行う場合、必要な町からの支援について、全体で「生涯学習活動等への支援」が21.1%と最も高く、次いで「ヘルパー等高齢者の援助を行う活動への支援」(19.4%)となっています。

○高齢期に近い50~64歳に特化してみると、50~59歳は「ヘルパー等高齢者の援助を行う活動への支援」(25.0%)、60~64歳は「生涯学習活動等への支援」(28.6%)がそれぞれ最も高くなっています。また、「子どもの安全や子育てに貢献できる活動への支援」は全体が15.4%に対して、50~64歳では20%を超えています。スポーツや文化活動、趣味などの生涯学習活動等への支援や経験・知識を活かし、地域で活躍できる機会や場を設けることが求められています。

■ 地域活動を行う場合、必要な町からの支援 ■

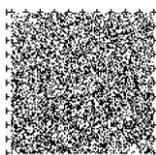
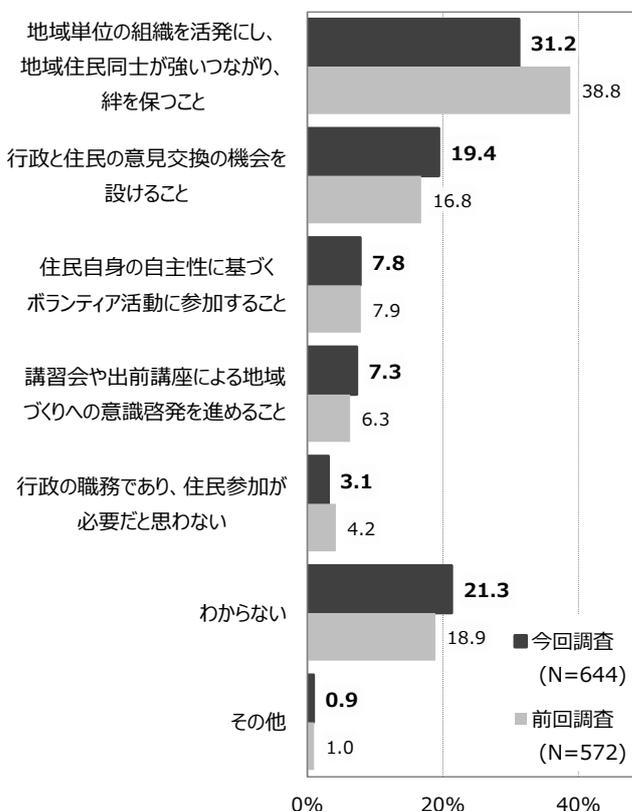


住民参加の方法として必要なこと

○住民自身が地域の課題解決に取り組む住民参加の方法として必要なことは、「地域単位の組織(自治会や子ども会)を活発にし、地域住民同士が強いつながり、絆を保つこと」が31.2%と最も高く、次いで「行政と住民の意見交換の機会を設けること」(19.4%)となっています。

○前回調査と比較すると「地域単位の組織を活発にし、地域住民同士が強いつながり、絆を保つこと」は7.6ポイント減少しており、住民同士の助け合いや支え合いの重要性は認識しながらも、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域のつながりが希薄化している状況もうかがえます。今後、地縁による共同意識の弱まりや個人主義の価値観に対応する方策の検討が必要です。

■ 住民参加の方法として必要なこと ■



4 地域の関係団体・機関等への意見聴取からみた町の現状

本計画の策定にあたり、福祉関係団体・機関等の状況や地域の活動等を把握するとともに、地域の課題や福祉のまちづくりを推進していくために必要な施策について、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画の基礎資料とするため、町内の関係団体・機関、事業所へのヒアリング調査と民生委員・児童委員全員を対象にアンケート調査を行いました。

以下の調査結果については、計画に関係する設問を中心にまとめた概要となります。

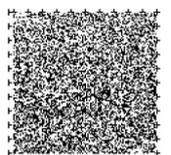
(1) 調査対象・方法

① ヒアリング調査

調査対象	町内で活動する9団体
団体一覧	<p>【地域福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 築上町自治会長会・ 築上町民生委員・児童委員協議会・ 見守りネットワーク協議会 見守り協力員（代表：西八田地区）・ 築上町社会福祉協議会 <p>【高齢者福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域包括支援センター <p>【障がい者福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 築上町身体障害者福祉会・ 相談支援センター（相談支援専門員） <p>【児童福祉分野】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 児童館（児童館、放課後児童クラブ、子育て支援センター）・ 子育てサークル（未就学児童保護者の自主組織）
調査期間	令和2年8月24日、8月26日
調査方法	ヒアリングシートを事前に配布し、後日、直接聴き取り調査

② 民生委員・児童委員アンケート調査

調査対象	町内の民生委員・児童委員 54人（全員）
調査期間	令和2年7月3日～7月17日
調査方法	郵送による配布、回収
回収結果	配布数 54件 回収数 49件 回収率 90.7%



(2) ヒアリング調査結果の概要

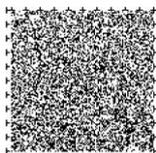
① 団体・機関等の活動に関する現状と課題

! 共通する意見や主な課題

- 人口減少、高齢化による地域の担い手不足や後継者の問題
- 住民の個人情報の取扱いの問題もあり、地域における見守りや訪問活動のしづらさ
- 個人や家族の価値観の多様化やライフスタイルの変化、地域に対する関心が低下。地域での支え合いや助け合いの限界
- 地域で活動する団体等の情報共有、情報発信する機会・場が不足
- 専門職の人手不足、サービスや質の向上に関する取り組みが不足

主な意見

自治会長会	● 住民の減少と高齢化で活動が難しく、後継者を探すのが大変。また、若い人も加入しているが、主に活動しているのは高齢者で、役員のなり手がいない。
民生委員・児童委員	● 住民の個人情報が入らないので、住民や世帯状況の把握が難しい。 ● 民生委員の活動について、他団体との情報共有ができていない。
見守り協力員	● 地域における健康サロン参加者の固定化と高齢化による後継者不足の問題。
社会福祉協議会	● 地域の核となる自治会の加入率が低下しており、地域福祉の根本的な課題。 ● 世代によって、地域への関わり方や地域貢献に対する考え方、これまでの地域での支え合いのあり方が変わってきている
包括支援センター	● 介護職の人手が不足している。 ● 住民主体の生活支援サービスの仕組みがあるといいが、インフォーマルな社会資源やサービスを上手く利用できていない。
身体障害者福祉会	● 会員の高齢化もあり減少している。会員を募集したいが、障害者手帳の所持については個人情報であるため、把握できない。
障害者相談支援専門員	● 事業所の職員体制により対応件数に限界があるため、サービス利用のニーズにすぐに対応できない。また、日々の業務もあり、研修やスキルアップには手が行き届いていない。
児童館	● 小学生は各自スポーツや習い事をしているので、児童館で行う教室や土日の行事への参加が少ない。 ● 子どもたちの年齢層が違うので、皆が楽しめる催しの企画が難しい。
子育てサークル	● サークルのブログを作っているが、サイトを見て参加した人はおらず、会員の声かけにより参加している。



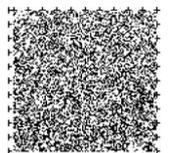
② 地域のつながりや支え合いに関する現状と課題

！ 共通する意見や主な課題

- 地縁血縁関係は残っているが、60歳代未満の地域への参画や興味が低く、つながりが希薄化
- 支援が必要な高齢者家族が、他人からの見守りや支援に抵抗感を持っており、地域とのつながりを拒否する傾向
- 子ども会の廃止や地域行事の減少により、子どもたちやその家族が地域の色々な世代の人と交流する機会が少ない

主な意見

自治会長会	● 以前はあった横のつながり（野菜のおすそ分けなど）が、世代が変わって薄れてきている。向こう三軒両隣の精神を復活させたい。
民生委員・児童委員	● 地域をよくしていこうとする人（リーダー）が少ない。地域を導き、見返りを求めないリーダーシップがとれる人材が必要。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 昔より隣近所との付き合い方は変化しているが、地縁血縁関係は根強いと感じる。一方、他所から来た人が地域に入り込みにくいという課題もある。 ● 他人に自分のことや家庭のことを知られたくない人も多く、孤独死や孤立死の問題が出始めている。 ● 子ども会が無くなっている地域もあり、人間関係を学ぶ機会が減っている。
包括支援センター	● 高齢の親に近所の人に関わることを、離れて暮らす子どもが望まない場合がある。近所の人の見守りやできないことを手伝うことに本人以外の家族が抵抗感を持っているため、支援がしづらい。
障害者相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ● 障がいのある人と民生委員との関係が続かない。定期的に顔を合わせられる機会が必要。 ● 途中で障がいを持った人は、周囲に障がいのことは言わず、自宅にいる人も見受けられる。
児童館	● 子どもと地域のつながりが希薄になっている。地域の行事があっても、子どもたちの習い事を優先し、参加しない家庭が増えた。
子育てサークル	● 自治会費を払っているが、地域との関わりはない。お祭りなどがあれば子どもを連れて行きたいと思う。



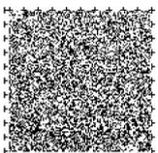
③ 高齢者や障がい者、その家族を取り巻く現状と課題

！ 共通する意見や主な課題

- 高齢者**
- 高齢者を含む、地域の人が自然と集まって交流できる居場所が減少
 - 買い物や移動（コミュニティバスやタクシーの利用）に課題がある
- 障がい者**
- 障がいのある人は増えているが、サービスや支援につなげていない（制度の狭間）
 - 障がいのある人や子どもの親亡き後の生活や自立を支援していく体制が不十分
 - 障がいのある人や子どもの家族の肉体的・精神的負担

主な意見

自治会長会	<ul style="list-style-type: none"> ● 移動が不便な地域もある。免許証返納後のコミュニティバスチケットは1回しかもらえないし、バスが通らない地域は移動に苦労している。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物の手伝いを声かけしても遠慮される。 ● 民生委員の活動について、他団体との情報共有ができていない。
見守り協力員	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物に行くためのコミュニティバスやタクシーの利用がしづらい。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 買い物や通院など、免許証返納後の移動手段に課題があり、コミュニティバスも利便性が良くない。山間部などでは、相互に助け合える関係性ができているが、駅周辺などでは個人が他人からの介入を必要としていないため、コミュニティの関係性が希薄である。 ● 各地域にあった個人商店のような、地域の人々の居場所が減っている。 ● 知的障がい者の親亡き後、入れる施設が町内にはほとんどない。通所サービスだけで在宅生活を続けていけるのか、地域の支援体制があるのかが課題。
包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者同士の交流の場が減っており、サロンへの参加者も固定化している。
身体障害者福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際はサービスが必要なのに、サービスにつなげていない障がい者や障害者手帳を持っていない人がいる。 ● 障がい者の家族に対する負担が大きい。
障害者相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町は、障害者手帳所持者、またサービス利用者も多い。自立支援医療の申請（精神通院）は増加している。 ● 障がいのある子どもを持つ子どもの保護者が一時的に休める場所がないため、保護者の様子として疲労感や負担を感じる。 ● 障がいのある高齢者やサービス未利用者など地域で生活している人を将来、誰が見守っていくのかが課題。サービスや支援につなげていない家庭があると聞く。



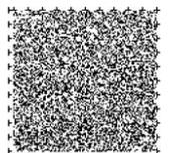
④ 子どもや保護者、特別な支援が必要な家庭を取り巻く現状と課題

！ 共通する意見や主な課題

- 子どもや保護者**
- 母親の急用や緊急時に頼れる人や場所がない
 - 子育てへの父親の参画が不足
 - 子どもへの親の言動や生活リズムの影響
- 支援が必要な家庭**
- 経済的に不安定な家庭の顕在化
 - 8050 問題、発達障がいとひきこもり（不登校）の相関関係など、複合的な課題を抱える人や家庭の増加

主な意見

自治会長会	● （支援が必要な人や家庭など）自治会に入っていない世帯も増えており、対応が難しい。
民生委員・児童委員	● 遅刻して集団登校できない児童がいる。親が朝起きれないといった問題もみられるようになった。
見守り協力員	● 登校時の見守りを続けており、子どもたちの成長や日々の状態の変化に気づくようにしている。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● インターネットなど世の中が便利になりすぎて、いつでも何でも出来るし、手に入る。不登校児童の増加が気になる。 ● 非正規労働者の増加などにより、暮らし向きが悪く、経済的な問題を抱える家庭が増えている。 ● 閉じこもりの子どもが実は発達障害を持っていたということもある。
包括支援センター	● 高齢者の相談対応で訪問する時に、ひきこもりや精神疾患を持つ息子が同居しているといった8050問題を抱える家庭がある。ひきこもり、精神障がいのある子どもを支援する人が見つからず、どのように支援していくかが課題である。
障害者相談支援専門員	● 発達障がいを持つ子どもの不登校が増えている。
児童館	<ul style="list-style-type: none"> ● 低学年児童の上級生に対する暴言や暴力的な行動など、子ども同士の上下関係がなくなっている。危険な行動を止めるよう言っても聞こえていない。 ● ゲームやインターネット、スマホ等の使用時間が家庭で決められておらず、生活リズムが崩れている。 ● 父親の育児への協力が少なく、母親に負担がかかっている。また、親が忙しいため、親子間のコミュニケーションが不足している様子がみられ、親に甘えられない子どももいる。 ● 母親の急用・急病の際に、父親が仕事を休めなかったり、自衛隊関係で転勤してきた方も多く、近くに祖父母がいない家庭は、突発的な対応に困っている。
子育てサークル	● 旦那が自衛隊関係で働く人が多く、地元ではないため、いざという時に頼れる人や場所がない。（ファミリーサポートセンターがない）



⑤ 安全・安心な生活環境に関する現状と課題

！ 共通する意見や主な課題

- 町内にある駅のバリアフリーなどの整備が必要
- 障がいのある人の外出や活動を制限しない移動手段の確保
- 子どもたちが安心して遊べる公園や場の充実

主な意見

自治会長会	● バリアフリーが遅れている
身体障害者福祉会	● 役場前の駐車場に障がい者用のスペースがない。 ● 車いすですりにくい所もあり、完全にバリアフリー化されていない。
障害者相談支援専門員	● 椎田駅がバリアフリー対応となっていないので利用できない人が多い。駅の整備は今後重要。 ● 視覚障がいの方の移動手段がない。
児童館	● 子どもだけで遊びに行けるような公園がない。アグリパークやメタセの杜は、車がないと行きづらい。また、メタセの杜周辺は交通量が多いので危険。
子育てサークル	● アグリパークも広く、福祉センターにも2か所遊べる場があり充実している。 ● 児童館のプレイルームは小学生以下が対象なので、就学児童と未就学児童を一緒に連れて行った時に遊べる所がない。

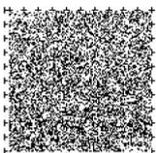
⑥ 情報提供・相談体制に関する現状と課題

！ 共通する意見や主な課題

- ワンストップで包括的に受け止め、必要な支援につなぐ相談機関や相談相手が必要
- 障がいのある児童を含む子ども・子育て、家庭の悩みに対応する相談先が必要
- 全ての住民が確実に情報を受け取り、理解しやすい情報発信の工夫

主な意見

障害者相談支援専門員	● 障がいなどにより、自分で情報収集できない人や収集することを思いつかない人に対して、うまく伝わっていないかもしれない。 ● 相談機関が多すぎて、どこに相談すればよいのか判断しづらい。相談先が一本化できると良い。 ● 高齢者の地域包括支援センターのような総合的な窓口があると良い。 ● 子どもから高齢者になっても一貫した相談先、相談相手であれば安心できるので、町単位で包括的なものができれば良いと思う。
児童館	● 保護者が仕事や子育て等について、相談できる場がほしい。



⑦ 地域のネットワークづくりや連携・協働に関する意見や課題解決のアイデア

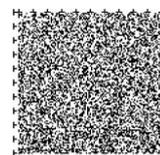
！課題解決に向けたアイデアのまとめ

- 自治会、民生委員・児童委員をはじめ、地域の各団体が互いの理解を深めることができる場づくりや情報共有の仕組みづくり
- 福祉マップの作成などを通して、住民や関係団体等が互いに地域を意識し、話し合い、行動を生み出す機会づくり
- 社会福祉法人の連携・協働によるサービスの充実
- 支援が必要な人や世帯の掘り起こしと地域における生活課題の抽出、課題解決に向けた協議
- 災害発生時の高齢者、障がい者への避難支援体制の強化
- 避難行動等に支援が必要な人に対して、隣近所で行う見守り・安否確認、支援体制の確立

主な意見

自治会長会	● 各公民館にアマチュア無線局を設置し、災害等で停電や電話が不通の時に役場や社協と連絡を取れる体制を作りたい。
見守り協力員	● 実際に、社協、自治会、民生委員、見守りボランティアが協働して、災害時などに役立てるよう、日中独居などがわかる福祉マップを作成した。今後は、町と住民との架け橋になることが必要。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人の社会貢献が求められる中、社会福祉法人についてあまり周知されていないため、魅力を発信するためのパンフレットやSNSを活用し、周知していく。 ● アウトリーチ活動※には、社会福祉法人連絡会にも協力してもらい、支援体制を作りたい。また、生活支援コーディネーター等とも連携していきたい。
身体障害者福祉会	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員による障がい者への相談対応を通して、福祉会としても関わり、加入につなげたい。 ● 災害が起きた時の障がい者の把握や支援について今後考える必要がある。
障害者相談支援専門員	● 災害発生時に、高齢者や障がい者を優先して迎えに来てくれたり、隣近所で安否確認・声かけができる取り組みがあれば良い。
児童館	● 児童に何か起きた時に、学校と学童の時間帯が合わないので、もっと学校との情報交換がスムーズにできると良い。
子育てサークル	● 日頃から地域の人とのつながりが少ないので、災害が起こったと考えた時、避難所に行っても顔見知りもいないので不安がある。

※「アウトリーチ活動」とは、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが訪問などにより、積極的に働きかけて情報・支援を届ける過程のことを言います。



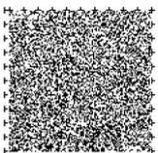
⑧ 地域共生社会の実現や支え合いの体制づくりに関する意見や課題解決のアイデア

! 課題解決に向けたアイデアのまとめ

- 世代やそれぞれの立場といった垣根を越えて、地域に人が集まり、顔見知りから支え合う関係を築いていくことができる交流の場づくり
- 住民一人ひとりが持っている知識や能力の範囲で、地域の問題を解決していく
- 支える側、支えられる側といった画一的な関係から、「お互い様」と言える関係づくり
- 対面による支援や人と人とのつながりを基本にしなが、ITを活かした見守りや安否確認など、時代と地域の実情に対応した支え合いのかたちを創っていくこと

主な意見

自治会長会	● 社協や見守り協力員、ボランティア等と連携して、住民の要望を聞きだす必要がある。
民生委員・児童委員	● 自治会活動の中に民生委員・児童委員が介入するべき。 ● 住民や自治会等を含め、今後の地域の展望について話し合いができていない。住民の支え合いの裾野を広げ、問題解決を図ることが大事。
見守り協力員	● 社会参加ができる環境になかった障がい者等が積極的に参加し、地域に貢献していくことができる社会づくりが必要。
社会福祉協議会	● 新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、アウトリーチによる支援がしづらい状況ではあるが、SNSを活用し、アナログな部分とIT分野を併用していきたい。 ● 男性は地域への関わりが苦手な消極的。男性が地域活動に参加しやすくなるよう、男性ならではの役割を頼むなど、地域に自然と溶け込めるように支援していきたい。
身体障害者福祉会	● 福祉会の活動の様子を広報紙に載せたり、町内のFM放送を使って、福祉会の宣伝をしていくなど、会員募集と同時に、住民への障がいに対する理解と支援を求めている。
障害者相談支援専門員	● 福祉避難所に指定され、少しずつ地域と関わりを持つようになった。障害者施設として、今後どのように地域に貢献できるか考えていきたい。
児童館	● 地域の空き家、空きスペースを利用して、交流の場にする。
子育てサークル	● 子どもと高齢者が交流できる機会づくり。 ● 町の防災無線を使って、赤ちゃんが産まれたことなどを報告することで、地域みんなが幸せな気分になれる。



(3) 民生委員・児童委員アンケート調査結果の概要

① 回答者自身のことについて

○回答者の性別は「男性」が57.1%、「女性」が40.8%、年齢は「65歳以上」が約8割を占めています。

○民生委員・児童委員としての活動期間は「3年未満」(36.7%)が最も多く、また、約3割が『9年以上』と回答しています。

○他の役職と「兼任している」という回答が全体で77.6%と高く、特に男性(82.1%)や65~74歳(89.3%)は兼任している人が多い状況となっています。

② 民生委員・児童委員としての活動について

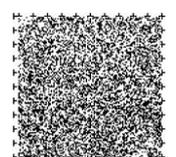
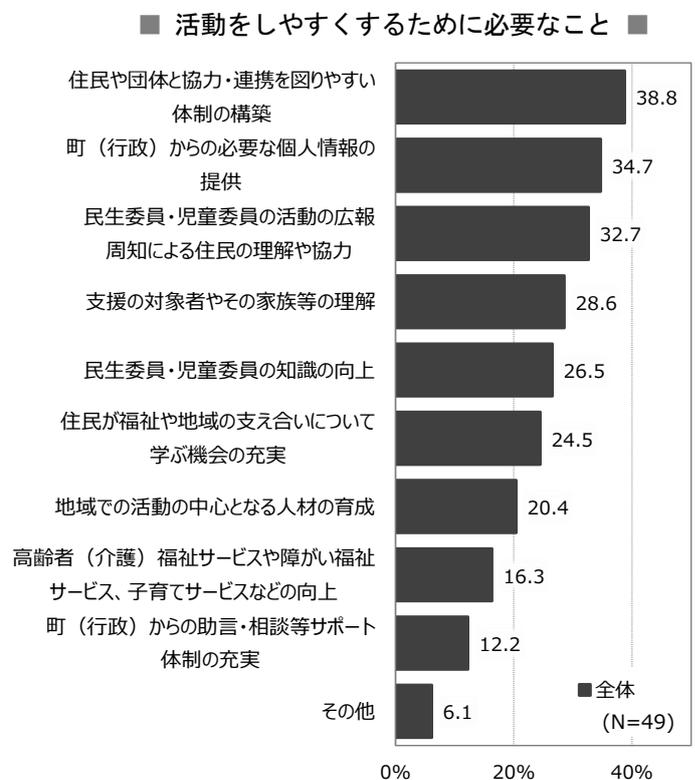
○1か月の活動日数は、年齢層が若いほど『10日未満』の割合が高くなっており、現役で働いていたり、他の役職と兼任していることが要因として考えられます。

○主な活動内容は「見守り・訪問活動」(83.7%)、「地域行事等への参加・協力」(65.3%)、「相談や情報の提供」(46.9%)が多くなっています。

○活動するうえで「困っていることがある」と回答した人は26.5%となっており、困りごとの内容は「個別相談にどこまで関わればよいかわからない」(61.5%)、「地域の情報が収集できていない」(53.8%)という回答が多くなっています。

○活動について『やりがいを感じる』(「とても感じる」と「どちらかというと感じる」を合わせた割合)は83.7%、『限界を感じる』は36.7%、『負担感を感じる』は30.6%となっています。限界や負担感を感じる人は、特に女性や65~74歳の人に多くなっています。また、やりがいを感じる人の中でも34.1%が限界や負担感を感じています。

○民生委員・児童委員の活動をしやすいするために必要なことは、「住民や団体と協力・連携を図りやすい体制の構築」が38.8%と最も高く、次いで「町(行政)からの必要な個人情報の提供」(34.7%)、「民生委員・児童委員の活動の広報周知による住民の理解や協力」(32.7%)の順に続きます。



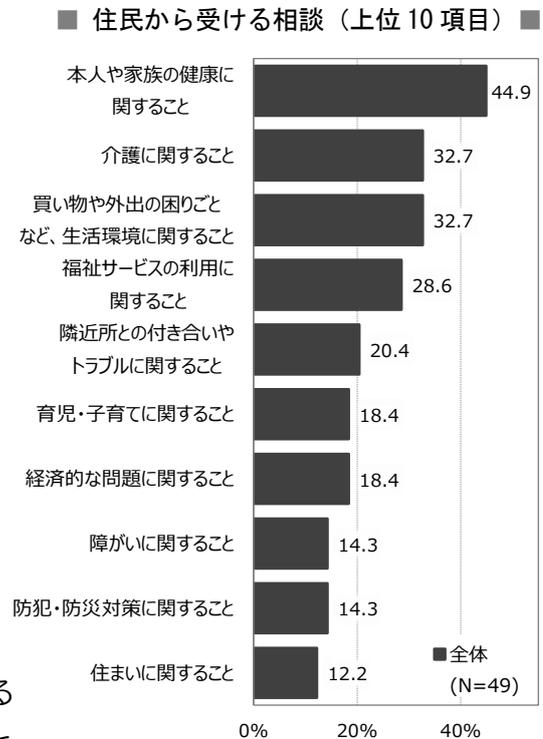
③ 困りごとを抱えている住民や世帯の状況について

地域で困りごとを抱える住民や支援が必要な住民の実態について

○各民生委員・児童委員が担当地区の住民から受ける相談は「本人や家族の健康に関すること」（44.9%）、「介護に関すること」「買い物や外出の困りごとなど、生活環境に関すること」（32.7%）、「福祉サービスの利用に関すること」（28.6%）が多くなっています。

○担当地区における見守り等の支援や何らかの課題を抱えている人・世帯の状況については、「高齢者のみの世帯」が87.8%と圧倒的に多く、次いで「高齢や障がいにより外出が困難な人」（30.6%）、「障がいのある人」（28.6%）、「病气療養中の人」（24.5%）となっています。

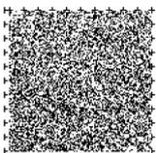
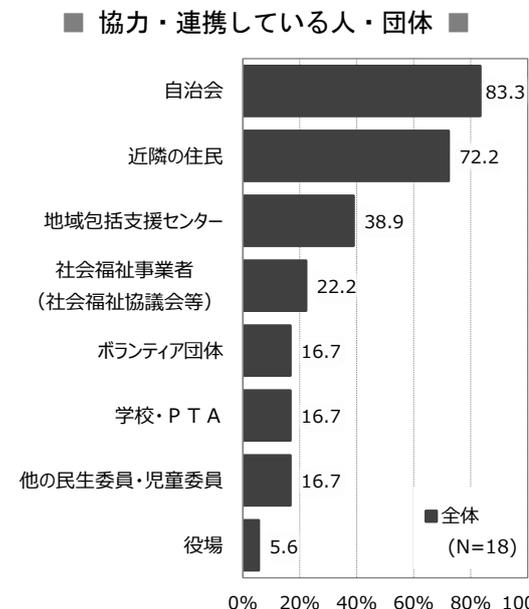
○担当している地区で孤独死や虐待などが起きる恐れがある状況を知った場合、「対応する」という人がほとんどで、その対応方法は「町の役場や児童相談所など、公的機関へ相談する」（75.0%）、「自治会役員に相談する」（52.1%）、「直接訪問する」（45.8%）の順に多くなっています。



地域で困りごとを抱える住民について

○地域で困りごとを抱える人・世帯の主な把握方法は、「地域の方や団体等と協力・連携して発見している」が36.7%と最も高く、次いで「支援が必要な方の家族や親族、友人・知人、近隣住民が相談してくれる」（26.5%）、「自分で訪問しながら発見している」（16.3%）の順に続きます。

○地域で困りごとを抱える人・世帯を把握するにあたって、協力・連携している人や団体は「自治会」（83.3%）、「近隣の住民」（72.2%）が多くなっています。また、「役場」は5.6%と最も少なくなっており、行政との連携強化が必要です。



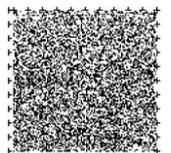
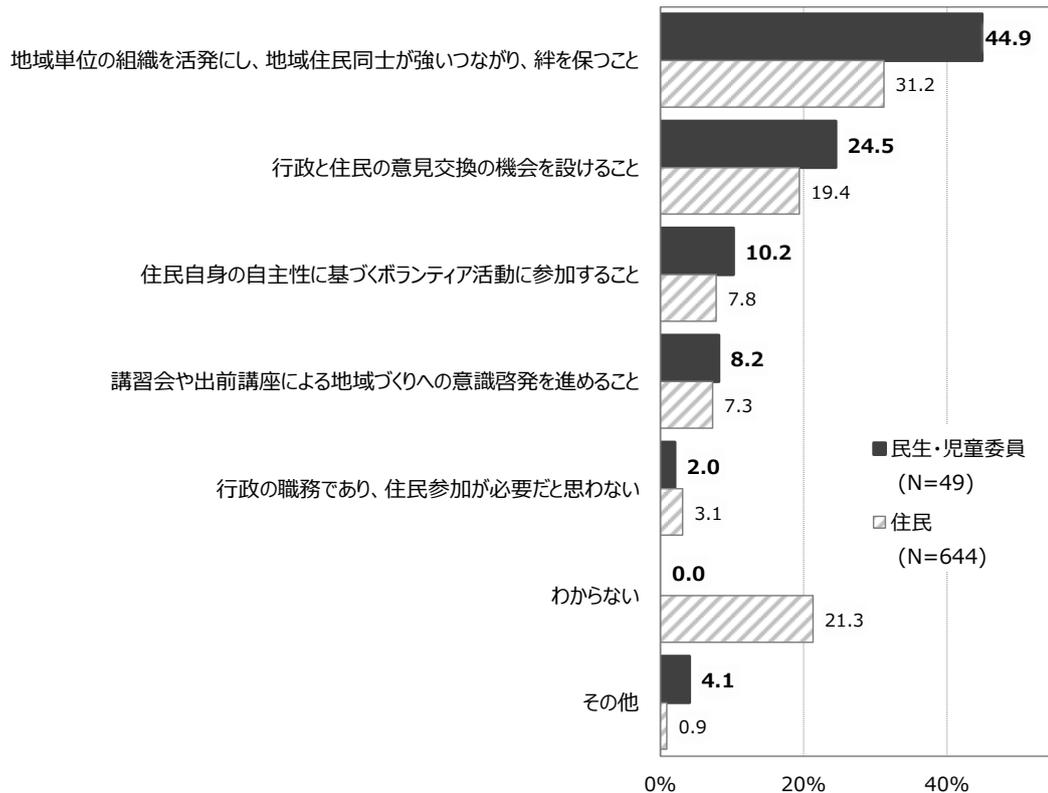
④ 福祉のまちづくりについて

住民参加の方法として重要なこと

○住民参加の方法として重要なことは「地域単位の組織活動（自治会や子ども会など）を活発にし、地域住民同士が強いつながり、絆を保つこと」が44.9%と最も高く、次いで「行政と住民の意見交換の機会を設けること」（24.5%）、「住民自身の自主性に基づくボランティア活動に参加すること」（10.2%）の順に続きます。

○住民調査の結果（42 ページ掲載）と比較すると「地域単位の組織活動（自治会や子ども会など）を活発にし、地域住民同士が強いつながり、絆を保つこと」は民生委員・児童委員が13.7ポイント上回っています。一方、住民は「わからない」という回答が21.3%と高く、地域づくりの主体となる住民自身が、住民参加の重要性について、理解できているとは言い難い状況です。行政や民生委員・児童委員をはじめ、地域の福祉活動に励む活動団体が、住民参加の必要性や重要性について普及啓発を行うなど、住民との協働による福祉のまちづくりを進める取り組みが必要です。

■ 住民参加の方法として重要なこと ■



町の地域福祉を充実させるために重要なこと

○地域福祉の充実のために重要なことは「隣近所など、周囲の理解と協力による高齢者などの見守り体制の構築」が63.3%と最も高く、次いで「高齢者や障がいのある人の外出支援や買い物支援などの充実」（61.2%）、「地域活動や福祉活動を担う人材の確保・育成」（49.0%）の順に続きます。

○担当地域別でみると、椎田地域は「高齢者や障がいのある人の外出支援や買い物支援などの充実」（69.6%）、築城地域は「地域活動や福祉活動を担う人材の確保・育成」（68.8%）がそれぞれ最も高くなっており、地域が抱える問題や解決すべき課題に違いがみられます。

■ 地域福祉を充実させるために重要なこと ■

		(%)												
		隣近所など、周囲の理解と協力による高齢者などの見守り体制の構築	ボランティア団体など、町民活動の活性化	高齢者や障がいのある人が地域で活動・活躍できる機会づくり	子どもや高齢者、障がいのある人など、誰もが気軽に集まれる場づくり	相談しやすい身近な相談窓口の充実	わかりやすい町の広報紙づくりなど、情報提供の充実	民生委員・児童委員、ボランティア団体等の活動支援の充実	地域活動や福祉活動を担う人材の確保・育成	疾病・介護予防など、健康づくりの推進	医療や福祉にかかる経済的な援助、手当の充実	高齢者や障がいのある人の外出支援や買い物支援などの充実	災害時に備えた避難行動と避難生活の支援の充実	道路の段差解消、歩道整備などバリアフリー化・ユニバーサルの推進
全体(N=49)		63.3	22.4	24.5	44.9	30.6	22.4	32.7	49.0	20.4	26.5	61.2	36.7	14.3
担当地域	椎田地域(n=23)	60.9	21.7	13.0	43.5	30.4	17.4	34.8	43.5	17.4	17.4	69.6	17.4	13.0
	築城地域(n=16)	56.3	12.5	25.0	25.0	18.8	25.0	31.3	68.8	25.0	18.8	56.3	43.8	12.5
	記入漏れ(n=8)	100.0	37.5	37.5	75.0	50.0	25.0	37.5	37.5	25.0	50.0	37.5	62.5	25.0

5 第1期築上町地域福祉計画の評価・検証

第1期計画では4つの基本目標と11の取り組みの柱を定めています。

第2期計画の策定にあたり、第1期計画の進捗状況について、取り組み状況と各関係課・係が自己評価を行い、第1期計画の評価・検証を行いました。

以下の評価結果については、概要となります。

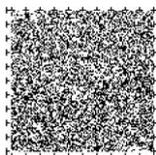
(1) 評価の方法

取り組みごとに関係する担当・係が実施状況や現状、課題を踏まえて評価基準による指標において評価しました。

【評価基準】

取り組みの達成度についての類型は、A～E判定とします。内容は以下の通りです。

- | | | |
|----------|-------------|-----------------------|
| A | 達成状況ほぼ 100% | (基本計画に掲げた施策を達成した) |
| B | 達成状況 75%程度 | (基本計画に掲げた施策を概ね達成した) |
| C | 達成状況 50%程度 | (現在、施策の達成に向けて動いている) |
| D | 達成状況 25%程度 | (現在、施策の達成に向けて動き始めている) |
| E | 達成状況 0% | (現在、ほとんど手をつけていない) |



(2) 総合評価

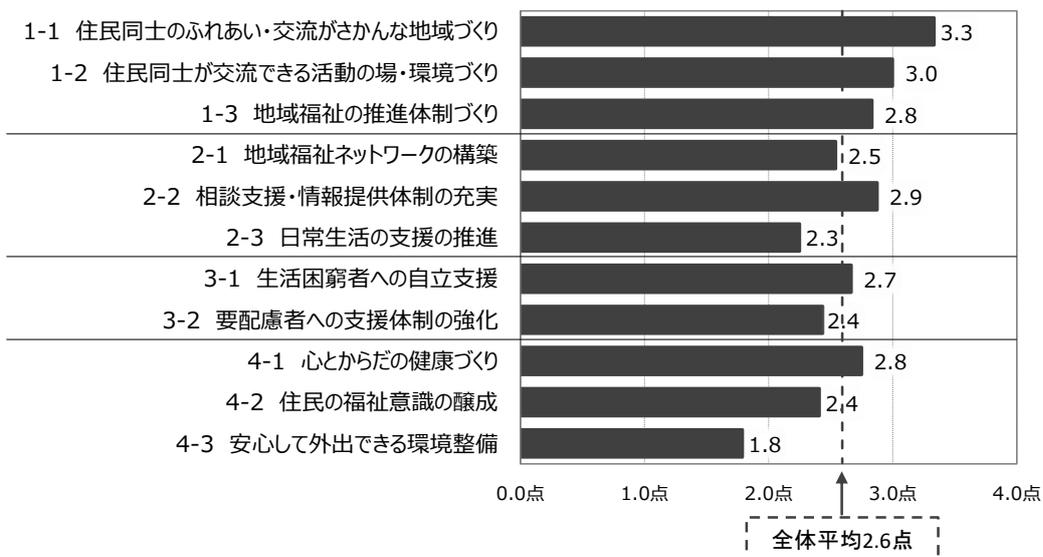
取り組みごとの評価を総合的に判定しました。さらに、評価を点数化し、取り組みの柱ごとに平均点を算出、分析・評価を行いました。

地域福祉計画の取り組みの評価（総括表）

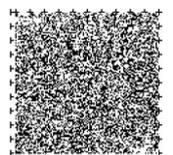
基本目標	取り組みの柱	A	B	C	D	E
I	1 住民同士のふれあい・交流が盛んな地域づくり	2	4	0	0	0
	2 住民同士が交流できる活動の場・環境づくり	1	4	1	0	0
	3 地域福祉の推進体制づくり	0	6	2	0	0
II	1 地域福祉ネットワークの構築	0	6	5	0	0
	2 相談支援・情報提供体制の充実	2	6	2	0	0
	3 日常生活の支援の推進	0	3	2	1	0
III	1 生活困窮者への自立支援	0	2	1	0	0
	2 要配慮者への支援体制の強化	0	4	3	0	0
IV	1 心とからだの健康づくり	0	5	1	0	0
	2 住民の福祉意識の醸成	0	6	4	1	0
	3 安心して外出できる環境整備	1	3	0	3	1

基本目標 I については、全ての取り組みの柱で全体平均（2.6 点）を上回っており、特に「取り組みの柱 1 住民同士のふれあい・交流がさかんな地域づくり」は、A または B の評価が多く、3.3 点と高くなっています。一方、基本目標 IV 「取り組みの柱 3 安心して外出できる環境整備」は D または E 評価があり、全体平均を大きく下回っています。

■ 第 1 期計画の総合評価（平均点） ■



評価	点数
A	4 点
B	3 点
C	2 点
D	1 点
E	0 点



(3) 個別評価

各関係課・係の実施状況や現状・課題とその評価を踏まえ、基本目標ごとにとりまとめました。

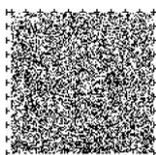
基本目標 I ふれあいと交流で築く、元気なまちづくり

取り組みの柱 1 ▶▶ 住民同士のふれあい・交流が盛んな地域づくり

具体的な行政の取り組み	担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1 自治会やボランティア活動に対して、補助金などの交付による支援	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会を通して、住民ボランティア団体を支援している 現在活動しているボランティア団体のメンバーが高齢化しており、若いメンバーが増えないことが課題
	まちづくり振興課 地域係	A	<ul style="list-style-type: none"> 各自治会に対してまちづくり推進交付金を交付
	住民生活課 環境衛生係	B	<ul style="list-style-type: none"> 清掃活動などの環境美化活動を実施
2 地域行事や福祉活動に関する情報を広報やホームページなどで、情報提供し、参加を呼びかける	保険福祉課 障がい者支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> ふれあいフェスティバルへの参加呼びかけや、施設の夏祭り等の行事のポスターを窓口に掲示
	まちづくり振興課 広報観光係	A	<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、Facebook、広報、町内無線等を活用し、地域行事や福祉活動に関する情報を発信
	人権課 人権男女共同 参画係	B	<ul style="list-style-type: none"> 自治会人権推進委員懇話会を開催（参加者 41 人） 人権センター講演会を開催し、自治会によっては、持ち帰り人権学習会を実施

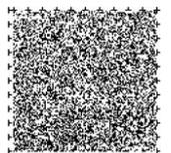
取り組みの柱 2 ▶▶ 住民同士が交流できる活動の場・環境づくり

具体的な行政の取り組み	担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1 地域のリーダーとなる人や地域活動の担い手となる人へのセミナーや研修会等を開催	まちづくり振興課 地域係	B	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長会研修会を実施し、国東市竹田津地区を訪問した。自治会長の過半数は出席したが、さらに参加率の向上に努める必要がある 上城井地区で地域づくり活動への支援を行っている 小原地区へ地域おこし協力隊員の就任を実施
2 公民館や集会所などでのサークル活動や福祉や認知症への理解、防犯・防災対策など、学ぶ機会や交流する機会づくり	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 社協が住民の関心の高い防災対策の福祉教室などを開催
	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 毎週木曜に「オレンジカフェきづき（認知症カフェ）」を NPO 法人に委託して実施。現状は認知症の方も気軽に来れる集いの場に近い状況であり、家族への相談支援機能は弱い
	保険福祉課 包括支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> ふれあい健康サロンにて認知症についての講話を実施。他にも高齢者の望む話題について情報提供が必要
	総務課 地域安全係	B	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年 11 月に福岡管区気象台から講師を招き、築上町防災講演会を開催。災害発生時における自助、共助の取り組みを学ぶ機会を提供することができた
	生涯学習課 社会教育係	A	<ul style="list-style-type: none"> 町民大学で各種講座を開催。若い世代の参加が少ない



取り組みの柱3 ▶▶ 地域福祉の推進体制づくり

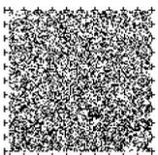
具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	社協が取り組む活動を支援し、地域福祉に精通した人材の育成を推進	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 社協に補助金を交付し、地域福祉事業の遂行を支援 人材育成は、社協内部で行ってもらっている 社協が取り組む活動について、町の事業との関連性も含め協議しながら支援していく必要がある
2	支援を必要とする住民の情報を民生委員・児童委員と共有し、円滑な活動を支援	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 相談に来た住民の情報について、ケースによっては、個人情報の取り扱いに留意しながら、民生委員・児童委員と共有し、連携して活動している 民生委員に欠員が生じており、会長・役員に負担を強いている状況
3	ボランティア活動に関する広報活動の充実	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 担当課ごとに広報に掲載したり、ホームページに掲載
4	地域住民が日頃行う見守りなどのボランティア活動を把握し、その活動が地域に根を広げ、より活発になるよう支援	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 社協が実施している見守り事業で、見守りが必要な方に対し、民生委員・児童委員と見守り協力員が定期的に訪問している
		保険福祉課 包括支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度～令和元年度までの間に認知症サポーター養成講座を14回実施し、328名のサポーターを養成した 認知症サポーター養成講座修了後、活動する場や機会がない
		学校教育課 学校教育係	B	<ul style="list-style-type: none"> 各学校に設置しているコミュニティスクールにおいて、地域住民が児童の登下校の安全確保のため、見守り活動を行っている
5	ボランティア活動への参加に意欲や関心を持つ人の技能を既存のボランティア団体に結びつけるコーディネーターの配置	保険福祉課 福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> 社協と福祉課が連携して行っているが、ボランティアが高齢化しており、新しく加入される方がほとんどいない
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めていけるように、住民が気軽に、自由に参加し、地域の困りごとや、やりたいこと、アイデアを話し合う場となる協議体を設置。社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委託し、令和2年度より本格的に稼働していく予定



基本目標Ⅱ 住民一人ひとりの暮らしを支えるまちづくり

取り組みの柱1 ▶▶ 地域福祉ネットワークの構築

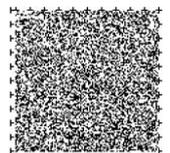
具体的な行政の取り組み	担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1 福祉サービス事業者や医療機関などの関係者が、連携して支援できる仕組みづくり	子育て・健康支援課 健康づくり係	B	<ul style="list-style-type: none"> 「令和元年度築上町保健事業に係る医師との打合せ会議」を実施。住民の健康課題の共有や解決のための取り組みを医師と協議 「生活習慣病重症化予防対策会議」を実施。京築管内の健康課題を郡医師会の先生方と協議 生活習慣病予防・重症化予防について、医師から紹介された対象者に対し保健指導を実施し、医師と連携して住民の健康づくりを支援 乳幼児等について、個々の課題に対し、関係機関と連携して支援。特に幼稚園、保育園とは密に連携している 医療的ケア児等について、退院前から医療と連携し、訪問看護や保育園等と定期的カンファレンスを通じて支援。ケースによっては、特別支援学校とも連携している
	保険福祉課 包括支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護連携推進事業（豊前市・吉富町・上毛町と共同で医師会に委託）において、医療・介護の多職種向け研修会の開催や連携用のカードを作成 地域ケア会議を開催し、関係者間の連携の円滑化を図っている。地域課題を抽出し、政策やインフォーマルサービスの創出につなげる必要がある
2 高齢者、障がい者、子ども子育て等、各福祉分野の横断的なつながりによる連携を図り、情報交換や情報共有を図ることで、一元的な課題の解決に努める	保険福祉課 障がい者支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 相談者の世帯の状況に応じて、係間で情報を共有し、課題に向けて支援を行っている
	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 相談や通報があると速やかに関係機関と情報共有し、連携する体制が整っている
	保険福祉課 包括支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 個別事例について必要時に情報交換や連携を図っている
	子育て・健康支援課 子育て支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 複合的な相談には担当部署間で連携し、情報交換や情報共有を行っている 相談内容が多岐にわたり、複合的な問題を抱える方が増えているため、担当者が必要な機関につなぎ、問題解決を図っている 要保護児童については、要保護児童対策地域協議会や要保護児童担当者会議を開催し、関係機関との情報連携に努めるとともに、個別ケース管理や支援方法の検討を行っている



具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
3	公的なサービスでは行き届かない、サービスのすき間にいる人たちへの支援の在り方を考え、町民の協力のもと、新たなサービスを提供できるよう努める	保険福祉課 福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮などの相談には、くらし・しごと・家計困りごと相談室につないで支援している 相談室の利用者は少なく、周知が必要
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標Ⅰ「取り組みの柱3 地域福祉の推進体制づくり」と同様、協議体の設置、社協に生活支援コーディネーターを委託し、令和2年度より本格稼働予定
4	家族介護者の負担軽減や子育て中の保護者などの負担軽減のために、当事者同士が語り合える場の確保に努める	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 毎週木曜日に「オレンジカフェきづき(認知症カフェ)」を開催し、月平均70人が参加しているが、参加者が固定化している
		保険福祉課 包括支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度から3か月に1度、認知症の人の家族の集いがあり、毎回3～5名程が参加している
		子育て・健康支援課 子育て支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センター事業を町内2か所(椎田社会福祉センター・築城社会福祉センター)で実施。育児講座や親子教室を開催し、子育て中の保護者の負担を軽減することができている 子育て相談を開催し、子育ての不安や悩みの解消に努めている 児童館事業を実施し、発達段階に沿った遊びの場を提供するとともに、各種教室を開催し、体験活動の場づくりを推進している 子どもフェスティバルを年2回(春・夏)開催し、親子のふれあいの場作りを行っている

取り組みの柱2 ▶▶ 相談支援・情報提供体制の充実

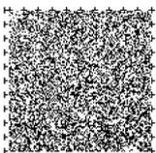
具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	必要なサービスにつなぐことのできる、ワンストップ相談窓口(総合相談窓口)、総合相談支援の整備	保険福祉課 福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの部署が相談を受けている状況。関連する部署とは情報を共有し、連携して必要なサービスにつなげている
2	町内の福祉関係情報を収集・整理し、わかりやすい情報発信	保険福祉課 障がい者支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスの冊子を自立支援協議会で作成し、活用している 講習会や講演会の開催については、随時ホームページや広報紙で情報発信している
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 町が行っている在宅福祉サービスを町広報紙で毎月紹介をした。また、自治会長や民生委員の研修等、また、要請に応じて自治会に訪問し総会や行事の開催時に紹介し、チラシの配布等を行った
		保険福祉課 包括支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 在宅医療・介護に関する情報提供のためホームページを作成している(在宅医療・介護連携推進事業)



具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
2	町内の福祉関係情報を収集・整理し、わかりやすい情報発信	子育て・健康支援課 子育て支援係	A	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターの事業のお知らせをとりまとめた子育て支援通信「のびのびメール」を毎月発行し、広報紙やホームページ等に掲載するなど、情報提供に努めている 児童館だよりを毎月発行し、全小学校児童に配布
3	福祉マップや事業・制度の内容がわかりやすいチラシの作成を検討	保険福祉課 障がい者支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 障害者手帳受給の手続き、医療費の軽減、手当・年金、税金の軽減など受けられるサービスや制度について案内する「障がい福祉のしおり」を作成
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスの一覧表を作成し、必要に応じて窓口で配布 協議体の中で福祉マップを作成中
		保険福祉課 包括支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 成年後見制度事業、地域包括支援センター、認知症の人の家族の集い、認知症サポーター養成講座のチラシを作成
4	民生委員・児童委員、自治会の役員などを対象にした学習の場を設ける	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員の定例会の中で、役場の担当者がそれぞれ説明を行ったり、県が主催している研修会に参加してもらっている
		まちづくり振興課 地域係	A	<ul style="list-style-type: none"> 自治会長会幹事会（年6回開催）、自治会長会定例会・総会（年5回開催）、各課業務説明会等を通し、各課・団体が実施する研修会の案内を行っている

取り組みの柱3 ▶▶ 日常生活の支援の推進

具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	日常生活支援事業についてわかりやすく住民に広報し、必要な人への利用を促進	保険福祉課 障がい者支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービスや制度について、障がい福祉のしおりや事業所パンフレットを作成し窓口に設置
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 広報や無線放送で住民に周知を行っている。また、必要な事業が利用出来るように包括支援センターと情報共有し、連携している 事業によっては利用者が少ないため、必要性を分かりやすく周知する必要がある
		保険福祉課 包括支援係	D	<ul style="list-style-type: none"> 窓口や訪問による相談時に、必要な場合は紹介しているが、知らない人が多い制度なので、周知が必要
		子育て・健康支援課 子育て支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 病後児保育事業、一時預かり事業、延長保育事業等の保育サービス及び児童館事業、放課後児童クラブ事業、子育て支援センター事業について広報紙やホームページ等を通じて制度説明を掲載し、住民に周知した

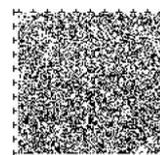


具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
2	成年後見制度や権利擁護について、わかりやすい周知・啓発に努めるとともに、支援する市民後見人の確保を図る	保険福祉課 障がい者支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 障がいをお持ちの方で1名町長申し立てを行った 権利擁護のリーフレットを窓口に設置
		保険福祉課 福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> 相談時に成年後見制度の説明を行っているが、まだ申し立てに結びついていない。包括支援センターで成年後見制度についてのチラシを作成しており、周知・啓発に努めている 市民後見人の確保が出来ていない

基本目標Ⅲ 安心して生活できるまちづくり

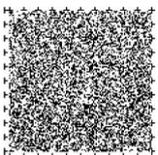
取り組みの柱1 ▶▶ 生活困窮者への自立支援

具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	生活保護を受給する前の段階から、生活に困っている人、制度のすき間で苦しんでいる人を把握し、早期対応を図る	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護申請の相談に来られた際に、困りごと相談室や相談支援センターなど関係機関を案内して対応
2	生活や就職に関する相談、生活の安定に向けた福祉資金の貸付など、一元的に支援を行う窓口の設置を検討	保険福祉課 福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護相談から申請に至った数は、平成28年度39件、平成29年度40件、平成30年度43件、令和元年度は1月末現在で21件 福祉資金の貸し付けについては、社会福祉協議会を案内している 一元的に支援を行う窓口は未設置
3	生活保護からの脱却のために継続的な支援と地域住民による見守りの協力が得られるように、理解の促進に努める	保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員による見守り活動を行ってもらっている



取り組みの柱 2 ▶▶ 要配慮者への支援体制の強化

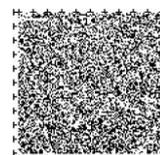
具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	警察署や各種関係機関、団体等との連携により、地域の安全の確保に努める	総務課 地域安全係	C	<ul style="list-style-type: none"> 警察署等との連携については、周辺自治体等で構成する協議会等で連携が図られており、令和元年度については、町内のボランティア団体の要請に基づき、防災に関する勉強会を開催するなど地域の安全の確保に努めている
2	虐待やDVに対応する相談や通報窓口の充実、通報から素早く対応できる体制と心理的なケアを含めた支援の強化	保険福祉課 障がい者支援係	C	<ul style="list-style-type: none"> 虐待の認定にまで至る相談はなかったが、相談を受けた件については、事業所者や関係者に聞き取りを行って事実確認をしている
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> 研修会等に参加することで知識を広げ、各係と連携しながら、通報から素早く対応できる体制が出来ている 相談後、速やかに事実確認調査やその後の虐待対応を行うため、コアメンバー会議を開いた
		保険福祉課 包括支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 虐待に関する相談は年間5件程度。虐待（疑いを含む）への対応は年間1～2件程度ある
		子育て・健康支援課 子育て支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> 虐待相談や子育て相談等の相談支援を実施 児童相談所等の各相談支援機関や団体等と連携し、個別の利用者支援を行った
3	地域の防災組織や自治会との連携、広報紙や出前講座などを通して、防災体制を充実	総務課 地域安全係	B	<ul style="list-style-type: none"> 築上町内の自治会における自主防災組織の組織率は85%であり、多くの自治会において防災組織が整備されている
4	災害時に避難所での生活に不安のある高齢者や障がい者などの保健・医療・福祉によるケアの充実、避難所での生活が困難な人に対応する医療機関や福祉施設への受入が進むよう協議	総務課 地域安全係	C	<ul style="list-style-type: none"> 町内の福祉施設等との福祉避難所としての協定締結は進んでいるものの、避難所でのケアについては不十分な状態であり、今後対応について取り組みを進めていく必要がある



基本目標Ⅳ 豊かで健やかな心を育むまちづくり

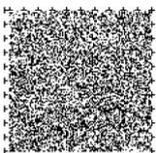
取り組みの柱 1 ▶▶ 心とからだの健康づくり

具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	健康診査・がん検診の受診率向上に努め、事後指導として個人に必要な保健指導の充実を図る	子育て・健康支援課 健康づくり係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診受診率は、従来の周知に加え、様々な手法を活用して個別にもアプローチし、少しずつ上昇している（平成30年度：33.4%、令和元年度も同レベルの予定。確定は令和2年11月） ・がん検診の受診率は横ばい（12%前後）平均であり、今後も対策が必要 ・国が定める特定健診保健指導率は、常に目標の60%をクリア。今後は70%を目指したい。そのほか、特定健診受診者には基本全員に結果説明、生活習慣の振り返りと改善等の保健指導を実施 ・他、二次健診の実施、要精密者（要治療者）への受診勧奨の徹底、受診確認、治療継続支援、継続保健指導
2	地域ごとに出前講座を行い、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発を図る	子育て・健康支援課 健康づくり係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回「こころの相談日」を開催。相談員には、行橋厚生病院相談員に依頼。ケースによって、相談員を男女使い分けができる体制。しかし、利用者数は少ない（2名/令和2年1月現在） ・令和2年度、築上町自殺対策計画を策定中 ・各種事業を通じて、悩みや困りごとがあれば、適切な相談先につなげている
		保険福祉課 福祉係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会の依頼により、認知症の啓発や福祉サービスの紹介を行った
		保険福祉課 包括支援係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・健康サロン・わくわく生活サロンなどで介護予防について普及啓発を行っている
3	心の健康問題について、本人や家族が認識し、相談できるよう普及啓発に努める	子育て・健康支援課 健康づくり係	B	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標Ⅳ-1-1と同様
4	健康や経済・生活問題を身近に相談でき、関係機関との連携から支援、本人を取り巻く環境の把握と改善まで、総合的かつ迅速に対応できる窓口の設置を検討	保険福祉課 福祉係	C	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの部署で相談を受けており、関係機関と連携して支援を行っているが、総合的な窓口は設置できていない



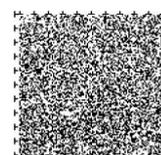
取り組みの柱 2 ▶▶ 住民の福祉意識の醸成

具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	福祉協力校を指定し、体験の場の提供や指導者の知識の向上を検討	保険福祉課 障がい者支援係	B	・以前は支援学級がある小学校が少なかったが、現在は増加し障がいをもったお子さんが近くの学校へ通えるようになっている
2	様々なイベントの中で、福祉について考える機会を設けるなど、より多くの住民にアプローチできるよう努める	保険福祉課 障がい者支援係	C	・ふれあいフェスティバルで自立支援協議会のこども部会がブースを出し啓発を行った
		保険福祉課 福祉係	B	・自治会の依頼により、認知症の啓発や福祉サービスの紹介を行った
		保険福祉課 包括支援係	C	・平成 29 年度と令和元年度に、認知症への理解を深めるための映画上映会を開催
3	多様な方法により、福祉や保健の広報・啓発活動の充実を図る	保険福祉課 障がい者支援係	B	・広報紙やホームページに掲載し、また窓口にリーフレット等を設置、町のイベントでも配布
		保険福祉課 福祉係	B	・広報紙に毎月福祉サービスについて掲載
		保険福祉課 包括支援係	C	・認知症への理解を深めるための映画上映会後に広報紙に記事を掲載し、認知症について普及啓発を行った
		子育て・健康支援課 子育て支援係	B	・広報紙・ホームページ、実施機関のお便り等により事業周知を実施
		子育て・健康支援課 健康づくり係	B	・毎月広報紙で各ライフステージの方に向けた情報を掲載 ・築上町の健康増進計画を令和元年度に策定し、広報紙2月号と一緒に概要版を配布
4	地域福祉に関する講演会や計画の説明会を行い、地域社会形成に関して住民の理解と今後の地域活動への参加を促進	保険福祉課 福祉係	D	・講演会や計画の説明会は行っていないが、地域福祉計画をホームページに掲載している
		保険福祉課 福祉係	C	・平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月にかけて 5 回に渡り住民交流会を開催し、平成 30 年 8 月から協議体（助け合いチームきずき愛）を 2 か月に 1 回開催している。現状は住民が主体的に活動するまでには至っていない



取り組みの柱3 ▶▶ 安心して外出できる環境整備

具体的な行政の取り組み		担当課・係	評価	実施状況、現状・課題
1	安全・安心な道路整備のために協議を行い、町全体のバリアフリー化、誰もが安心して利用できる公共施設のユニバーサルデザインの整備を推進	建設課 公共土木係・ 管理係	D	・新規に道路灯を設置した又は更新をした案件はない
		都市政策課 都市政策係	B	・都市計画事業として平成29年～令和3年の5か年で椎田駅前に椎田駅北口駅前広場を整備し、駅前空間のユニバーサルデザイン化を図っている ・都市計画では駅南口駅前広場の整備と南北の連結も想定しており、駅構内のユニバーサルデザイン化と合わせた検討が必要
		企画財政課 管財係	B	・旧庁舎については1階窓口に防犯カメラを設置
		生涯学習課 社会教育係 スポーツ振興係	D	・サン・スポーツランド浜の宮グラウンドへの入り口にスロープを設置 ・スロープが未整備の施設やスロープは設置しているが、トイレやドアなどがバリアフリーとなっていない施設が多い
		学校教育課 学校管理係	B	・通学路安全推進協議会を開催し、通学路の危険個所の把握・点検を行い、道路管理者や警察の協力を得て改善を図っている
2	地域住民のニーズを把握し、地域にあった公共交通機関の整備に努める	まちづくり振興課 地域係	A	・平成31年3月に築上町公共交通網形成計画を策定 ・策定にあたっては住民アンケート、利用者アンケート、自治会等への聞き取り調査を実施。当面は停留所の見直しや路線図等の作成を計画
3	日常生活を支援する既存のボランティア団体の活動や新たな担い手を確保する活動を支援	保険福祉課 福祉係	D	・築上町社会福祉協議会に生活支援コーディネーターを委託し、令和2年度より本格稼働予定。現状は実施できていない
		保険福祉課 包括支援係	E	・認知症サポーター養成講座修了後、サポーターは日常生活の支援活動に結び付いていない



6 築上町の地域福祉をめぐる主要課題

国の動向や築上町の各種統計データ、各種アンケート調査、ヒアリング調査、第1期計画の進捗状況を踏まえ、築上町の地域福祉を推進していくための今後の課題を次のように考えます。

□ 本町の現状 □

■ 現状からみえる主要課題 ■

- 人口減少や高齢化、家族形態の変化、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、地縁血縁によるつながりの希薄化
- 自治会への未加入や脱会、子ども会などの解散など、子どもや家族と地域が関わりを持つ機会が減っている

課題1
住民同士のつながりの希薄化への対応と地域による支え合いの再構築が必要

- 地域活動に関わる人の高齢化や固定化により、一部の人への負担の偏り
- 地域活動やボランティア活動に参加したことが無い人は4割
- 単身高齢者、障がい者の増加、生活困窮者、ひきこもり、8050問題（高齢の親とひきこもりの子ども）の顕在化など、生活課題・福祉課題の多様化・複雑化

課題2
地域活動やボランティア活動、地域課題の解決に向けた担い手の確保・育成が必要

- 生活困窮家庭やひきこもり、ニートなど、地域社会から孤立し、潜在化しやすい福祉課題の周知不足
- 町の福祉関係のイベントに参加したことがない人は半数以上。福祉課題や人権課題に関わる機会が少ない
- 支援が必要な人が、周囲に助けを求めることへの抵抗

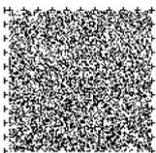
課題3
福祉教育やイベントを通じた子どもから高齢者まで全世代に対する地域福祉の普及啓発が必要

- 民生委員・児童委員や町の福祉相談窓口相談する人は少ない
- 相談機関が多く、どこに相談すればよいのかわからない
- 子育て中の保護者が悩みを相談する場所が少ない
- 民生委員・児童委員は支援が必要な住民の情報がもらえず、他団体・機関とも情報共有が十分ではない

課題4
相談支援体制のネットワーク強化と断らない相談窓口、包括的な相談支援体制の充実が必要

- 町からの福祉サービスに関する情報提供について、40～64歳は情報量が少ないと感じる一方で、高齢者は、情報量が多い、または内容が複雑でわからないと感じている
- 自分で情報収集できない人などに必要な情報がうまく伝わっておらず、結果として、必要な支援やサービスにつながっていない可能性もある

課題5
年代や高齢者、障がいの特性に合わせたわかりやすい情報や福祉サービスの提供が必要



□ 本町の現状 □

■ 現状からみえる主要課題 ■

- 8050問題、発達障がいとひきこもり（不登校）の相関関係など、複合的な課題を抱える人や家庭の増加
- 生活保護受給に準ずる程度の児童・生徒が増加
- 家族等介護者や障がいをお持ちの方を養護する家族へのケアが必要。また、知的障がいをお持ちの保護者がいなくなった場合の対応検討が進んでいない

課題6

制度の狭間の課題や複合的な課題、将来への不安を抱える世帯を包括的（丸ごと）に支援する体制が必要

- 道路や交通機関等、買い物などに不便を感じている住民が多い
- 買い物や移動する際に、コミュニティバスやタクシーが利用しづらく、高齢による免許証返還後は特に不便
- 地域に気軽に買い物できる場所や商店がないため、自然と人が集まる場所がない
- 山間部は昔からのつきあいによって、買い物や移動を手助けできる関係が自然とできている

課題7

買い物や移動への困難を解消するため、既存の地域資源の活用や多様な主体によるインフォーマルなサービスの創出が必要

- 住民の多くは健康や老後に関する不安を持っている
- 特定健診受診率は徐々に上昇しているが、目標とする60%には届いていない
- 県の自殺死亡率を上回る年もある。また、精神障がい者数は増加しており、心の健康に問題を抱える人が増えている（令和2年度「築上町自殺対策計画」策定中）
- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、サロンなど介護予防の通いの場が一時休止または高齢者自身の参加自粛によりフレイル（虚弱）が危惧される

課題8

心とからだの健康維持・向上のため、個人で取り組むことと地域全体で取り組む健康づくり・介護予防のあり方について検討が必要

- 災害への備えとして、平常時からの見守りや声かけが重要と考える住民が多い
- 避難生活に対する不安が高まっている
- 温暖な気候で災害も少ない地域であるため、住民の災害に対する不安は比較的低い
- 日中独居の高齢者や障がい者を把握し、地域で情報共有できていないと災害発生時の避難支援は難しい
- 保健・福祉的配慮が必要な高齢者や障がい者に対する難所でのケアについては不十分

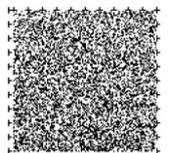
課題9

平常時からの防災意識の向上と災害発生時から避難生活に至るまでの保健・福祉的配慮が必要な人への支援体制の強化が必要

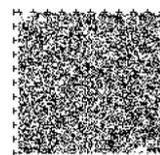
- 視覚に障がいのある方の外出や活動が十分に支援されていない
- 町内にある駅や施設のドアやトイレなどはバリアフリー化が進んでいない
- 子どもたちが利用する公園周辺の道路の交通量が多く、道路環境が悪い

課題10

全住民の生活や活動が制約されない、安心・安全なまちづくりの整備が必要



第3章 計画の基本的な考え方



1 第2期築上町地域福祉計画の基本理念

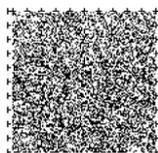
築上町の最上位計画である「第2次築上町総合計画」（以下、「第2次総合計画」という。）では、町の将来像（基本理念）を“自然と歴史・文化を育む”一心と体の健康を求めた『豊かな生活の場』と定めています。

また、第2次総合計画の方針では、未来を支えていく子どもを、地域が一丸となって見守り、感受性豊かな子どもを育てていくとともに、生涯にわたり築上町で住み続けられるよう、各世代、各分野において適切な支援や施策を実施し、住民が主体的に活動、活躍を続け、生きがいと誇りをもてる継続性のあるまちづくりを進めていくこととしています。

第2期築上町地域福祉計画では、総合計画の将来像と方針との整合性を図り、さらに、築上町の地域福祉をめぐる課題を踏まえ、本計画を推進するための指針となる地域の将来像（基本理念）を以下のように定めます。

基本理念

**地域の絆で守る
一人ひとりの豊かな生活と健やかな未来 築上町**



2 第2期築上町地域福祉計画の基本目標

地域福祉の基本理念の実現に向け、本計画の基本目標を以下のように定めます。

課題1
住民同士のつながりの希薄化への対応と
地域による支え合いの再構築

課題2
地域活動やボランティア活動、地域課題
の解決に向けた担い手の確保・育成

課題3
福祉教育やイベントを通じた子どもから
高齢者まで全世代に対する地域福祉
の普及啓発

課題4
相談支援体制のネットワーク強化と断ら
ない相談窓口、包括的な相談支援体
制の充実

課題5
年代や高齢者、障がいの特性に合わせた
わかりやすい情報や福祉サービスの提供

課題6
制度の狭間の課題や複合的な課題、
将来への不安を抱える世帯を包括的
(丸ごと)に支援する体制

課題7
買い物や移動への困難を解消するため、
既存の地域資源の活用や多様な主体に
よるインフォーマルなサービスの創出

課題8
心とからだの健康維持・向上のため、個
人で取り組むことと地域全体で取り組む
健康づくり・介護予防のあり方の検討

課題9
平常時からの防災意識の向上と災害
発生時から避難生活に至るまでの保
健・福祉的配慮が必要な人への支援

課題10
全住民の生活や活動が制約されない、
安心・安全なまちづくりの整備が必要

基本目標1

住民の絆が深まり 支え合う地域づくり

- 地域の支え合いの強化・拡大に向けて、一人ひとりが地域を身近なものとして意識しながら、子どもから高齢者までの幅広い住民が交流することができる、みんなで支え、深い絆でつながり合う地域を目指します。そのため、地域における福祉教育やイベント等を通じて福祉意識の醸成に努めるとともに、世代間交流の促進や自治会活動の活性化等、日常的な交流の機会づくりを推進します。

基本目標2

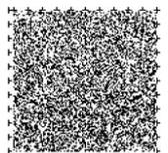
丸ごと受け止める 暮らしやすい地域づくり

- 地域共生社会の実現を目指し、包括的な支援体制の構築や必要に応じて適切な支援を受けることができ、誰もが安心して暮らすことができる地域を目指します。そのため、必要な情報が必要としている人に届き、気軽に相談ができるよう、情報提供や相談体制の充実に取り組むとともに、生活困窮者への自立支援など、多様化・複雑化する福祉課題に対応できる福祉サービスの充実に努めます。さらに、全ての住民が安心して生活でき、積極的に地域に出向くことができる生活環境を整備し、快適で魅力あるまちづくりの推進に取り組めます。

基本目標3

健康と安らぎをまもり 持続可能な地域づくり

- 誰もが健やかで生きがいを持って暮らし、また、自然の安らぎと共存しながら暮らせる地域づくりを目指します。そのため、妊娠・出産・子育てから、生活習慣病予防、介護予防など、ライフステージに応じた心と身体の健康課題・福祉課題への切れ目のない対応を図ります。また、自然災害や事故・事件などから住民を守るため、各種体制の整備、啓発、地域での取り組みを推進するとともに、町内施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進に努め、全ての住民が生涯にわたり安心して暮らせる、持続可能なまちづくりに取り組めます。

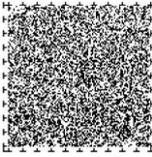


3 第2期築上町地域福祉計画の施策の体系

基本理念

基本目標

取り組みの柱と具体的な取り組み



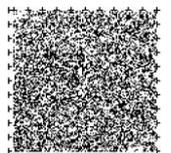
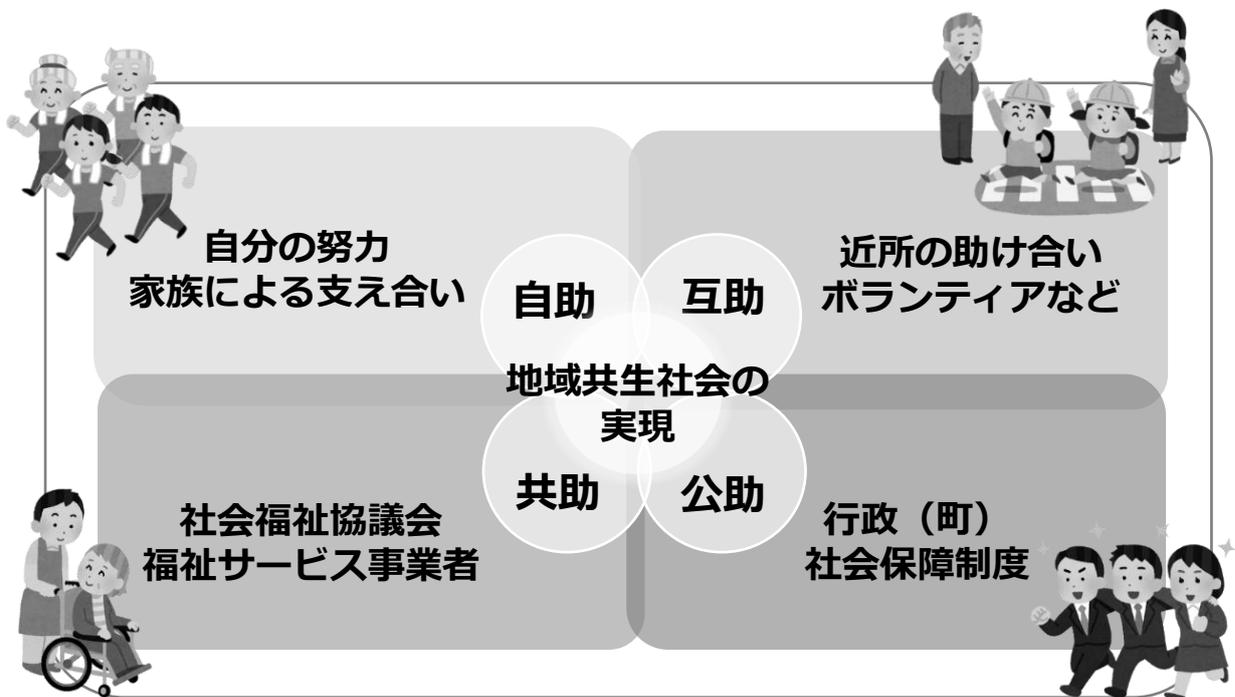
4 地域福祉推進にあたって

(1) 「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

住民の基本的な福祉ニーズに対しては、「公助（行政）」や「共助（社会福祉法人等）」などによる福祉サービスによって対応してきました。しかし、様々な社会問題や住民の福祉課題は多様化・複雑化してきており、「公助」や「共助」による対応だけでは困難な状況にあります。また、人口減少や少子高齢化などから、「公助」や「共助」の拡充は難しく、今後さらに「自助（自分や家族）」と「互助（近隣住民等）」の果たす役割が重要となります。

全ての住民が互いに人権を尊重し、地域において支え合い、助け合って、安心して暮らせるよう、「自助」「互助」「共助」「公助」が相互に関わりながら、地域福祉の推進に取り組み、地域共生社会の実現を目指す取り組みが重要です。

■ 「自助」「互助」「共助」「公助」による地域福祉の推進 ■



(2) 地域福祉を進める圏域の捉え方

本計画では、地域の福祉課題やニーズに対して、行政が行う公的福祉サービスの提供を計画化するだけでなく、地域住民等の福祉の担い手が取り組む役割について、明らかにすることが必要です。

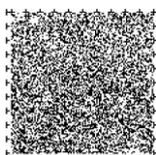
個々の福祉課題について、本人や家族の努力、隣近所の助け合いで解決を試み、その課題が大きく、複雑になれば、より広い圏域で段階的に連携・協議し、新たな活動の展開へと発展させていきます。

このため、本計画では、地域福祉を進める上での圏域を次のように捉え、それぞれの特性を活かした活動を展開していきます。

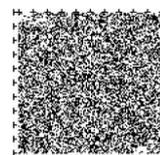
■ 圏域の範囲 ■

エリア	対象	圏域の範囲
第1層	本人・家族	個人や家族など、共同で生活し、世帯を構成する基本的な単位
第2層	隣近所	顔見知りで、生活課題や支援が必要な人の発見や見守りの基礎的な範囲
第3層	行政区 (自治会)	暮らしの課題を解決していくための身近な活動を行う範囲
第4層	小学校区	校区コミュニティ組織が、自主的な活動を行う範囲
第5層	町全域	広域的な調整を踏まえ、町全体の福祉行政に取り組む範囲

■ 圏域のイメージ ■



第4章 施策の展開



基本目標 1 住民の絆が深まり 支え合う地域づくり

～目指す地域像～

全ての住民が交流することができる、みんなで支え、深い絆でつながり合う地域

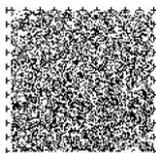
◆ 成果指標と目標値 (計画の推進により、基本目標で目指す地域像に近づいたかを図る指標)

成果指標	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域住民同士の交流に満足している住民の割合	30.9% (令和元年度)	35% (令和6年度)

施策 1-1 思いやりの心を育む機会の充実

|| 現状と課題 ||

- 地域福祉を推進していく上で、住民一人ひとりが福祉に対する理解を深め、年齢や障がいの有無にかかわらず、自らを含めた全ての住民が地域の一員であるという意識を持つことが必要です。
- 本町では、より多くの住民が福祉について考える機会を設けるため、認知症への理解を深めるための講演会や福祉サービスに関する周知啓発に努めています。公民館や集会所で行う「ふれあい健康サロン」において、認知症についての講話や情報提供を行っています。また、防災講演会の開催や社会福祉協議会による防災に関する福祉教室などを開催し、災害発生時の自助・共助の取り組みについて、学ぶ機会を提供しています。
- 住民を対象としたアンケート調査では、地域活動に対する参加意識について「地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要」と考えている人は約5割となっており、住民参加の必要性や地域福祉への関心を高める啓発活動が必要です。
- 地域での支え合い、助け合いといった地域福祉の土台を築いていくため、様々な機会を通じて、住民への意識啓発や理解を深める学習機会を設け、住民が主体的に地域課題を発見し、解決していく、「我が事」の意識を高める取り組みが必要です。



施策の方向性

① 福祉意識・人権意識の醸成に向けた啓発活動の充実

高齢者や認知症、障がいなど身近にある福祉への理解と住民の主体的な地域福祉活動につながるよう、様々な広報・啓発を通じて、地域福祉の意識向上に努めます。

また、様々な福祉関係団体と連携し、身近な福祉をテーマとした講演会等を行い、福祉意識・人権意識に満ちた地域づくりを推進します。

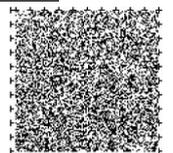
施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族と身近な地域福祉や支え合いについて話し合いましょう。 ● 福祉の心を育む講演会やイベント等に参加しましょう。 ● 電車やバスの中、駅や商業施設等でヘルプマーク・ヘルプカード*を身に付けている人を見かけたら、困っていることがないか気にかけて、配慮しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から隣近所や地域の人たちとあいさつを交わし、顔見知りになります。 ● 行政区や自治会等を単位に、福祉に関する出前講座を開催し、住民の福祉意識の向上に努めます。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりを配布し、福祉意識の高揚を図ります。 ● 福祉入門教室を開催し、福祉について理解と関心を高めます。

※「ヘルプマーク・ヘルプカード」とは、義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク（カード）のこと。

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 広報啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページ等を活用し、地域福祉や人権などに関する広報啓発活動に取り組みます。また、住民の関心が高い問題等を把握し、内容の充実を図ります。
2 講演会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉や人権に関する講演会や出前講座の開催、イベントの機会を活用し、住民の意識向上に努めます。また、住民の興味や関心の高揚につながるよう、内容の充実を図ります。
3 認知症や障がいに対する理解の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症本人や家族、障がいのある人が地域と交流する場や機会を設け、認知症や障がいへの理解につなげます。



② 地域における福祉教育・人権教育の充実

全ての住民が地域の福祉課題や人権問題を「我が事」として捉え、解決に取り組む地域共生社会の実現を目指し、早い時期からの福祉教育の充実や様々な体験活動・交流機会の充実を図ります。



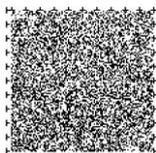
施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭の中で、生命の尊さや互いに理解し合うことの大切さを話す機会をつくりましょう。 ● 福祉や人権に関する学習の場へ積極的に参加しましょう。 ● ふれあいフェスティバルや施設の夏祭り等の行事に参加しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各地区の公民館や集会所で福祉や人権について学ぶ機会をつくります。 ● 地域で、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会づくりに努めます。 ● 民生委員・児童委員、人権擁護委員、障がい者相談員は、相談援助に必要な研修会や勉強会に参加します。
共助の取り組み (社会福祉協議会、社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育と連携し、福祉教育や福祉体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。 ● 社協だよりを活用し、地域や家庭に対する福祉教育・人権教育の普及啓発を図ります。 ● 社会福祉施設等においては、地域住民との交流機会をつくり、地域に開かれた施設となるよう努めます。



施策の推進に向けた公助(町)の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 福祉教育・人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校での体験学習や家庭や地域社会との連携・協力を得ながら、多様な体験活動の機会の充実に努めます。 ・子どもや家庭、地域に対し、福祉や人権に関する学習機会の充実を図ります。
2 福祉・人権に関係する従事者に対する研修等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・町職員、教職員、社会教育関係者、保健福祉関係者等、特に福祉や人権に関係する職業従事者の福祉的配慮の実践力が身に付くよう、様々な研修を通じた教育の機会に努めます。
3 各種計画の広報・周知	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画をはじめ、高齢者、障がい者、子ども・子育てに関する各種計画の周知啓発を図るとともに、住民にとって身近でわかりやすい計画となるよう努めます。



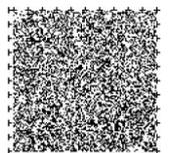
旗 施策 1 - 1 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
福祉や人権に関する講演会の開催数	1 回/年 (令和元年度)	1 回/年 (令和 6 年度)
福祉や人権に関する講演会への参加者数	150 人/年 (令和元年度)	150 人/年 (令和 6 年度)
「地域を良くする活動は、自分も含め住民参加が必要だ」と回答した人の割合	53.0% (令和元年度)	60% (令和 6 年度)
町の地域福祉計画を「名前も計画内容も知っていた」又は「名前は聞いたことはあったが、計画内容はよく知らなかった」と回答した人の割合	34.7% (令和元年度)	50% (令和 6 年度)

施策 1 - 2 地域の絆を深める場や機会の充実

|| 現状と課題 ||

- 少子高齢化や過疎化の進行、高齢者世帯の増加、個人の価値観やライフスタイルの多様化により、地域との関わりや付き合いが希薄化している地域もみられます。また、自治会への未加入や脱会、子ども会の解散など、住民同士が集まる場や機会が少なくなり、これまでの地縁・血縁によるつながりが薄れていることが懸念されます。
- アンケート調査では、隣近所の人との付き合いの程度について尋ねたところ、『挨拶以上の付き合いがある』と回答した人は、平成 27 年度に行った調査では 89.0%、令和元年度に行った調査では 83.0%と約 5 年間で 6 ポイント減少しています。特に、20 歳代、30 歳代の若い世代では 50~60%程度と低く、若い世代を中心に地域との付き合いや支え合いの関係が疎遠になっている状況が読み取れます。
- 本町では、各自治会や地域を支えるボランティア活動を行う団体等に対して、まちづくり推進交付金や自治会に対する補助金の交付を行い、取り組みを支援しています。また、住民が気軽に自由に参加し、地域の困りごとや取り組みたいこと、アイデアを話し合う場として、協議体（助け合いチーム「きずき愛」）を設置し、地域での支え合いや助け合いの意識を高めています。一方、自治会への加入率は令和 2 年 3 月末現在、町全体で 73.6%となっていますが、50%を下回る自治区もみられます。また、自治会等の活動者の高齢化や減少など、担い手不足も課題となっています。



- アンケート調査では、住民同士の協力関係を築くために必要なこととして、「地域の人
が気軽に集まれる場所や地域活動の拠点となる場をつくること」という回答が約5割と
最も高く、地域活動を行う際に必要な拠点整備が求められています。また、「自治会が
中心となって交流活動を進めること」という回答が、65 歳以上では 60%以上となる
一方、20~49 歳の若い世代では 30%未満と低く、自治会活動への理解や協力を求め
ることが必要となっています。
- 住民が隣近所や自治組織との関わりを理解し、ともに活動できる機会を増やすことで、
地域とのふれあいや向こう三軒両隣の関係性を再構築していく取り組みが必要です。
また、地域には障がいのある人やひとり親家庭、生活困窮者、ひきこもりなど、様々な
悩みを抱えている人がいます。そのような人は地域や社会から孤立しやすく、必要な支
援につながっていない場合もあります。このため、課題を抱え込んだまま、社会から取
り残されることがないように、地域の中に気軽に集うことのできる場や交流機会を増やし、
顔の見える関係をつくることが重要です。

施策の方向性

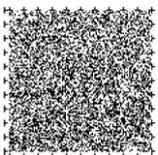
① 住民の主体的な地域福祉活動の推進

自治会の活動のほか、高齢者が自主的に行う健康づくり・介護予防に取り組むサロン
活動など、住民が地域活動に参画できる機会を増やし、住民による主体的な地域福祉活
動を推進します。



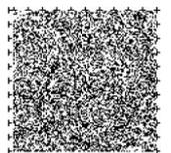
施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自治会に加入し、地域の人たちとの関わりを持ちましょう。 ● 地域や町が行うイベントや行事、ボランティア活動等に積極的に参加しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、 ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や町が行うイベントや行事について、回覧板などで周知に努め、隣近所で誘い合って参加します。 ● 地域のお祭りや行事などを開催するにあたって、お世話役として協力します。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動について、情報を提供するとともに、ボランティア養成講座の開催などを通して、身近なボランティア活動の機会提供を図ります。 ● 高齢者のふれあい健康サロンや子育てサークルの周知を図り、活動を支援します。 ● 地縁活動や地域資源の発掘を行い、地域づくりの見える化（地域の広報誌作成など）を推進します。




施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内 容
1 補助金などの交付	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会を通して、住民ボランティア団体に補助金を交付し、活動を支援します。 ・各自治会に対するまちづくり交付金や自治会長に対する補助金を交付し、活動を支援します。
2 地域福祉活動の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治会単位で取り組む地域福祉活動に関する情報を掲示板や回覧板等を活用し、周知啓発に取り組みます。
3 住民主体の通いの場での介護予防活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで月1回行っていた高齢者の介護予防と健康づくりを目的とした「ふれあい健康サロン」から週1回住民主体で行う「住民主体の場」への移行を目指し、説明会、自主活動の支援を行います。介護予防の充実を目指しながら、通いの場を通して、地域で支え合いや助け合いの関係づくりができるよう関係機関と連携し、支援していきます。
4 子ども会活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会の活性化を図るため、幅広い体験活動への取り組みや組織力向上に向け、相談支援や補助金等の交付による支援を行います。
5 協議体の設置支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士が地域について話し合い、アイデアを出し合う場として、第1層協議体のさらなる充実と、実際の活動状況によって第2層協議体の設置を検討していきます。



② 住民同士が気軽に交流できる機会や場の充実

今後、地域活動を維持・向上していく上で、若い世代や新たに移住してきた人が、これまで根付いてきた地域に溶け込み、相互に助け合うことができる関係性を築いていくことが重要です。また、年齢や障がいの有無、抱えている福祉課題に関わらず、住民同士が集まり、互いに認め合うことが、地域共生社会の実現に向けた第一歩となります。

このため、身近な地域において、誰もが気軽に集まれる場や地域活動の拠点となる場をつくり、住民同士の絆を強くし、地域の活性化を目指します。



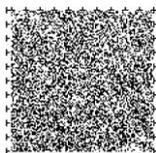
施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や町が行うイベントや行事について情報収集を行い、積極的に参加しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 各自治会における活動や行事について、情報発信を行い、住民への参加を呼びかけます。 ● 公民館や集会所、空き家等を活用し、地域住民の交流の場や機会づくりに努めます。 ● 誰もが参加できる地域行事を企画し、住民同士の親睦や交流を深める機会をつくります。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の公民館や集会所等における世代間交流を支援します。 ● 子ども食堂を通じて多世代・地域との関わりをつくり、若年親子世代の地域における孤立の解消を図ります。 ● 施設に入所・通所する高齢者や障がい者が地域と交流する機会をつくり、住民の福祉に対する理解と協力を促します。



施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

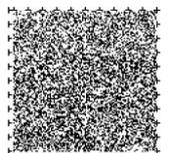
取り組み・事業	内容
1 地域行事等の周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域や各自治単位で行われている行事やイベント、地域活動について、広報紙やホームページ、SNS等を活用し、周知啓発に取り組みます。
2 地域活性化に向けたイベントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代が参加しやすい雰囲気づくりや活動などを調査・検討するとともに、地域の子どもから大人まで全ての住民が参加し、ふれあうイベントや健康増進につながるイベントの実施を推進します。
3 公共施設等の開放利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の親子に、児童館をはじめ、幼稚園、保育所（園）、学校、地域の集会所等公共施設を開放し、子育て中の親子が集まれる場の充実に努めます。



取り組み・事業	内 容
4 空き家等の活用	・地域交流、地域活性化など地域貢献について利活用可能な空き家等について、所有者等の意向を踏まえ、住民に情報提供し、交流の場の確保に努めます。
5 認知症カフェの充実及び機能強化	・認知症の人や家族が気軽に集う場として、認知症カフェ「オレンジカフェきづき」を引き続き実施し、介護者の負担軽減の場として、相談機能の強化や相談しやすいカフェの新設の検討など、機能充実に努めます。

施策 1 - 2 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

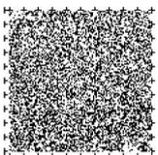
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域住民が参加し、交流するイベント開催数	0回/年 (令和元年度)	1回/年 (令和6年度)
隣近所の人との付き合いの程度『挨拶以上の付き合いがある』と回答した人の割合	83.0% (令和元年度)	86% (令和6年度)



施策 1-3 地域福祉を推進する担い手の育成・支援

Ⅱ 現状と課題 Ⅱ

- 近年では、高齢になっても仕事を続けるなど、社会で現役として活動する元気な高齢者も増えています。また、地域には、民生委員・児童委員や見守り協力員、各種相談員など地域福祉を支える多くの担い手がいます。一方、人口減少及び高齢化に伴い、担い手の高齢化や固定化が進み、後継者や新たな担い手の確保が難しくなっています。さらに、一人が複数の団体や会の役員を兼任するなど、活動者への負担も大きくなっています。
- 団体ヒアリング調査では、自治会をはじめ、民生委員・児童委員、見守り協力員、身体障害者福祉会などの活動者の減少や高齢化、固定化が問題視されています。また、団体間同士の交流や情報共有が十分でないことも指摘されています。
- アンケート調査では、地域活動やボランティア活動、地域行事への参加について、約4割の人が『参加していない』と回答しており、さらに、その半数が「今後も参加したくない」としています。その理由について、30歳代と40歳代では「時間的な余裕がないから」「興味・関心がないから」という意見が多くみられます。また、今後、地域活動やボランティア活動に参加するために必要な環境や条件は「夜間や休日または平日昼間など、自分に合った時間帯に参加できること」「身近なところや便利なところに活動できる場があること」という回答が多くなっています。
- 本町では、地域福祉を担う人材育成を推進するため、社会福祉協議会が行う各種福祉事業の支援や認知症サポーター養成講座の開催に取り組んできました。今後、地域活動を継続していくためには、地域を担う人材・リーダーの育成が重要であり、各団体の活動や若い世代への参加の呼びかけなど、広報活動の充実が必要です。また、各団体間の相互交流や情報共有の機会をつくり、点と点を結んで線として、やがて面とすることで全体の活性化を図る取り組みが必要です。



施策の方向性

① 地域の未来を担うリーダーの発掘・育成

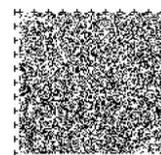
誰もがボランティア活動などの地域福祉活動に参加できるようなきっかけや環境をつくり、将来の地域福祉活動の中核を担う人材の発掘及び育成を目指します。

施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● 近くに困っている人がいたら、自分ができる範囲で手助けしましょう。 ● 民生委員・児童委員や自治会、地域を良くする活動を行う人や団体に協力しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動を支える人や団体と連携し、活動に協力します。 ● 地域でできるボランティア活動や地域福祉に興味を持つイベント等を企画し、次代の地域を担う人材発掘・育成に努めます。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりを活用し、ボランティア活動を周知します。 ● 若年・中年層向けに地域活動参画のための養成研修を開催します。 ● 生活支援コーディネーターを中心に、地域の人材発掘・育成に取り組みます。 ● 介護保険施設や障がい者福祉施設、子育て支援施設等は、地域住民との交流の機会やボランティア体験の機会を提供し、人材育成に協力します。

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 社会福祉協議会との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会が取り組む地域福祉事業は、福祉活動の担い手育成や支援を必要とする人への見守り活動など、地域に根差した地域福祉活動を行っており、町の事業との関連性も含め、連携・協議しながら地域福祉を推進します。 ● 生活支援コーディネーターを中心に、地域の人材発掘・育成に取り組みます。
2 ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉ボランティアをはじめ、環境美化に関するボランティアや文化活動のボランティアなど、福祉分野以外のボランティア活動とも連携し、活動内容の紹介や参加のきっかけとなる広報活動に取り組みます。 ● 家庭や子どもの頃からの福祉活動の体験や学校での福祉教育を推進し、将来、地域福祉の担い手となるよう育成に努めます。



取り組み・事業	内 容
3 担い手の発掘と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会や自治会、各種団体と連携し、若い世代や子育て世代、定年退職前の世代など、様々な年代に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人材の発掘に取り組みます。 ・地域をけん引していく人材のステップアップにつながるよう、養成研修等の実施を検討します。また、福祉サービス事業者や関係団体に対し、人材育成に関する情報を提供し、関係者の資質向上に努めます。
4 認知症サポーターの養成	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・地域・職場などに対して、認知症サポーター養成講座開催を啓発し、引き続きサポーターの養成に努めます。また、復習を兼ねた学習（ステップアップ講座）の開催に努めます。
5 高齢者の生きがいづくり・社会参加活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の能力や経験を活かして、就労を通じた生きがいづくりと社会参加を促進します。また、元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支える「介護予防ボランティア制度」の検討も進めます。

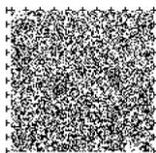
② 団体・機関、事業所等への活動支援

持続可能な地域福祉活動となるよう、各団体等の活動を支援します。また、社会福祉協議会を中心に、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体、福祉関係団体、福祉サービス事業者等が連携を深める機会を提供し、町全体の地域福祉活動の活性化を目指します。



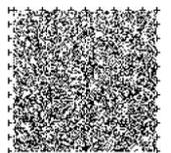
施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動や地域福祉活動に関心を持ち、協力できることを考え、積極的に参加しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● ボランティア活動や地域福祉活動を行う団体自ら、積極的に情報発信に取り組み、住民の理解と協力を求めます。 ● 町（行政）や社会福祉協議会、他の活動団体との連携や交流を深め、活動しやすい環境づくりに努めます。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉法人連絡会において、定期的な連絡会を行い、地域のニーズに対応できる体制づくりに取り組みます。 ● 自治会長会や民生委員・児童委員協議会、見守りネットワーク協議会の活動を支援し、活性化及び維持・継続を図ります。




施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

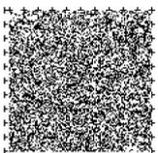
取り組み・事業	内 容
1 自治組織への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自治公民館などの活動拠点となる場所の整備、修繕をはじめ「まちづくり推進交付金」の交付など、自治会活動に関する支援に取り組みます。また、子ども会の再編成や活性化に向けた支援を行うなど、さらなる自治会組織強化に向けて取り組みます。
2 民生委員・児童委員の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員に対し、住民の理解と協力を求めるため、役割や活動内容について、定期的に広報紙やホームページ等で情報を発信し、円滑な活動となるよう支援していきます。 行政や関係機関、地域のボランティア団体等との連携強化に向け、交流や情報共有の機会をつくり活動を支援します。
3 ボランティア団体等の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 安心して活動を続けていけるよう、社会福祉協議会と連携し、活動に係る経費や必要な知識や技術の向上に対する支援などに取り組みます。 広報紙やホームページ等で各団体の活動内容等を紹介し、住民の理解と参加促進を図ります。 行政や関係機関、地域の団体等との連携を強化し、活動や地域の課題について情報共有することで、活動しやすい環境づくりに努めます。
4 関係者間ネットワークの構築と活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会との連携のもと、町内の自治組織や関係団体・機関、福祉サービス事業者等の懇談会の開催など、交流機会の提供に努めます。 関係者間で地域課題を共有し、課題解決に向けた協議やネットワークの構築に努めます。 社会福祉協議会や地域包括支援センター、社会福祉法人連絡会など、町の福祉関係団体・機関について、住民の理解と協力を求めるため、広報紙やホームページ等を活用した情報発信に取り組みます。





施策 1 - 3 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
認知症サポーター養成者数 ※年度末	累計 597 人 (令和元年度)	累計 1,000 人 (令和6年度)
ボランティア登録団体数	8 団体 (令和2年度)	9 団体 (令和6年度)
地域活動やボランティア活動、地域行事に『参加している』と回答した人の割合	52.8% (令和元年度)	60% (令和6年度)



基本目標 2 丸ごと受け止める 暮らしやすい地域づくり

～目指す地域像～

○地域共生社会の実現

○住民の複合的な悩みや困りごとを丸ごと受け止め、包括的に解決できる地域

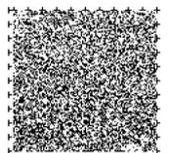
◆成果指標と目標値（計画の推進により、基本目標で目指す地域像に近づいたかを図る指標）

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
気軽に相談できる体制に満足している住民の割合	17.5% (令和元年度)	25% (令和6年度)
医療や福祉サービスの充実に満足している住民の割合	28.4% (令和元年度)	30% (令和6年度)

施策 2-1 地域による支え合いの領域の拡大

Ⅱ 現状と課題 Ⅱ

- 住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援サービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の実現とともに、住民による見守りや声かけが活発に行われていることが重要です。
- 本町では、民生委員・児童委員や見守り協力員を中心に、地域で暮らすひとり暮らし高齢者や支援を必要とする家庭を訪問し、見守り活動に取り組んでいます。「ひとり暮らし高齢者等見守り事業」の中で、地域のひとり暮らし高齢者世帯や日中独居の高齢者世帯、障がい者のいる世帯など、平常時・緊急時の見守りや安否確認が必要な世帯を地域の福祉関係者間で把握し、それを地図に落とし込んだ「見守りマップ（福祉マップ）」を作成しました。また、「ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定書」を事業所と締結し、見守り体制の強化を図っています。
- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、より一層、地域の見守りや声かけが重視される一方、個人主義の高まりなどから、他人からの支援に抵抗感を持つ人や地域とのつながりを拒否する人も増えています。民生委員・児童委員アンケート調査では、活動を行う上で困っていることとして「個別相談にどこまで関わればよいかわからない」「地域の情報が収集できない」という回答が多くみられ、個人への介入の難しさが課題となっています。



- 近年、高齢者の孤立死や虐待、家庭内での暴力（DV等）など、生命に関わる悲惨な事件が社会問題となっています。また、児童虐待は保護者の育児不安や地域との孤立によって引き起こされる場合が多いとされています。本町は、自衛隊基地の関係により、他地域からの転入世帯も多く、保護者の急用や困りごとがある時、頼れる家族や親せき、友人が近くにいない状況が多いと考えられます。これまでに、本町においては悲惨な結果につながる事案は発生していませんが、児童虐待に関する相談や実際に虐待（疑い含む）への対応も年間数件ある状況です。地域の交流や見守りの輪を拡大し、孤独死や虐待、DV等を起こさせない地域づくりが必要です。
- ひとり暮らし高齢者等の増加などにより、買い物や調理、掃除、洗濯などの家事や移動・外出支援など、公的なサービスだけでは対応できない生活課題が増加すると見込まれます。住民アンケート調査では、地域の暮らしの中で「道路や交通機関等の使いやすさ」「買い物などの便利さ」に『不満』を持つ人が多く、町の中心部から離れた上城井小学校区と下城井小学校区は特に『不満』の回答が多い結果となりました。公的なサービスだけでは対応できない部分に関しては、地域の特性やこれまでの地縁・血縁関係を踏まえながら、多様な主体による多様な生活支援の創出が重要となります。

施策の方向性

① 見守りネットワーク活動の充実

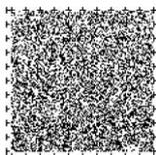
誰もが孤立しない地域を目指し、住民による見守りや声かけ、緊急時や異変があった際に対応できるネットワークの構築に取り組みます。また、各福祉団体・機関等と連携し、孤立しがちな人を早期発見し、不安や孤独感を解消することで、安心して暮らせる環境づくりを推進します。



施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)

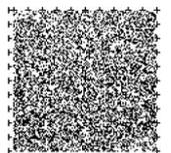
- 隣近所で困っている人や見守りが必要な人がいないか気にかけて、自分ができる範囲で手助けや声をかけましょう。
- 日常生活に悩みや困りごとがあり、自分や家族だけでは解決できない場合、隣近所や民生委員・児童委員などに手助けや見守りをお願いしましょう。



<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域で困っている人や見守りが必要な人を把握し、日頃の見守りや声かけ、緊急時や災害時の支援など、支え合いの体制構築に努めます。 ● 複合的な課題を抱える人や家庭を把握・訪問し、相談に応じるとともに、関係機関・団体、町（行政）と連携しながら課題解決に取り組みます。 ● 見守りや安否確認等が必要な人を把握し、情報共有するとともに、災害時の支援などに活用できるよう、地域住民や団体と連携し、見守りマップ（福祉マップ）の作成に努めます。 ● 新聞、郵便配達員や電気、ガス業者等は、訪問等の業務を通じて、ひとり暮らし高齢者等の見守りや安否確認に努めます。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民のニーズを把握するため、自治会や民生委員・児童委員などとの連携を図ります。 ● 見守りネットワーク協議会を開催し、見守りが必要な高齢者世帯等について、関係団体・機関が情報共有し、相互に連携して効果的な支援を行います。 ● 地域の見守りや援助を行う見守り協力員等の増員を図るとともに、スキルアップ研修を行います。

 施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
<p>1 ひとり暮らし高齢者等見守り事業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会が行っている「見守りマップ（福祉マップ）」の作成や情報更新を各自治区に普及できるよう支援し、民生委員・児童委員、見守り協力員、自治会、地域の活動団体、社会福祉協議会の見守りや安否確認に役立てます。 ● 「ひとり暮らし高齢者等の見守りに関する協定書」の締結事業所の拡大に取り組み、ひとり暮らし高齢者等の見守り体制の強化を図ります。
<p>2 見守り等支援が必要な人の発見と見守り体制の構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険福祉課をはじめ、関係課、関係機関が行う相談事業や申請・手続きの際に支援が必要な人を把握し、関係者間で情報を共有することで、必要なサービスや支援につなげます。そして、見守り協力員や民生委員・児童委員による日常の見守り・安否確認につなぎ、在宅生活を守る仕組みづくりを推進します。 ● 子育て家庭については、妊産婦訪問指導や乳児家庭全戸訪問事業を実施し、個別の支援が必要な母親や家庭を把握し、保健師や主任児童員による見守りや訪問指導等を実施します。



取り組み・事業	内 容
3 見守りネットワーク協議会	・ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が安心して自立した生活を継続できるよう、社会福祉協議会との連携による見守りネットワーク協議会を支援し、関係機関が相互に連携した効果的な支援を行います。
4 見守り協力者の確保・育成	・社会福祉協議会と連携し、民生委員・児童委員、見守り協力員や地域福祉に関心のある人を対象にスキルアップ研修の受講を推進し、協力者の拡充に努めます。
5 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業の普及啓発	・徘徊の心配のある高齢者等を事前に登録し、関係機関と情報を共有することで、徘徊等で行方不明になった人を早期発見・保護に活用する事業です。事業の普及啓発に努め、見守りネットワークの構築を図ります。

② 日常生活を支援するインフォーマルサポート体制の整備

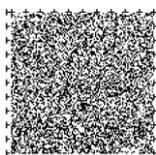
公的なサービスでは行き届かない、制度の狭間にいる人たちへの支援のあり方を検討し、住民の協力をはじめ、多様な主体と多様なサービスを提供するインフォーマルなサポート体制の整備に取り組みます。



施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み (本人や家族)	<ul style="list-style-type: none"> ● 自分や家族の生活課題に気づき、自助努力による課題解決に臨みましょう。また、周囲からのサポートが必要な場合、隣近所や各種相談員、町（行政）に相談しましょう。 ● 町（行政）の様々な養成講座（認知症サポーター養成講座、ファミリー・サポート・センター提供会員養成講座等）に参加しましょう。
互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要なサービスを受けられずに困っている人がいた場合、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどにつながります。 ● 日常の買い物やゴミ出しなどに困っている人に対し、地域で協力できることを話し合い、実践に努めます。 ● 子どもたちの安全確保に向け、登下校時の見守りなど協力して行います。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 民生委員・児童委員や見守り協力員と連携し、地域の課題やニーズを把握し、課題解決に向けた協議を行います。 ● 社会福祉法人連絡会の連携を強化し、地域のニーズに対応できる体制の構築を図ります。 ● 既存のサービスや制度にあてはまらない人を支援するため、新たな支援サービスの創出に努めます。

※「インフォーマルサポート」とは、家族や友人、近隣住民、ボランティアなど、制度化されていない（非公式な）援助、ケアのこと。

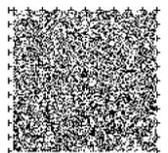


施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターが地域へのヒアリング、生活課題や地域資源の把握を行い、住民の協力を得ながら、買い物支援や外出支援、見守り等の新たなサービスの創出につなげます。 第2層協議体については、事業の進捗に応じて必要性を検討していきます。
2 子育てを応援するまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターを核に、子育ての相談・保健指導を通して情報と共に学習機会を提供し、今後も更なる充実を図り、子育てへの不安や悩みの解消に努めます。 地域で子育て家庭を支援する子育てボランティアの養成を行います。 子どもフェスティバルの実施をはじめ、児童館や子育て支援センターにおけるイベントを開催し、親子のふれあいの場づくりを行います。
3 認知症の人を支える場の整備	<ul style="list-style-type: none"> 認知症の本人や家族が不安や悩みを語り合える場として、認知症カフェの充実を図ります。 認知症の人の家族の集いを継続的に開催し、家族間の交流の場の充実を図ります。また認知症当事者の交流の場づくりを検討していきます。
4 地域で暮らしやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> 年齢や障がいの有無にかかわらず、お互いを知り、交流を通して、地域福祉や障がいに対する理解を深め、適切かつ必要な配慮が行える交流の機会を充実します。 障がい者を支えるボランティアの育成を図り、地域活動や障がい者スポーツ活動などへ参加しやすい環境整備に努めます。 外出や移動が困難な住民に対して、地域の状況を踏まえ、互助を含めた支援策を検討します。

施策 2 - 1 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

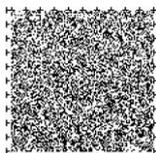
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
「見守りマップ（福祉マップ）」を作成している行政区数	13 か所 (令和 2 年度)	33 か所 (令和 6 年度)
見守り協力員の人数 ※年度末	94 人/年 (令和元年度)	現状維持 (令和 6 年度)



施策 2-2 相談しやすい、情報を受け取りやすい仕組みづくり

Ⅱ 現状と課題 Ⅱ

- 住民が抱える福祉課題がより複雑化・複合化、深刻化する中、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮といった各福祉施策の分野を超えて連携し、横断的かつ包括的に相談・支援を行う相談支援体制の充実が求められています。
- 本町では、高齢者全般の相談窓口として地域包括支援センター、妊娠期から出産期、子育て期までを切れ目なく包括的に支援する子育て世代包括支援センター（令和3年度設置）があります。どのような相談を受けても必要なサービスにつなぐことができるワンストップ相談窓口（総合相談窓口）の整備には至っていませんが、分野ごとに相談を受け、関連部署と情報共有し、連携して必要なサービスにつなげています。
- 住民アンケート調査では、悩みや不安を相談する相手は「家族・親族」「友人・知人」が圧倒的に多く、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、より一層、地域の見守りや声かけが重視されます。その一方、個人主義の高まりなどから、他人からの支援に抵抗感を持つ人や地域とのつながりを拒否する人も増えています。民生委員・児童委員アンケート調査においても、活動を行う上で困っていることとして「個別相談にどこまで関わればよいかわからない」「地域の情報が収集できない」という回答が多くみられ、個人への介入の難しさが課題となっています。
- 近年では、保健・福祉、生活に関する様々な制度改正等が行われ、町から住民に提供する情報量が多様かつ複雑になっています。インターネットやSNSの普及が進み、その利便性からホームページ等を介した情報提供を行う機会が増えていますが、インターネット等の利用に慣れない高齢者や利用に障がいがある人への配慮が求められます。
- 本町では、保健・福祉に関する情報や町が主催するイベント等について、広報紙やホームページ、SNS、チラシやパンフレット等を利用し、情報発信を行っています。また、自治会長や民生委員・児童委員が正しい専門知識を習得し、その普及に向けて、それぞれが集まる機会の中で法制度等の説明を行い、情報提供に努めています。
- 住民アンケート調査では、町の福祉に関する情報入手手段について、30～59歳では「町の広報紙やホームページ」、60～84歳では「町内の回覧板」、85歳以上では「家族や親族」が最も高く、情報の入手方法は世代によって違いがあります。また、情報入手する際の困りごとについて、65歳以上では「情報量が多すぎる」「情報の内容がわかりにくい」という回答が多くなっています。
- 誰もが必要な情報を得られるよう、多様な情報発信の方法や高齢者や障がい者などの立場に立って、わかりやすい情報提供を行うなどの工夫が必要です。



施策の方向性

① 総合的・包括的な相談支援体制の充実

住民の多様化・複雑化する課題に対し、住民が安心して相談できる各種相談窓口の周知や関係課・関係機関との連携を強化し、包括的な支援体制の整備を推進します。

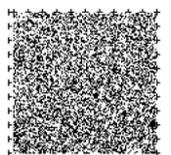
また、相談に結びつかない人が抱える問題が深刻化する前に、専門職や関係団体等が直接出向き（アウトリーチ※）、本人に寄り添う伴走型の支援を行うことで、必要な支援やサービスにつながるよう、相談支援体制の充実を図ります。



施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

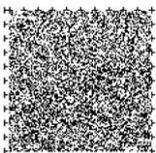
<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から家族や隣近所との付き合いを大切にし、相談しやすい関係をつくりましょう。 ● 困った時の相談窓口について、事前に情報収集に努めましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 悩みや困りごとを抱えている人や家庭を日頃から見守り、話し相手となって相談に応じます。また、必要に応じて民生委員・児童委員や地域包括支援センターと連携し、専門的な相談支援につなげます。 ● 民生委員・児童委員や各種相談支援に携わる人について、その役割や身近な相談窓口であることを周知します。 ● 住民の福祉ニーズに対して、できる限りアドバイスや支援ができるよう、研修会や講座などを活用し、スキルアップに努めます。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会が行う相談支援事業の周知を図ります。また、地域社会において孤立した人や複合的な課題を抱える人への個別相談・支援に取り組むとともに、関係機関と連携を強化し、総合相談の体制づくりに努めます。 ● 障がい者相談支援事業所が行う相談支援（一般相談、計画相談）の周知を図ります。 ● 各種相談員の相談援助の技術向上を目指し、研修等に積極的に参加します。 ● 町社会福祉法人の相談員による相談員部会を設立し、相談員同士の情報交換ができる場をつくり、連携・協力体制の構築を図ります。

※「アウトリーチ」とは、地域で支援を必要とする状況にありながら、サービスに結びつきにくい人のもとに、公的機関等の専門職が実際に訪問し、支援する手法のこと。



施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページ、各種イベント等を利用し、地域包括支援センターなどの町の相談機関や、民生委員・児童委員、障害者相談員などの身近な相談窓口の役割や機能の周知に取り組みます。
2 相談窓口の連携体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮など、分野が横断する課題について、町の保険福祉課をはじめ、関係課や関係機関が連携し、包括的な相談支援体制の構築に努めます。 ・支援につながっていない人へのアウトリーチ活動（訪問活動）や相談支援につなぐため、社会福祉協議会や相談支援事業所等の多様な相談窓口と連携し、連携体制の強化に取り組みます。
3 相談員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員、障害者相談員など、住民への相談支援活動を行う人の知識や技術等を高めるため、研修等の情報提供の充実を図ります。 ・悩みを持つ人が役場窓口に来訪した時、最初の窓口となる町職員の対応力向上に向け、研修の充実を図ります。



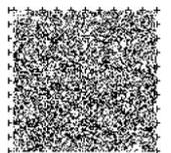
② 情報提供体制の充実

年代や障がいの有無によって情報の入手方法が違う点を踏まえ、広報紙やホームページ、SNS、各種パンフレット等、多様な媒体を活用し、保健・福祉に関する情報をわかりやすく発信していきます。

また、情報が行き届きにくい人に対して、アウトリーチによる情報提供など、必要な情報が行き届くよう努めます。

施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報紙やホームページなどを活用し、福祉サービスや地域の行事について情報収集を行きましょう。 ● 回覧板や地域の行事などを通じて、地域や福祉に関する情報収集を行きましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政区の回覧板や地域の行事、地域活動の場を活用し、地域の情報を伝達・共有します。 ● 地域の中で自ら情報を得ることが難しい人がいる場合、情報収集を手助けします。 ● 訪問活動の機会を通じて、福祉に関するサービスや制度の情報提供が行えるよう、各種相談員の専門知識の向上に努めます。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりや社会福祉協議会のホームページを活用し、福祉に関する情報の充実を図るとともに、見やすさ、わかりやすさに配慮した情報提供を行います。 ● ふれあい健康サロンや子育てサークルなどの活動の場を通じて、福祉サービスに関する情報提供に努めます。 ● 社会福祉法人の代表者は、見守りネットワーク協議会、地域ケア会議、町の各計画策定委員会等の会議に参画し、活動に必要な情報を共有・交換を行い、対応力の向上につなげます。

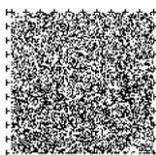


施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙やホームページ、パンフレットなど、わかりやすく伝わるように工夫し、保健・福祉に関する情報提供の充実を図ります。 ・ 各福祉分野におけるサービス内容をまとめた冊子やパンフレットの作成、配布とともに、必要に応じて内容を更新し、よりわかりやすい情報発信の工夫に努めます。
2 利用者に合わせた情報発信の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目に障がいのある人などに配慮し、町が発行する媒体について、点字や音声コードなどの対応に努めます。 ・ 各種講演会やイベントの際に、手話通訳者の配置など、誰もが情報を受け取れるよう配慮に努めます。
3 地域との協働による情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員・児童委員や自治会長など、地域の活動者に対し、最新の保健・福祉に関する法制度等について情報を提供し、活動に役立ててもらおうとともに、地域住民への普及につなげます。 ・ 回覧板を活用した保健・福祉に関するサービス等の情報提供や福祉マップの作成など、地域と協働した情報発信の充実に努めます。

施策 2-2 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

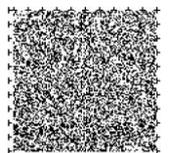
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域包括支援センターの総合相談支援・相談業務による対応人数	延べ 789 人/年 (令和元年度)	延べ 840 人/年 (令和 6 年度)
民生委員・児童委員による住民への相談・支援件数	延べ 1,853 件/年 (令和元年度)	延べ 1,900 件/年 (令和 6 年度)
「福祉マップ」を作成している行政区数 (再掲)	13 か所 (令和 2 年度)	33 か所 (令和 6 年度)
情報入手する際、「困ったことはない」と回答した人の割合	33.7% (令和元年度)	25% (令和 6 年度)



施策 2-3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

Ⅱ 現状と課題 Ⅱ

- 保健・福祉に関する施策は、医療、健康、高齢者福祉、介護保険、障がい福祉、子ども・子育て支援等、それぞれの法律に則り、各種制度の構築、改善、推進が図られてきました。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、さらに団塊のジュニア世代が高齢者となる令和22年（2040年）を見据え、高齢者福祉を発案とする地域包括ケアシステムの構築及び推進が進められています。近年では、8050問題やダブルケアの問題、ひきこもりなど、制度の狭間にある問題や住民が抱える問題の複雑化・複合化への対応が課題となっています。このような中、包括的な支援体制の構築を趣旨とする地域包括ケアシステムの考え方は、障がい者、子ども・子育て家庭、生活困窮者等への支援策に通じる考え方として広がりを見せています。
- 本町では、各種福祉計画に基づき、サービスの提供・充実に取り組んできました。しかし、介護保険の要介護等認定者数や障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、今後も高齢化などを背景に医療・介護などのニーズはさらに増加し、より複雑化していくと予測されます。また、子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つまちを創るためには、家庭の実情に応じた子育て支援の充実が一層重要となります。さらに、昨今の社会情勢や経済的不安などから、生活困窮や虐待、不登校、自殺など、精神的な不安を抱える人も存在しており、社会的孤立の予防と自立支援の充実が求められます。
- アンケート調査では、障がいのある人とない人との共生や虐待防止に向けた地域の見守りの重要性について、住民の理解は以前よりも深まっています。一方、生活保護受給者やひきこもり、ニートに対する偏見や差別は解消されていない状況がみられます。また、ヒアリング調査から、発達に障がいのある児童や精神疾患を抱える中高年のひきこもりなど、制度の狭間にあっても相談先がない、支援に結びつかないことへの対応が課題として挙げられています。地域住民に対し、様々な福祉問題への理解と協力を求めていくとともに、多様な主体が重層的にアプローチしていく必要があります。



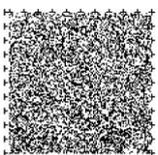
- 平成 29 年 3 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることや、中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等の市町村の役割が明らかにされました。今後、認知症高齢者の増加や介護を行う家族等の高齢化により、成年後見制度等の必要性は高まると考えられるため、専門的な相談支援や各相談機関のネットワークの構築などが必要になります。本町では、地域包括支援センターへの相談時に成年後見制度の説明を行っていますが、実際の申し立てには結びついていない状況です。また、アンケート調査では、成年後見制度について「内容まで知っている」という人は 3 割以下と少なく、さらなる周知・啓発に取り組む必要があります。
- 近年の経済情勢の悪化や就業形態の多様化、家族形態の変化等により、全国的に生活保護受給者や生活困窮者が増加しています。以前より本町の生活保護率は福岡県や京築地区と比べて高いことを背景に、生活困窮者の自立に向けた支援や子どもの貧困対策などの取り組みを進めており、年々、生活保護率は減少傾向となっています。その一方、生活困窮に陥っている人は、自ら声を上げることも少なく、支援を拒むことで社会から孤立した状態に陥りやすい側面もあります。今後は、アウトリーチによる本人との信頼関係の構築や地域社会とのつながりを回復するための働きかけなど、包括的に支援していくことが求められます。

施策の方向性

① 福祉サービスの充実

質の高い公的福祉サービスの充実とともに、関係機関が連携し、それぞれの特性を活かした事業の展開や効果的な情報提供に努め、支援が必要な人が必要な時に福祉サービスが受けられるまちづくりを進めます。

また、制度の狭間にある生活課題の解決に向け、公的な福祉サービスのすき間を埋める自助・互助・共助による多様な生活支援のあり方を普及し、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

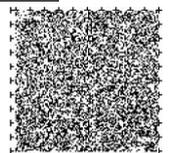


施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から福祉サービスの情報を収集し、正しく理解するとともに、必要に応じて適切に利用しましょう。 ● サービスの質の向上につながるよう、町（行政）や事業者に対し、意見や要望を積極的に伝えましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所で必要なサービスにつながっていない人がいた場合、民生委員・児童委員や地域包括支援センターにつなげます。 ● 地域で集まりの場を通して、福祉サービスや制度について学ぶ機会をつくります。 ● 自分の努力や公的なサービスでは対応が難しい地域の課題について、住民同士の支え合い・助け合いを中心としたサービス創出を検討します。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会が行う事業について、社協だよりやホームページを通じた周知と利用促進を図ります。 ● 町（行政）の各福祉分野別計画における趣旨や方針を理解し、施設が提供するサービス内容の反映に努めます。 ● 必要な情報を公開するとともに、職員等の質の向上を目指した研修等を行い、適切な事業運営に取り組みます。 ● 社会福祉施設等は、利用者の声を基に、サービス内容を見直しながら、サービスの改善や充実に努めます。 ● 支援やサービスにつながっていない人を見守り活動の中で把握し、本人の意思を尊重しながら、必要な支援につなげます。

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
<p>1 各福祉分野の適切なサービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画など、分野別計画に基づき、住民のニーズを的確に把握し、適切なサービスの提供に努めます。
<p>2 情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 各福祉分野の福祉サービスについて、広報紙やホームページを活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
<p>3 関係機関との連携強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々のケースに応じたきめ細かい福祉サービスの提供を目指し、地域ケア会議や自立支援協議会等において、事例や情報の共有を図り、関係機関との連携強化に努めます。



取り組み・事業	内 容
4 生活支援サービスの体制整備(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーターが地域へのヒアリング、生活課題や地域資源の把握を行い、住民の協力を得ながら、買い物支援や外出支援、見守り等の新たなサービスの創出につなげます。
5 事業者によるサービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> 住民が適切に福祉サービス事業者を選択できるよう、第三者評価制度による評価内容の活用を普及啓発するとともに、事業者に対し、サービスの質の向上に必要な支援に努めます。

② 権利擁護の推進

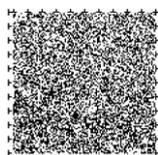
判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知啓発及び普及に取り組みます。また、高齢者や障がい者の権利や利益を守り、身近な理解者として市民後見人の確保・育成や関係機関とのネットワークの構築に努めます。

子どもや高齢者、障がい者に対する虐待等により、個人の尊厳が冒されることのないよう、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、自立支援に至るまで、関係機関と緊密に連携しながら、必要な支援に取り組みます。



施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 家族や隣近所でお金の管理などに不安がある人や消費者トラブルなどで悩んでいる人がいたら、社会福祉協議会や町(行政)に相談しましょう。 ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業の情報を収集し、知識を身に付け、必要な時に活用できるように備えましょう。 ● 自分を含む家族や隣近所で虐待や DV などの暴力が発生した場合、町(行政)や警察等の関係機関に相談しましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中でお金の管理などに不安がある人や消費者トラブルなどで悩んでいる人がいたら、社会福祉協議会や町(行政)への相談を進めます。 ● 成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護について地域で学習する機会をつくれます。 ● 地域の見守り活動を通じて、虐待や DV が疑われる家庭の早期発見に努め、関係機関と連携した見守りや再発防止に取り組みます。

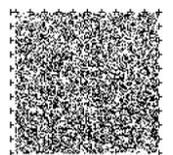


共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常生活自立支援事業の周知・充実に努めます。 ● 相談支援事業（心配ごと相談、無料弁護士相談）の実施と周知を図ります。 ● 虐待等の防止や早期発見、再発防止に向けて、地域住民や関係機関等との連携・協働を強化します。 ● 家族等介護者の負担やストレスを軽減するため、一時預かりなどのレスパイト（一時的な休息）機能を持つ施設等の整備を検討します。
---------------------------------	--

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 権利擁護の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護に関する取り組みについて、わかりやすく周知します。また、援助が必要な人への相談体制を充実し、利用につなげます。
2 「成年後見制度利用促進基本計画」に基づく施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・本町における「成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、中核機関の整備・運営を行い、関係機関等による連携体制の構築を図ります。 ・市民後見人の確保・育成に向け、周知啓発を行うとともに、社会貢献意欲の高い住民に対して、活動を支援します。
3 虐待やDVの早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待、DV被害の早期発見や早期対応を図るため、地域の見守り活動等の推進や相談窓口の周知徹底に努めます。 ・住民による虐待の通報義務について周知を図るとともに、民生委員・児童委員、関係機関・団体と緊密に連携し、被害者の早期発見・保護に努めます。
4 虐待防止に関するネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療、保健、福祉、教育、警察、民間団体等の関係機関と連携し、子どもや高齢者、障がい者等に対する虐待防止に係る連絡会や情報共有を行い、組織的かつ専門的対応の徹底による体制強化に努めます。

※「成年後見制度利用促進基本計画」とは、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として策定することを努力義務として位置付けられています。



③ 貧困や複合的課題を抱える家庭の自立支援

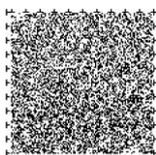
生活困窮家庭やひとり親家庭、ひきこもりなど、複合的な課題を抱える家庭に対し、関係機関との連携の下、子どもの貧困対策も視野に入れた、相談支援をはじめとする生活支援等により自立を促進します。

また、地域の中で本人の尊厳や人権が守られながら自立した生活が送られるよう、ボランティア等の協力の下、見守りや声かけを行い、社会的孤立の防止に取り組みます。



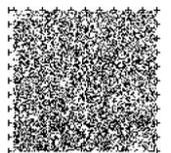
施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護受給者やひきこもりへの偏見や差別をなくし、さりげない見守りとあいさつを交わしましょう。 ● 気になる人や家庭の情報を自治会長や民生委員・児童委員に伝え、見守りや声かけにつなげましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者や障がい者、生活困窮者、自治会への未加入者など、地域から孤立しがちな人や家庭を把握し、見守りや声かけに努めます。 ● 生活困窮者自立支援事業について学習する機会をつくり、生活困窮者に対する地域の偏見や差別をなくします。 ● 子ども食堂への食材等の寄付やひとり親家庭への食品支援など、生活困窮家庭を支援し、地域で子どもの成長を支えます。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活困窮やひきこもりなど、複合的な課題を持つ家庭を把握し、見守りや訪問活動で信頼関係を構築しながら、自立支援につなげます。 ● 低所得者、障がい者、高齢者の経済的自立と安定した生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知と利用促進を図ります。 ● 経済的に困難を抱える家庭をはじめ、子どもたちの地域の寄り合いの場として子ども食堂や学習支援に取り組みます。また、活動の周知に努め、住民や地域の協力を呼びかけます。 ● 子ども食堂や子ども宅食を不登校やひきこもりの発見ツールとし、各社会福祉法人の特性を活かしたボランティアや就職体験の受け入れ、各法人分野での子育て相談、障がいの相談、介護の相談等、包括的なワンストップ相談の拠点づくりを目指します。



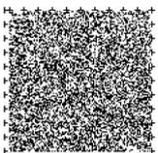

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内 容
1 生活困窮者の把握と早期支援	<ul style="list-style-type: none"> • 様々な行政手続きなどの際に、生活に困っている人や制度の狭間に置かれている人を把握し、相談支援につなぐことで、早期対応・早期支援につなげます。 • 訪問活動や地域の様々なネットワークを活用し、複合的な課題を抱える家庭を把握し、早期対応に努めます。
2 一元的に支援を行う窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者や複合的な課題を抱える家庭に対し、生活や就職に関する相談、福祉資金貸付の案内など、一元的に支援を行う窓口の設置を検討します。
3 生活困窮者自立支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 生活困窮者の自立に向け、県の自立相談支援事務所等の関係機関やボランティア等と連携・協働し、個々の状況に応じた早期対応と継続的な支援に取り組みます。
4 子どもの貧困対策	<ul style="list-style-type: none"> • 親から子への貧困の連鎖を断ち切ることができるよう、生活困窮家庭の保護者の自立支援や相談支援の充実に取り組みます。 • 経済的に困難を抱える家庭をはじめ、子どもたちの地域の寄り合いの場として子ども食堂や学習支援に取り組む活動を支援するとともに、活動の周知に努め、住民や地域の協力を呼びかけます。
5 ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 築上町母子寡婦福祉会による総合的な自立支援をはじめ、母子父子寡婦福祉資金など経済的支援を行います。 • 母子家庭や父子家庭の子どもの健やかな成長を支援するため、保健医療に係る医療費の一部助成を継続して行います。
6 子どもの人権を守る取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> • 教職員や保護者、地域住民など、子どもを取り巻く全ての大人が「いじめは絶対許さない」「いじめのサインを見逃さない」「日頃から望ましい人間関係を作っておく」等の共通理解を持ち、密に連携し、いじめの早期発見や解消を図ります。 • 不登校児童生徒に対し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、築上町適応指導教室「あおぞら教室」の指導員による支援や指導を行います。また、本人とその家族が社会から孤立することがないように、地域ぐるみのサポートや見守りのネットワークづくりの構築に努めます。



施策 2-3 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域ケア会議の開催数	12 回/年 (令和元年度)	12 回/年 (令和 6 年度)
地域自立支援協議会の協議委員会開催数	2 回/年 (令和元年度)	2 回/年 (令和 6 年度)
広報紙を利用した「成年後見制度」に関する記事の掲載数	0 回/年 (令和元年度)	2 回/年 (令和 6 年度)
成年後見制度申立件数	16 件/年 (令和元年度)	20 件/年 (令和 6 年度)
成年後見制度について「内容まで知っている」と回答した人の割合	26.4% (令和元年度)	30% (令和 6 年度)
生活保護受給者に対する偏見や差別があると『思わない』と回答した人の割合	24.3% (令和元年度)	30% (令和 6 年度)
孤独死や虐待などが起きるおそれがある状況を知った場合「対応する」と回答した人の割合	54.8% (令和元年度)	60% (令和 6 年度)



基本目標 3 健康と安らぎをまもり 持続可能な地域づくり

～目指す地域像～

○誰もが健やかで生きがいを持って暮らし、自然の安らぎと共存しながら暮らせる地域

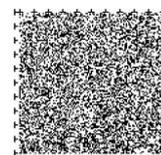
◆ **成果指標と目標値**（計画の推進により、基本目標で目指す地域像に近づいたかを図る指標）

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
地域の防災対策に満足している住民の割合	19.7% (令和元年度)	20% (令和6年度)
道路や交通機関等に満足している住民の割合	26.2% (令和元年度)	60% (令和6年度)

施策 3-1 健やかなからだと心の維持・向上

Ⅱ 現状と課題 Ⅱ

- わが国の平均寿命は、平成 27 年で男性が 80.8 歳、女性が 87.0 歳となっており、医学の進歩などにより伸び続けています。その一方、ライフスタイルや食生活の変化、運動不足などによる脳卒中、心臓病、糖尿病、がんなどの生活習慣病の増加や後期高齢者の増加による身体機能の低下や認知症などの増加も課題となっています。また、長生きするだけでなく、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を示す健康寿命を伸ばすことが重要とされています。
- 本町では、心身の健康については「築上町健康増進計画（健康ちくじょう 21）」において、取り組みを推進しています。生活習慣病対策に資する取り組みの一つとして、特定健診・特定保健指導があり、特定健診受診率は微増傾向にありますが、毎年 30% 程度と県内でも低い位置を推移しており、国の設定する目標 60% をみても厳しい状況です。また、本町の死亡原因の第 1 位である「がん」を予防するために最も重要なのは早期発見であり、定期的ながん検診を受けることが必要です。本町のがん検診受診率は概ね 12% 前後で推移しており、早期発見のためにも、受診率向上の対策が必要です。今後、健康寿命の延伸を図る上で、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底が必要となっています。また、その上で、まずは一人ひとりが自らの健康を意識し、定期的に健診等を受けて生活習慣病の予防を行い、健康に対する正しい知識と理解を持つことも重要です。



- 高齢者の健康づくり・介護予防については「築上町高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」において、取り組みを推進しています。本町では、身体機能低下や認知機能低下の予防に効果がある様々な介護予防教室の実施のほか、町内の自治会単位で「ふれあい健康サロン」を開催し、地域ぐるみの介護予防に取り組んでいます。しかし、近年の新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、通いの場の一時中断や外出自粛により、高齢者のフレイル（虚弱）^{*}や要介護者の増加が懸念されています。さらに、後期高齢者の増加に伴い、医療と介護の需要が増加すると予想され、社会保障制度を持続可能なものにしていくため、また、健康寿命の延伸、生活の質の維持・向上のため、介護予防のさらなる推進が重要です。
- 社会生活を営むために、身体の健康とともに重要なのは、心の健康です。現代社会はストレス過多の社会であり、その背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの社会的要因があり、これらの要因が重なり、自殺などの深刻な社会問題につながっています。全国の自殺死亡者数は年間約2万人にのぼっており、本町の自殺死亡率は全国や福岡県と比べると概ね低い状況にありますが、それを上回る年もみられます。また、自殺の背景にはうつ病などの精神疾患が多く存在するとされています。本町の精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院医療）交付者は増加傾向にあり、心の健康に問題や悩みを抱える人が増えていると考えられます。追い詰められた本人が自ら心の不調に気づいて対処すること、そして周囲も不調のサインに気づき、支援につながる働きかけを行うことが重要です。

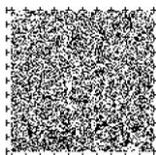
^{*}「フレイル（虚弱）」とは、加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下した状態のこと。

施策の方向性

① 健康づくり・介護予防の推進

子どもから高齢者まで全てのライフステージに応じた健康づくり及び生活習慣の改善に取り組みます。また、住民一人ひとりの健康意識の向上と積極的な取り組みを推進し、健やかに生活できる地域社会の実現を目指します。

介護予防は、地域を拠点とした通いの場や社会参加を通じて、地域ぐるみで取り組む健康づくりや介護予防を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

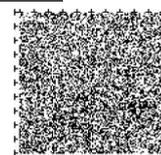


 施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から自分や家族の健康に関心を持ち、健康に関する情報収集や健診・がん検診の積極的な受診など、健康づくりの意識を高めましょう。 ● 適切な食事と適度な運動に取り組みましょう。 ● 地域や町が行う食や運動に関するイベント等に参加しましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域において運動や食を学ぶ機会や実践の場をつくります。 ● ふれあい健康サロンにおいて、健康づくりや介護予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。 ● 地域の健康課題に対し、住民が共同して取り組みを考え、地域全体として個人の健康を支え、守る環境づくりに努めます。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町（行政）と連携し、介護予防や健康づくりを目的とした事業の普及に取り組みます。 ● 男性料理教室や食の自立支援事業を周知し、食生活の改善と健康増進を図ります。 ● 老人クラブと連携し、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みます。 ● 子育てサロンやふれあい健康サロン等の情報提供を図ります。

 施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
<p>1 健康意識の向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康意識の向上を目指し、広報紙やホームページ、住民が集まる場等を利用し、健康教育や各種健診等の受診勧奨に取り組みます。
<p>2 特定健診・特定保健指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診対象者に対し、個別に受診勧奨を行い、自身の健康状態の把握や疾病等の早期発見・早期治療につなげます。 ・健診結果に基づき、個別に結果説明・家庭訪問、健康相談、結果説明会、健康教育などにより、きめ細やかな保健指導を実施します。
<p>3 がん対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診対象者への個別案内をはじめ、検査日の土日開催や個別検診の実施など、受診環境の充実に努めます。 ・がん検診実施機関と連携し、要精密検査者へ精密検査の受診勧奨を行い、未受診者の減少及び早期発見・早期治療につなげます。

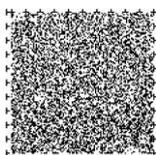


取り組み・事業	内 容
4 次世代の健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳交付時の健康相談に加え、妊婦健診結果に基づき、必要な保健指導などの支援に取り組みます。 全ての保護者に対して、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査等を通して健やかな成長発育について保健・栄養指導を行います。 健やかな生活習慣を幼少期から身に付け、生涯にわたって健康な生活習慣を継続できるよう、子どもの頃からの生活習慣づくりに努めます。
5 高齢者の健康づくりと介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診及び後期高齢者健康診査の受診勧奨を行い、生活習慣病予防及び重症化予防とともに介護予防を徹底します。 地域包括支援センターや住民課（健康増進係）等と連携し、保健事業と介護予防の一体的な推進を検討します。
6 自主的な健康づくり・介護予防の推進	<ul style="list-style-type: none"> これまで月1回行っていた「ふれあい健康サロン」から週1回住民主体で行う「住民主体の場」への移行を目指し、高齢者が身近な場所でできる健康づくり・介護予防を推進していきます。 地域の要請に応じて出前講座を実施し、介護予防や認知症予防に関する知識や実践方法の普及啓発に取り組みます。
7 地域が一体となって取り組む健康づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 地域の健康課題に対し、住民が協働して取り組みを考えたことにより、個々の気づきが深まり、健康な地域社会の実現となるよう、地域包括ケアシステム構築の視点を持ちつつ、健康づくり活動などへの参加促進に努めます。

② 心の健康づくりの推進

心の健康を損なうことは、誰にでも起こり得る危機であり、自ら心の不調に気づき対処すること、そして周囲も不調のサインに気づくことの重要性と実践方法について普及啓発に取り組みます。

また、深刻な状態となる前に、相談機関を利用したり、専門医を受診しやすい環境となるよう、自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及啓発や気軽に相談できる窓口の充実など、心が安らぐ地域社会を目指します。



 施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

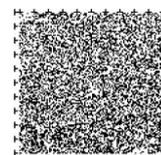
<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 十分な睡眠と休養をとりましょう。 ● 不安や悩みごとを抱え込まずに、家族や友人に相談しましょう。 ● 家族や友人の様子が普段と違うと感じたら、話を聞いたり見守ることを心がけましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 不安や悩みを抱え、地域から孤立している人がいないか気を配り、見守りに取り組みます。 ● 地域で楽しいイベントや行事を企画し、参加を呼びかけ、生きがいや楽しみの創出につなげます。 ● 学校や職場、地域で心の健康に関する教育や知識の普及啓発に努めます。 ● 民生委員・児童委員や見守り協力員、自治会長等に対し、心の健康や自殺予防に関する正しい知識を身に付け、実践につながるようゲートキーパー養成研修の開催を普及します。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援事業の中で、若い世代に対する相談窓口を設置し、精神保健福祉関係機関との連携による個別支援と居場所づくりに努めます。 ● ボランティア登録者にゲートキーパー養成研修を受講してもらい、地域の自殺対策に関わる人材を養成します。 ● フードバンク事業や生活福祉資金貸付事業を通じて、生活が困難な状況に陥った背景や原因を聞き取り、適切な支援や関係機関につなぎます。 ● 高齢者が集まる機会を活用し、心の健康づくりについて普及啓発を図り、生きることを楽しむ居場所づくりに努めます。

 施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
<p>1 心の健康に関する普及啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校や職場、家庭など社会生活を送る様々な場面で生じる不安やストレスにうまく対処できるように、様々な保健事業の場で健康教育や知識の普及啓発に努めます。
<p>2 「自殺対策計画」に基づく施策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 本町における「自殺対策計画」に基づき、ゲートキーパーの養成など、相談支援体制の強化に努めます。

※「自殺対策計画」とは、自殺対策基本法第 13 条で、「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並び地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画を定めるもの」として策定することを努力義務として位置付けられている。

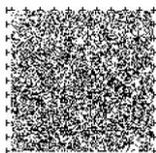
※ゲートキーパーとは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。



取り組み・事業	内 容
3 相談事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉士等による相談事業「こころの健康相談」を月に1回行うとともに、事業の周知啓発を図ります。また必要時には、関係機関につなげ支援していきます。
4 地域の相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> 健康や経済、生活問題などを身近に相談できる窓口として、民生委員・児童委員の存在を周知します。また、相談内容によって関係機関や支援につなぎ、本人を取り巻く環境の把握と改善まで、包括的に対応できる人や団体の設置に努めます。

旗 施策3-1の推進に向けた取り組みの指標と目標値

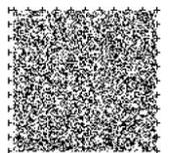
指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
特定健診の受診率	35.3% (令和元年度)	60.0% (令和6年度)
特定保健指導の実施率	73.6% (令和元年度)	向上 (令和6年度)
がん検診受診率	5.9% (令和元年度)	向上 (令和6年度)
乳児家庭全戸訪問事業実施率	100% (令和元年度)	100% (令和6年度)
要介護認定率(第1号)	17.7% (令和2年度)	18.9% (令和6年度)
睡眠で休養が十分とれている者の割合	74.3% (令和元年度)	向上 (令和6年度)
自殺死亡率(人口10万人あたり) (自殺対策計画との整合)	32.0% (令和元年度)	減少 (令和6年度)
ゲートキーパー養成者数	累計0人 (令和2年度)	累計60人 (令和6年度)



施策 3-2 地域の安心・安全対策の充実

II 現状と課題 II

- 近年、全国各地で大雨や地震、台風などが多く発生し、災害発生時に自力で避難行動をとることが難しい高齢者や障がい者などの適切な避難誘導や安否確認等の支援体制の強化が課題となっています。また、家族等が昼間に働きに出ることで日中独居の家庭もあると考えられるため、いつ何時発生するかわからない災害への対応として、地域による声かけや安否確認などの必要性が高まっています。
- 本町は、比較的少雨で地震等の災害は少ない地域ですが、台風や集中豪雨、地震等の災害が発生した場合、海岸線や河川堤防の決壊、土砂崩れ等の被害を受けやすいと予測されます。「築上町地域防災計画」に基づき、危険箇所や避難場所を記したハザードマップの全戸配布や地区単位での避難訓練を実施しています。また、自治会における自主防災組織の組織率は85%と多くの防災組織が整備されています。さらに、避難行動要支援者（災害時に自力で避難することが困難な人）の把握に努めるとともに、避難支援や安否確認等を実施するための基礎となる「避難行動要支援者名簿」を作成し、自主防災組織や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防署等の関係者間との情報共有に努めています。しかし、災害をはじめとする緊急時の連絡体制や要支援者への地域住民等による手助けについては、個人情報保護の観点もあり、情報共有が困難な状況が課題となっています。
- 住民アンケート調査では、災害が起こったと考えた時の不安や心配ごとは「所在・安否の確認」「避難生活」「正確な情報の入手」が上位にあがっています。一方、災害時に隣近所で声を掛け合える関係性について6割以上の方が「ある」と回答しており、また、災害時、地域で手助けが必要な人にできることについて「手助けの必要な方への声かけ」「避難所での支援活動」の割合が高くなっています。さらに、町が優先して取り組むべき事業の2番目に「防犯・防災対策の充実」があがっており、住民の災害に対する警戒意識は高まっていると考えられます。
- 交通安全や防犯面については、地域や住民組織などと協力したパトロール、登下校の声かけ運動といった防犯対策と交通安全啓発運動を実施しています。しかし、地域の担い手不足や地域のつながりが弱まっていることで、人の目による防犯力の低下が懸念されています。



施策の方向性

① 防災意識の向上と地域ぐるみの防災対策の強化

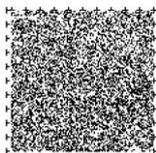
住民自身が「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災意識を持ち、自主的な活動により、地域における防災対策の強化を推進します。

また、避難行動要支援者の情報共有化や避難支援体制づくりを進め、自助・互助・共助・公助の連携による災害発生時の速やかな安否確認と避難支援体制の整備に努めます。



施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から防災等に関する情報収集や避難経路・避難場所の確認、非常用持出袋の準備など、災害に備えましょう。 ● 自治会の防災訓練に参加しましょう。 ● 災害時の家族との連絡方法を決めておきましょう。 ● 災害時には、できる範囲で、隣近所に声をかけましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平常時から声をかけ合い、緊急時・災害時に協力し合える関係をつくります。また、避難行動に支援が必要な人の情報提供に協力します。 ● 自主防災組織の設立・維持に努め、定期的な避難訓練の実施や危険箇所の把握を行い、地域の防災力を高めます。 ● 避難行動要支援者名簿を作成し、それに基づき自治会長、民生委員・児童委員は、避難行動要支援者の安否確認・避難支援を速やかに行います。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害ボランティア人材の育成を図ります。 ● 災害ボランティアセンターの運営に伴う資機材を調達し、災害発生時には速やかに設置・運営を行い、災害ボランティア活動の実施に取り組みます。 ● 自治会長会や民生委員・児童委員協議会と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進し、安否確認体制の強化を図ります。 ● 地域の防災訓練に参加し、地域と一体となった防災体制の強化を図ります。 ● 社会福祉施設は、災害発生時の福祉避難所として協力します。また、施設における災害発生時の備えに取り組みます。



① 施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 防災に関する情報の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所や避難経路、災害に関する知識や対応について広報紙等による情報提供や防災に関する学習会を開催し、防災対策の普及啓発に取り組みます。 ・町のハザードマップを随時更新し、普及に努めます。
2 避難行動要支援者への支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者名簿のさらなる整備に向け、自主防災組織や民生委員・児童委員、関係機関等との情報共有を図りながら、随時更新等を行い、災害時の安否確認、避難支援体制の充実に取り組みます。
3 自主防災活動の活動推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練による要支援者の避難支援体制づくりなど、地域主体の自主防災活動に対する支援を行い、災害に強いまちづくりを目指します。
4 要配慮者対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や障がい者、妊婦や乳幼児等、災害発生時の避難生活に配慮が必要な人たちが安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所の設置や避難所での生活に配慮した避難備品の整備、保健・医療・介護の連携に努めます。

② 防犯・交通安全対策の推進

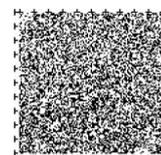
町の安全を維持していくため、地域や住民組織と行政が連携し、地域を見守る人材の確保と防犯対策や交通安全対策の工夫に取り組みます。

また、高齢者への安全教育や運転免許証の自主返納を促進するとともに、子どもたちへの交通安全教育を推進するなど、各世代に合わせた交通安全教育を展開していきます。

③ 施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

自助の取り組み
(本人や家族)

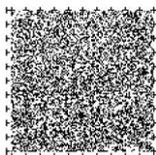
- 防犯対策や交通安全に関する情報を収集し、家族や隣近所の人と話し合い、防犯意識を高めましょう。
- 地域で行われる防犯や交通安全に関する活動に参加しましょう。
- 子どもの登下校などの見守り活動に協力しましょう。



互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民、自治会、関係団体、学校などが連携した見守りなどの防犯活動や交通安全対策を推進します。 ● 地域ぐるみで、児童・生徒の登下校を見守り、犯罪や交通事故などから子どもたちを守ります。 ● 犯罪や交通事故などが多発しそうな危険箇所を自治会単位で把握し、改善に向けて町（行政）に意見・要望を伝えます。 ● 住民同士が集まる場を通して、詐欺や悪質な訪問販売等に関する防犯情報の提供を行います。 ● 犯罪等に巻き込まれそうな高齢者や障がい者を気にかけて、見守り、被害を未然に防ぎます。
共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりやふれあい健康サロン等を通じて、詐欺や悪質な訪問販売等に関する防犯情報の提供を行い、注意喚起に努めます。 ● 相談支援体制の充実を図ります。 ● 新入園児黄色い帽子の贈呈など、子どもたちを交通事故から守る取り組みを推進します。 ● 高齢者の交通事故防止を呼びかけるとともに、免許証返納後の移動支援について町（行政）や関係団体等と協議を進めます。

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 交通安全対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの交通安全教育をはじめ、通学路の安全確保や住民の交通安全意識の啓発に努めます。 ・ 関係機関と連携し、高齢者の交通事故防止など安全運転の啓発を推進するとともに、免許証自主返納を促進し、また返納後の移動支援についても検討していきます。
2 防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域や関係機関、団体等が連携した防犯パトロール等の活動を支援するとともに、防犯カメラや防犯灯の整備を進め、防犯対策・防犯環境の強化に努めます。 ・ 子どもたちの安全確保や地域の見守りボランティア活動への参加を呼びかけ、見守りの目を増やすことで地域の防犯力を高めます。
3 消費者被害の防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者、認知症、障がい等により判断能力が不十分な住民を狙った詐欺や消費者トラブルを未然に防ぐため、地域による見守りや声かけの協力を呼びかけます。 ・ 消費者問題について、広報紙や出前講座を通して普及し、住民一人ひとりの防犯意識を高めます。



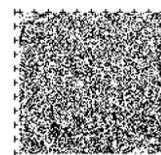
施策 3-2 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
自主防災組織の組織率	85% (令和元年度)	90% (令和6年度)
福祉避難所設置数	4か所 (令和2年度)	4か所 (令和6年度)
災害時に隣近所で声を掛け合える関係性が「ある」と回答した人の割合	63.2% (令和元年度)	65% (令和6年度)

施策 3-3 快適な生活環境の整備

Ⅱ 現状と課題 Ⅱ

- 高齢者や障がい者、妊婦や子どもなど、全ての住民が住み慣れた地域で暮らしていくためには、生活しやすい環境が整備され、交通機関等の利便性が高いことが重要です。住民の生活に密着した公共施設の安全性やバリアフリー化への対応は、福祉のまちづくりを推進するにあたって必要不可欠とも言えます。本町の公共施設は昭和40年代～50年代にかけて建設されている建物が多くなっています。このため、必要に応じて耐震化を進めていくとともに、高齢者や障がい者などに配慮したユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化の推進等、誰もが安全・安心に利用できる施設への対応が必要です。
- また、町内の移動利便性を高めるため、平成18年からコミュニティバスの運行を開始し、適宜、路線の見直しを行いながら、現在6路線を運行しています。利用者数は年間17,000人前後で推移していますが、利用者一人あたりの財政負担額が大きい路線もあり、持続可能な公共交通サービスの提供に向け、効率化が必要な状況となっています。また、JRのダイヤ改正により、日中の運行本数が削減されるなど、町外への移動が不便になっています。
- 住民アンケート調査では、地域の暮らしやすさの項目の中で、道路や交通機関等の使いやすさについて「不満」の割合が44.3%と最も高くなっています。また、ヒアリング調査からも高齢者や障がい者の移動手段について課題があるとの指摘もみられました。このため、本町では交通の利便性の低さが住民の町の住みにくさにつながっていると推測されます。



- 人口減少・高齢化が進む中で、地域の活力や医療・福祉・商業等の生活機能を維持していく必要があります。本町では、地域公共交通ネットワークの再構築や多様な交通サービスの展開、公共施設の利活用・統合・複合化など、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク^{*}等の施策を進めているところです。このため、本計画においても、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの再構築や多様な交通サービスの展開と合わせた施策を推進し、全ての住民が安心して暮らせる生活環境の充実に努めていくことが求められます。

※「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」とは、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。

施策の方向性

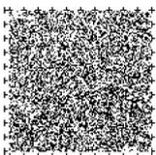
① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

町の公共施設や道路、交差点等のバリアフリー化を進めるとともに、全ての住民が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりに取り組めます。



施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

<p>自助の取り組み (本人や家族)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 町(行政)や社会福祉協議会が発信する福祉情報に関心を持ち、車いす体験等の福祉体験学習に参加しましょう。 ● バリアフリー化やユニバーサルデザインの趣旨を理解し、道路や歩道、駐車場、公共施設の利用に配慮して行動しましょう。
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の中でバリアフリー化されていない建物や道路等を把握し、整備・改善を町(行政)へ求めます。 ● 回覧板などを通して、暮らしやすい地域づくりについて、普及啓発を行い、また、地域の中で話し合う機会をつくります。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社協だよりを通して、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方について、普及啓発に努めます。 ● 子どもたちの福祉体験学習を通し、バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方を小さい頃から身に付けます。



施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
1 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 住民をはじめ、町内の建物や公園、道路、公共設備、住宅等の設置及び建築設計技術者等に対し、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発に取り組みます。 多くの人が利用する民間施設について、障がい者や高齢者への合理的配慮を事業者に対して求めていきます。
2 安全な道路環境の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 道路のバリアフリー化、防犯灯の設置など、町内の道路環境の安全性確保に努めます。
3 公共施設等の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> 町の公共施設等のバリアフリー化を計画的に推進するとともに、災害時における十分な安全性の確保に努めます。また、新たに整備する施設等については、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を推進します。
4 住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者や障がい者の在宅生活を支援するため、「住宅改造資金助成事業」など各種制度・事業の周知及び利用促進を図り、暮らしやすい住環境の整備を支援します。 経済的な理由により住宅確保に配慮が必要な人への支援として、情報提供や入居相談を行うとともに、町営住宅への優先入居などの配慮や空き家の活用などを検討していきます。

② 安全な移動手段の確保と公共交通網の整備

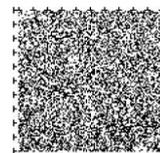
まちづくりと連携した住民の生活の足となる公共交通サービスの提供や利用しやすい環境づくりに取り組むとともに、移動が困難な住民に合わせた、外出に必要な移動支援サービスの充実に努めます。

施策の推進に向けた自助・互助・共助の取り組み

**自助の取り組み
(本人や家族)**

- 隣近所に買い物や外出に不便を感じている人がいたら、声をかけ、できる範囲で買い物や外出を手助けしましょう。
- 公共交通機関の利用を心がけましょう。また、利用に不便を感じることは家族や隣近所の人と話し合い、改善を求めましょう。
- 迷惑となる駐車や身体障がい者や妊産婦、ケガ人以外の人は車いす専用駐車場やふくおか・まごころ駐車場*を利用しないようにしましょう。

※「ふくおか・まごころ駐車場」とは、障がい者や高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な人が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度のこと。



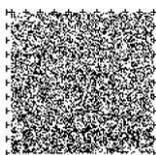
<p>互助の取り組み (隣近所、地域、ボランティア等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 隣近所や地域で、高齢者や障がい者等の買い物や外出を手助けする仕組みをつくりまします。 ● 公共交通機関の利便性向上について、地域で話し合い、改善を求めまします。 ● 高齢者や障がい者の外出を阻害する迷惑駐車や放置自転車など、不法な路上占有がなくなるよう、注意喚起しまします。 ● 車いす利用者のJRやバスの利用に関し、駅員やバス運転士に加え、ボランティア等による手助けの仕組みを検討しまします。
<p>共助の取り組み (社会福祉協議会 社会福祉施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 外出支援や買い物支援など、住民主体による多様な支え合いの仕組みを検討・協議しまします。 ● 障がいのある当事者団体のスポーツ大会や研修等に引率し、社会参加や外出を支援しまします。 ● 社会福祉施設が保有する車両を利用した外出支援など、高齢者や障がい者の移動支援への参入を検討しまします。

施策の推進に向けた公助（町）の主な取り組み

取り組み・事業	内容
<p>1 「築上町公共交通網形成計画」に基づく取り組みの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な公共交通体制の維持を図るため、コミュニティバスの利便性の向上（路線の見直し）や隔日運行化、デマンド化*など、移動ニーズに適したサービスの提供を検討しまします。 ・ 公共交通の利用促進を図るため、公共交通マップ*の作成や公共交通利用に慣れていない人を対象とした乗車体験会を開催しまします。
<p>2 地域との協働による生活支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のボランティア等による買い物などの外出支援や移動販売業者の誘致による買い物支援など、多様なサービス提供体制の構築に努めまします。
<p>3 交通弱者が外出しやすいまちづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援高齢者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスDの実施を検討しまします。 ・ 高齢者の運転免許証の自主返納を推進するとともに、返納後の移動を支援するため、コミュニティバスの無料乗車券と補助金を交付しまします。 ・ 障がい者の外出や余暇活動を支援するため、移動支援事業について周知し、利用を促しまします。

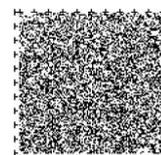
※「デマンド化」とは、乗客から事前に連絡（予約）を受けて、基本となる路線以外の停留所に立ち寄ったり、運行を開始したりするなど、乗客の要望を運行に反映できる運行形態。

※「公共交通マップ」とは、地域の鉄道、路線バス、コミュニティ交通、その他交通機関のルートや駅・バス停、ダイヤ、運賃、利用に関する情報などを掲載したもので、地域にどのような乗り物があるのかを広く周知するためのツール。

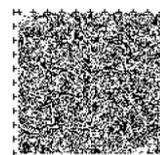


施策 3-3 の推進に向けた取り組みの指標と目標値

指標名	現状値 (基準年度)	目標値 (目標年度)
防犯灯の LED 整備率	56% (令和元年度)	65% (令和6年度)
住宅改造資金助成事業利用者数	4人/年 (令和元年度)	5人/年 (令和6年度)
路線バス及びコミュニティバスの利用者数 (寒田線及びコミュニティバスの利用者数)	26,253人/年 (平成29年度)	現状維持 (令和6年度)
公共交通マップの作成	未作成 (令和元年度)	作成 (令和6年度)



第5章 計画の推進方策



1 協働による計画の推進

本計画に基づく施策を推進していくためには、地域住民や自治組織、ボランティア団体、サービス提供事業者、行政などがお互いに連携・協働し、それぞれの役割を果たしながら、地域福祉活動を進めていくことが重要です。

このため、それぞれに求められる役割を果たしながら、協働体制の確立を目指します。

住民・地域の役割

住民一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会を構成する一員であることの自覚を持ち、地域で起こっている様々な課題を地域において解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、近隣住民同士の交流、ボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的な参画に努めることが求められています。

サービス提供事業者の役割

福祉サービス等を提供する事業者等は、サービスの質の確保、利用者の自立支援、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービス事業者との連携に取り組むことが大切です。今後、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、新しいサービスの創出や住民参加の支援、福祉のまちづくりへの参画等に努めることが求められています。

社会福祉協議会等の役割

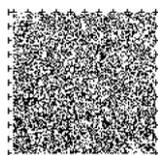
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するための組織です。

このため、築上町社会福祉協議会は本計画の推進役を担うとともに、住民やボランティア団体等との調整役として大きな役割を担っています。今後、自治会や民生委員・児童委員、各種団体、他の社会福祉法人、行政と連携・調整しながら地域福祉を推進していくことが求められています。

行政（町）の役割

地域福祉の推進にあたって、行政には住民の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する社会福祉協議会やサービス提供事業者、関係団体、民生委員・児童委員、自治会等と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域特性に配慮した施策の推進に取り組みます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なため、庁内の各課と緊密な連携を図りながら一体的に施策を推進します。



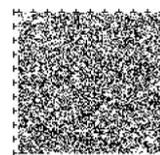
2 計画の周知・啓発

地域福祉を推進するにあたって、住民や関係団体・関係機関などの幅広い主体の参画が得られるよう、町の広報紙やホームページによる広報、地域の会合や出前講座など様々な機会に出向き、説明を行うなど、計画の内容についてわかりやすく周知し、地域福祉の普及に努めます。

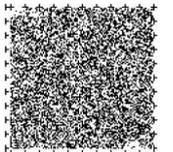
3 計画の点検・評価・見直し

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的に推進していくため、住民や関係団体等の代表、学識経験者、行政の代表により構成する「築上町地域福祉計画策定委員会」において、計画の進捗状況の点検・評価を計画最終年度（令和7年度）に行い、各種施策の見直しや本計画の推進を図ります。

また、今後の福祉制度の改正や社会経済状況の変化にも弾力的に対応しながら、計画的な推進を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



資料編



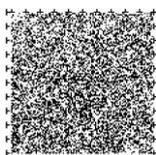
1 築上町地域福祉計画策定委員会委員名簿

氏名	関係団体・役職等	備考
尾形 由起子	福岡県立大学 看護学部 教授	委員長
中村 信雄	築上町自治会長会 会長	
辻畑 藤枝	築上町民生委員児童委員 副会長	
西村 友宏	築上町立小中学校校長会 会長（上城井小学校 校長）	
鳥井田 成海	築上町保育連盟（福間保育園 園長）	
信田 博見	築上町身体障害者福祉会 副会長	
田村 雪枝	築上町手をつなぐ親の会 会長	
畦津 多恵子	築上町ボランティア連絡協議会 会長	
奥畑 征治	築上町老人クラブ連合会 副会長	
古門 敏彦	築上町シルバー人材センター 事務局長	
深田 洋文	障害者相談支援センター「てのひら」 理事長	
及川 泉	築上町社会福祉協議会 地域福祉係長	

(敬称略)

2 築上町地域福祉計画策定の経緯

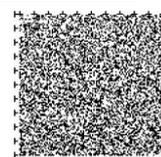
実施期日	内容
令和元年12月24日	第1回築上町地域福祉計画策定委員会
令和2年1月10日 ～1月31日	地域福祉計画策定に関する住民アンケート調査の実施
令和2年7月3日 ～7月17日	地域福祉計画策定に関する民生委員・児童委員アンケート調査の実施
令和2年7月27日	第2回築上町地域福祉計画策定委員会
令和2年8月24日 ・8月26日	地域福祉計画策定に関する関係団体等へのヒアリング調査の実施 <8月24日> <8月26日> ・自治会長会 ・障がい者相談支援事業所 ・民生委員・児童委員協議会 ・子育てサロン（スイーツハンズ） ・児童館 ・社会福祉協議会 ・築上町身体障害者福祉会 ・見守りネットワーク協議会 ・地域包括支援センター
令和2年10月13日	第3回築上町地域福祉計画策定委員会
令和2年12月15日	第4回築上町地域福祉計画策定委員会
令和3年2月	第5回築上町地域福祉計画策定委員会 ※書面開催
令和3年2月24日 ～3月10日	第2期築上町地域福祉計画（素案）パブリックコメントの実施



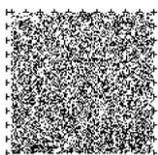
3 用語解説

(五十音順)

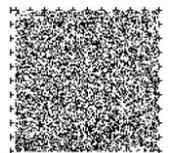
用語	解説
あ行	
アウトリーチ	「外へ (Out) 手を伸ばす (Reach)」という意味。地域で支援を必要とする状況にありながら、サービスに結びつきにくい人のもとに、公的機関等の専門職が実際に訪問し、支援する手法のこと。
インフォーマル	非公式または形式に捉われないという意味。
NPO法人	特定非営利活動法人の略称。法人格を得た利益の再配分を行わない非営利でのボランティア活動や社会貢献活動に取り組む住民組織・団体のこと。その活動分野としては保健福祉の推進、社会教育の推進、まちづくり、文化・芸術・スポーツの振興、環境保全、人権擁護、国際協力等の多方面にわたる。
か行	
介護保険	40歳以上の人が入会する保険であり、疾病や加齢により介護を必要とする状態になった場合に、適切な負担で自分に合った介護サービスを選択・利用しながら、住み慣れた環境で生活し続けられるよう、高齢者を社会全体で支え合うための制度のこと。保険者は市町村であり、65歳以上の人を第1号被保険者、40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者という。
介護予防	要介護状態もしくは要支援状態となることの予防、または要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止のこと。
協働	住民・市民団体・企業・行政など様々な主体が、対等な立場で参画、かつ連携し、地域の課題解決など共通の目的に向かってまちづくりを進めること。
グループホーム	少人数の入居者が共同生活を送りながら、入浴・食事・排せつ等の介護や機能訓練を受けるサービスのこと。
ケアマネジメント	介護等を必要とする人のニーズを把握し、福祉サービスや医療サービスなどを受けられるように調整すること。
合計特殊出生率	15～49歳までの年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当するとされ、女性人口の年齢構成の違いを除いた指標として、年次比較、地域比較に用いられる。
公民館	「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする施設」として、社会教育法に規定されている。
合理的配慮	障がいのある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の表明があった場合において、障がいのない人と同等の機会及び待遇が確保され、または同等の権利を行使できるよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障がいの状態、特性に応じて行う必要かつ適切な現状の変更または調整のことをいう。
高齢化率	全人口に占める65歳以上の人割合のこと。
個人情報	生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。



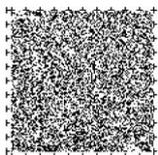
用語	解説
子ども食堂	主に貧困家庭やひとり親家庭の子どもを対象に、栄養バランスの取れた食事や地域の人々とのふれあいの時間を無料または安価で提供する取り組みのこと。
子どもの貧困	18歳未満で貧困線（世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない境界線）を下回る子どもの存在及び生活状況をいう。
コミュニティバス	交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、行政が中心となって、既存の路線バスや他の交通手段でまかなうことができない地域に走らせるバスのこと。
さ行	
災害ボランティアセンター	大規模災害発生時に、支援に駆け付けたボランティアの調整や支援物資の受け入れ、整理など、ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。
サロン	高齢者や子育て中の家族など、同じ地域で暮らす住民同士が定期的に集い、交流することで、地域の「憩いの場」となることを目指す場所。
自主防災組織	住民一人ひとりが自主的に防災活動を行う組織で、初期消火、救出・救護、集団避難、給水・給食などの防災活動を行う団体（組織）のこと。
市民後見人	社会貢献への意欲が高い一般住民で、市町村が実施する養成研修を受講し、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた人の中から、家庭裁判所により成年後見人等として選任された人のこと。
社会福祉協議会（社協）	社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、社会福祉活動への住民参加の支援等を行う。社会福祉関係者、保健・医療・教育関係者から構成され、地域福祉推進の中心的役割を担う民間組織。
住民参加	地域が抱える生活上の課題の解決のために、住民自らが事業運営や計画づくりなどに参画していくこと。
新型コロナウイルス感染症	令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに確認されたコロナウイルスのこと。新型コロナウイルス感染症によって肺炎などの呼吸器系の症状を発症する。約80%が軽症まで済むとされる一方、基礎疾患のある人や高齢者は重症化のリスクが高い。英語ではCOVID-19（コビッドナインティーン）という。
生活支援コーディネーター	地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が発症原因に深く関与していると考えられている疾患の総称で、主にがん、脳血管疾患、心疾患があり、日本人の3大死因となっている。
成年後見制度	認知症や知的・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人が自立して生活できるよう、裁判所が選任した人（代理権などの権限が与えられた成年後見人）が、本人の判断能力を補って財産管理や身上保護を行い、本人を保護・支援する制度のこと。



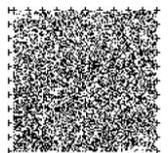
用語	解説
た行	
第三者評価制度	福祉サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から評価を行い、事業者のサービスの質の向上と利用者がサービスを選択する際に役立つ情報を提供する制度。
ダブルケア	晩婚化・晩産化等を背景に、子どもの育児期にある人（世帯）が親の介護も同時に担う状況のこと。
地域共生社会	制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す考え方のこと。
地域包括ケアシステム	高齢者が可能な限り住み慣れた地域において、その人らしく自立した日常生活を営むことができるよう、介護、介護予防、医療、生活支援サービス及び住まいが一体的に提供されるケアシステム。
地域包括支援センター	保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの職員が高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的・包括的に支援することを目的とし、地域包括ケア実現に向けた中核的な機関として市町村が設置する機関のこと。
出前講座	行政職員等が行政に対する理解を深めてもらうため、地域住民の要望に応じて現地に出向き、地域の意見を聴きながら、行政の施策や事業等の説明、情報提供を行う機会・場のこと。
ドメスティックバイオレンス（DV）	配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる、身体的暴力、精神的暴力、経済的な制限、性的暴力などの行為を指す。
な行	
ニート	概ね 15～34 歳で仕事に就いておらず、家事も通学もしていない人のこと。
認知症	脳梗塞や脳出血等を原因とする脳血管障害やアルツハイマー病による脳の萎縮等により、日常生活に支障をきたすような認知機能障害の症状。
認知症サポーター養成講座	認知症の支援について養成研修を受けたキャラバン・メイトが講師となり、地域や職域、学校などで認知症の基礎知識やサポーター（認知症を正しく理解してもらい、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者）として何ができるかなどについて学ぶ講座のこと。
年齢3区分別人口	年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の3区分で分けられる人口構造のこと。
は行	
はちまるごーまる 8050問題	子が高齢の親の年金に生活を依存したり、親が要介護状態になることで子どもが離職するなど、80代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる生活問題のこと。



用語	解説
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであり、その症状が通常低年齢において発現するものとして発達障害者支援法が定めるもの。
パブリックコメント (意見聴取)	公的な機関が規則あるいは命令などを制定しようとする時に、広く公に、意見・情報・改善案などを求める手続きのこと。通称「パブコメ」と略されることも多い。
バリアフリー化	公共の建築物や道路、個人の住宅において、高齢者や障がい者の利用にも配慮し、社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障がいや精神的な障壁を取り除いた状態にすること。
ひきこもり	概ね15歳以上で、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどせず、原則的に6か月以上にわたって自宅に引きこもっている人のこと。
避難行動要支援者	高齢者、障がい者、妊婦等の要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人のこと。
貧困の連鎖	貧困家庭で育った子どもが自ら世帯を持った際に、貧困家庭を形成してしまうこと。貧困家庭の子どもに十分な教育や福祉の支援が行き渡っていないことにより、社会生活の自立を阻み、再び貧困の状態に陥りやすいとされている。
福祉教育	教育分野と社会福祉分野が重なり合い、福祉に関する子どもたちの学びの支援から地域住民に対する生涯学習のこと。
福祉避難所	高齢者や障がい者など、避難時に支援が必要な人のために特別な配慮がなされた避難所のこと。社会福祉施設等の既存施設を活用することが多い。
ヘルプマーク・ ヘルプカード	義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク(カード)のこと。
ボランティア	ボランティア(活動)は、個人の自発的な意思に基づく奉仕活動や労働に携わる人のこと。ボランティアは自主的な活動であり、活動者個人の自己実現への欲求や社会参加への意欲が充足されるだけでなく、社会貢献、福祉活動等、地域福祉推進にあたって大きな役割を持つ。
福祉課題	地域の住民が抱える福祉上の課題(ニーズ)のこと。
ま行	
見守りネットワーク	小地域を単位として、近隣の人や地域の団体等が、組織的に連携を図りながら、見守り・声かけ活動や安否確認等を行い、孤立化を防止するとともに、ニーズや緊急事態を早期発見することにより、住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域づくりを進める活動のこと。
や行	
ユニバーサルデザイン	建物、生活空間、機器など、年齢・性別・障がいの有無に関わらず、全ての人が利用しやすいように考慮されたデザインのこと。



用 語	解 説
要介護認定者	入浴・食事・排せつ等の日常生活における基本的な動作の全部、または一部について、一定の期間にわたり、継続して介護を要すると見込まれる状態のこと。要介護1から5まで5つの区分が設けられている。要介護認定者は、介護給付サービスの対象になる。
要支援認定者	日常生活における基本的な動作について、継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に支援を要する、または日常生活を営むことに支障があると見込まれる状態のこと。要支援1から2まで2つの区分が設けられている。要支援認定者は、介護予防給付サービスの対象になる。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する人のこと。
要保護児童・準要保護児童	生活保護法で規定する要保護児童及び市町村教育委員会が要保護児童に準ずる程度に困窮していると認定した児童生徒のこと。経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、市町村は必要な援助（就学援助）を与えなければならないとされている。



第2期築上町地域福祉計画

編集・発行：築上町 保険福祉課 福祉係
令和3年3月

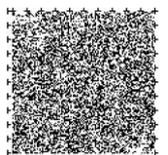
〒829-0392

福岡県築上郡築上町大字椎田 891 番地2

TEL : 0930-56-0300

FAX : 0930-56-0334

URL : <https://www.town.chikujo.fukuoka.jp>





築上町